

**内閣府と関係府省との間で調整を行う提案についての
関係府省からの第1次回答及び提案団体からの見解等
一覧（180件）**

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|------|---------------------------------|---|---|------------|-----------------------------------|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 1 | 新篠津村 | 自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等 | 子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもの認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。 | 当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。 | 内閣府、厚生労働省 | 南あわじ市、徳島市、松山市、八幡浜市 | <p>○当市は、農村部に季節保育所(認可外保育施設)を整備して農繁期の保育需要に対応しているため、農業者の保育認定に関する問題は顕在化していないが、今後認可外保育施設が無償化の対象となるに当たり、同様の問題が生じる可能性がある。保育認定に際し、保護者の就労状況を証明する書類として、「保育の必要性の認定に用いる就労証明書の標準的様式」(平成29年8月8日府子本第559号・子保発0808第1号)により被雇用者・自営業者共通の標準様式をお示しいただいているところであるが、特に就労する曜日・時間が不規則な農林水産業者には記載内容がそぐわないため、様式を活用しにくく、認定の際の書類審査に苦慮する部分もある。自営業の参考基準を検討いただいた際には、自営業用の就労証明書様式をお示しいただけるなどの技術的支援を願いたい。</p> <p>○繁忙期と閑散期のある自営業(農業)の認定及び自宅での自営業の認定について、他の就労認定との間に不公平感が生まれないよう苦慮している。</p> <p>○当市では、認定作業及び入所選考作業について、自営業や在宅勤務の場合と、会社勤務や居宅外労働の場合で差異を設けていない。国は、平成29年12月28日付け事務連絡で、居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくなく、個々の保護者の就労状況を十分に把握した上で判断すべきである、また、自営業等の方について、会社勤務等の方と比べて過度の負担を負うことがないように努めることとされている。現時点では、自営業等に対する問合せはない状況であるが、個々の保護者の就労状況を十分に把握するのは困難であり、一定の基準を設けることにより、公平性が一定担保できると考える。</p> <p>○当市も同じく自営業(柑橘農家等)が多く一定時期に作業が集中することから、年間を通しての認定に、他の保護者との公平性に欠けているのでは、(当市は農繁期保育期間あり)との声がある。自営業に対して(農家以外も)の参考基準(保育必要量、産後の扱い等)が示されれば、入所申し込み段階で説明ができる。</p> <p>○自営や農家については、就労状況を第三者が証明できないため当市においては本人の申告に基づいて認定している。国から参考基準が示されることで、不公平感を解消することができると思われる。</p> <p>○就労形態の多様化に伴い、特に自営業についての解釈は当市においても困難である。具体的にはインターネットでの動画配信による広告収入を得るために、撮影等を行っている場合に、撮影時間やそのための準備期間等についても就労時間であるものと解釈しているが、その時間に賃金は発生していない場合など。地域の実情に応じて判断することが求められる一方で、参考基準や国・都において市町村からのQAを蓄積したうえで公開する等が可能であれば、他自治体の解釈等を踏まえ実務に反映することができるものとする。</p> <p>○農家に限らず、自営業の就労認定(時間・日数等)については、就労証明を自身(または近親者)が行うことから、内容について疑義のあるケースが見受けられる。しかし、スケジュールや閑散期等により、保護者が自宅にいる場合の保育については、自営業に限った問題ではない。個別判断ではなく、月就労時間等の全体で判断すべきものとする。</p> |
| 2 | 新篠津村 | 保育士資格を有する者が幼稚園免許を取得する際の特例適用の明確化 | 幼保連携型認定こども園に就事する保育教諭の資格は、保育士の登録を受けていること及び幼稚園教諭の普通免許状を授与していることが要件とされている。現在は経過措置期間中であり、片方の資格保有者がもう片方の資格を取得する際の特例が設けられている。(分権一括法により令和6年まで延長予定)特例を受けるための要件として、一定期間の実務経験が課せられており、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際に考慮される実務経験については、教育職員免許法施行規則で規定されている。しかし、本施行規則は一見すると、へき地保育所での経験が含まれていないように誤解が生じるものとする。文部科学省のQ&Aではへき地保育所での経験も実務経験に含められるよう読めるが、明確に「へき地保育所での経験を含む。」と記載されておらず、地方自治体にとっては不明瞭と言わざるを得ないため、本規定の明確化を求める。 | 当村では、へき地保育所が地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。今後の村の運営体制も考えると、幼保連携型認定こども園への移行も検討の視野に上がっている。しかし、現状では保育教諭となるべき人材は限られており、資格の取得にあたっての特例は必要不可欠な状況である。そのような中、特例の実務経験の要件において、保育士が幼稚園教諭の普通免許状を取得する際の、実務経験にへき地保育所を含めることができるか明確でなく、移行したとしても人材をそのまま活用することが困難な状況となることが予想される。また、幼稚園教諭の免許保有者が保育士の資格を取得する際には、へき地保育所での勤務が経験として認められているため、事業者への説明にも苦慮している。 | 文部科学省 | 秋田県、南あわじ市 | ○当自治体においてもへき地保育所は、地域の児童の受け入れ施設として重要な機能を果たしている。当該施設の所在地は待機児童を抱えており、かつ子育ての拠点となるべく幼保連携型認定こども園への移行も検討している。実務経験やへき地保育所の要件を精査した上で、保育士不足の状況も踏まえ、経験ある限られた人材を活用する措置が必要である。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|-----------------------------|---|
| <p>保育の必要性の認定に係る就労の要件については、一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること、と規定されており、この要件に該当すれば保育の必要性が認定されることとなる。就労の形態については、「居宅外での労働のほか、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること(自営業、在宅勤務等)も対象とするものである」ことを、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」においてお示ししている。</p> <p>なお、利用調整にあたっては、「多様な働き方に応じた保育所等の利用調整等に係る取扱いについて」において居宅内での労働か、居宅外での労働かという点のみをもって一律に点数に差異を設けることは望ましくないことなどをお示ししているところである。</p> | <p>左記の留意事項等により、窓口や電話等で住民に「自営業や居宅内労働も保育の必要性が認められる」ことを説明しても理解を得られないのが実態である。また、保育士から見て自営業等の就労実態が疑われるケースもあり、「村では適正に保育の必要性を認定しているのか」と村規則上年1回のみ現況確認で問題のない就労証明書を年2回提出など適正な認定を保育所より求められることもある。以上のことから、保育所に関わる住民が理解できるようなモデルケースの周知が必要である。現在、国では幼児教育・保育の無償化を進めているが、多様な職業における保育の必要性について住民がわかるようなモデルケースを示して周知をしていくべきである。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>保育士等の勤務経験が評価されることとなる対象施設については、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令等の公布及び施行について(通知)(25文科初第592号)」(http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1338628.htm)にて、その改正内容と趣旨について周知を行っており、へき地保育所が含まれることを明確にしている。</p> | <p>へき地保育所に勤務している保育士が幼稚園教諭免許状を取得する際、一番最初に情報収集する資料が、免許状取得課程を有する大学等の通信教育の募集要項やパンフレット等(以下、「募集要項等」という。)である。そこには、へき地保育所が勤務経験に含まれることが記載されていない募集要項等も見受けられる。よって、取得を目指す保育士に適切な情報が伝わっていないのが現実であり、そこで勘違いをして、幼稚園教諭免許状取得を断念することもありえるので、関係機関へ適切に情報を周知し、募集要項等に適切に明記できるようにすべきである。</p> | <p>—</p> | <p>【全国知事会】 幼保連携型認定こども園に配置する職員の資格について、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任することにより地域の実情に応じた人材の確保を可能にすること。 なお、条例に委任する際には、従うべき基準とはしないこと。 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|-------------------|--|--|---|------------|--|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 4 | 五條市 【重点26】 | タクシーの営業区域の変更に係る市町村長から国土交通大臣に対する要請権限の創設 | 以下の規定を、現行の道路運送法施行規則第5条に加えるよう求める。 ①市町村長は一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域(当該市町村の区域が含まれる部分に限る。)の変更について、当該市町村のタクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請することができる。 ②国土交通大臣は、①の要請があった場合には、市町村長に対し①の要請についての回答をしなければならない。 | 本市は平成17年に一市二村(五條市、西吉野村、大塔村)が合併した結果、一般乗用旅客自動車運送事業(タクシー事業)の営業区域が市内で2つにまたがることとなった。旧五條市地域は金剛交通圏(2社が営業)に、旧西吉野村地域及び旧大塔村地域は大台交通圏(1社が営業)に属することとなった。その後急激な人口減少の影響等もあり、平成29年、本市の大台交通圏に属するタクシー事業者が消滅した。そのため、自家用車を持たない旧西吉野村地域の住民の旧西吉野村地域内を移動する交通手段の確保に支障が生じている。(道路運送法第20条の規定により、金剛交通圏の事業者が発着ともに大台交通圏(旧西吉野村地域)での運行はできない。)現在、旧西吉野村地域内の移動については、本市ではコミュニティバス西吉野コース及びデマンド型乗合タクシーで対応しているが、いずれも特定の路線・経路しか運行することができず、また、こうした公共交通手段を用いるとしても、急峻な山間部に位置する自宅から各停留所までの移動手段がないことから、高齢者が多い旧西吉野村地域の移動をドア・ツー・ドアで担えるタクシーの運行が強く求められている。現行制度上、タクシーの営業区域の設定は地方運輸局長の専権事項であり、地域住民の移動手段の確保を担う地元市町村や当該市町村が主催する地域公共交通会議の意見を反映する仕組みが存在しない。 | 国土交通省 | 川崎市、徳島県 | ○当県においても、事業者が1者のみで、夜間対応が困難な営業区域があり、夜間の医療機関への往来に支障が出ている。今後も運転手不足などにより、事業者の経営環境は厳しさを増していくものと思われるため営業区域の再編が必要になる可能性がある。 |
| 5 | 船橋市 【重点35】 | 生活保護費返還金等の徴収又は収納の私人委託 | 生活保護費返還金等(①生活保護法第63条返還金、②生活保護法第78条徴収金、③民法第703条及び地方自治法施行令第159条による戻入金)について、コンビニ収納を可能とすべく、地方自治法第243条に定める私人の公金取扱いの制限から除くため生活保護法及び生活保護法施行令に特別の定めを規定する。 | 【支障事例】生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られているが、入院中、身体等が不自由で遠出が難しい、遠方に居住している、日中は就労している等の理由で手数料のかからない一部金融機関での納付書払いが困難な債務者が一定数いる。現金書留は手数料がかかり、福祉事務所等での窓口納付も交通費がかかるため、適正な代替手段が存在せず、債務者にとっての利便性が低い。上記理由により納付困難であるということで、債権回収の折衝が上手くいかない例もあり、収納率が向上しない一因となっている。(現に、債権回収の折衝を行う際には債務者からのコンビニ収納の要望が多々ある。)また、福祉事務所等での窓口納付については、亡失等の事故のリスクが存在しているため件数を減少させる必要がある。 | 厚生労働省 | 宮城県、石岡市、楠川市、千葉市、横浜市、川崎市、美濃加茂市、島田市、知多市、高松市、八幡浜市、熊本市、宮崎市 | ○債権回収の折衝時に、収納方法が限られていることを理由に納付困難とされる場合があり、収納率が向上しない一因となっている。特に就労自立などで保護を廃止しているケースからコンビニ納付の要望がある。 ○返還金の納付については、金融機関の統廃合等もあり近くに金融機関がない場合もあり、利便性向上が図られることにより納付率の向上も期待できる。 ○生活保護の返還金の納付において、納付できる場所まで遠かったり、交通費がかかたりするため納付が遅れる事例がある。 ○提案内容と同じ支障事例あり。生活保護費返還金等の納付については、現状、各福祉事務所の庁舎内に指定金融機関の派出所が設置されていることから、保護費の現金支給の対象となっている場合などには、支給と併せて納付指導をすることで、効果的な債権回収が可能となっている。しかしながら、当該派出所については今年9月末をもってすべて撤退することが決定しており、収納率の低下が避けられない状況にある。収納率の維持・向上のため、コンビニ収納を導入することが望まれる。 ○日中は就労しており納付する時間がない等、同様の事例があるため、債務者からはコンビニ納付の要望はある。 ○生活保護費返還金等のコンビニによる納付については、納付書に生活保護等の記載がなければ、個人情報観点から有効な手段だと感じる。現に納付書を送付しても、仕事等の時間で福祉事務所窓口や金融機関等に行けないケースも多々あるため、収納率を上げる目的や、福祉事務所の現金取り扱いのリスクを考えれば制度改正をしていく必要性を感じる。 ○被保護者に返還金等の納付書を手交した際、コンビニで支払えないのかという問い合わせが少なくない。また、県外の被保護者であった者や遺族に郵送した際に、払い込みできる銀行がない可能性も少なくはない。 ○自宅から金融機関まで遠くて交通費がかかる方や、身体が不自由な方が一定数存在するため、コンビニに収納が実現すれば、ある程度の収納率の向上が考えられる。 ○生活保護費返還金等の納付の利便性の向上のためにもなるため賛同する。 ○コンビニ納付も含めた多様な納付方法が可能となれば、大幅に利便性が向上し、徴収率向上に効果が期待できるため。 ○本市では生活保護費返還金等の納付手段は、指定金融機関での納付書払い、区庁舎内の銀行派出所や区会計室での納付で、福祉事務所での窓口納付はできません。入院中、身体等が不自由で遠出が難しい、遠方に居住している、日中は就労している等の理由で金融機関の営業時間に行けない、区役所の開所時間までに来庁できないのご意見があり、同時に身近にあるコンビニ収納の要望があります。現在の納付の利便性が低いことから、債権回収の折衝が上手くいかず、収納率にも少なからず影響があると考えています。 ○生活保護費返還金等の納付手段にコンビニ収納が加わることで、収納率の大幅アップが期待される。現在の特定の金融機関でしか納付できない納付書は、現在の生活スタイルからかけ離れており、利用者の利便性を考えるとコンビニ収納の追加を望みます。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|---|---|---|
| <p>道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の営業区域については、輸送の安全及び利用者利便の確保等の観点から、地方運輸局長がその区域を定め、事業を行う範囲を確定させることとしている。</p> <p>営業区域の見直し等については、地域の関係者の意見を踏まえつつ、地方運輸局において適切に対応しているところ。</p> <p>これまでも既存の枠組みにより、地域の関係者の意見を踏まえて営業区域の見直し等の対応を図ってきたところである。例えば、長野県において、昨年度、旅客流動の実態を踏まえて、地方公共団体の地域公共交通会議における要望もあり、営業区域の見直しを行ったところである。また、福島県においては、地方公共団体と事業者の間の調整を踏まえ、事業者が存在しない地域を隣接する営業区域の一部と認める特例を設けている。</p> <p>提案内容については、「タクシー事業者を構成員に含めた地域公共交通会議において同意を得た上で、国土交通大臣に対し、要請する」規定を加えることとされているが、地域公共交通会議の構成員には、現行制度上、地方運輸局長を含むこととしており、営業区域の設定権者である地方運輸局長を含めて同意を得た事項について、改めて要請する手続き規定を加えることは、地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるものであり、不必要な制度改正である。</p> <p>以上より、五條市の支障事例については現行制度により、速やかに対応すべきものと考えられるものがあるが、提案自治体の地域公共交通会議において同意がされているとは承知していないため、まずは、提案にあるような意向も踏まえて、市町村が地域公共交通会議の主宰者として会議の運営と合意形成が円滑に進められるよう、国土交通省としても地方運輸局を通じてサポートして参りたい。</p> <p>なお、営業区域の見直しのあり方については、国土交通省において省内に設置した地域交通フォローアップ・イノベーション検討会で既に検討を行っているところ。</p> | <p>貴省から長野県や福島県の事例をご紹介いただいたが、現行制度においては、地方公共団体の要望に対する対応は、個々の事例により異なり得るものと認識している。地域交通の維持・確保に関する責務が課されている地方公共団体としては、時と場合により異なる対応を受けてしまうと不都合もあるため、法令上、要請権限を明確に位置づけることを求めるものである。</p> <p>また、当市の提案内容は地域公共交通会議のワンストップ機能を損ねるとのことだが、地域公共交通会議での議決方法は、「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」にあるとおり、それぞれの地域公共交通会議の設置要綱に委ねられており、当市の場合は多数決としている。このため、地方運輸(支)局長が反対でも、可決となる場合もあり得る。また、タクシーの営業区域の変更については、変更による影響が自団体以外にも及ぶ可能性があるため、自団体の地域公共交通会議での同意のみをもって変更できるものとは考えておらず、地方運輸局に広域的な調整をいただく必要があるものと考えている。それゆえ、当市は、地域公共交通会議での同意を得た上で、国土交通大臣(地方運輸局長)に対して要請できるというスキームを提案しているものである。</p> <p>貴省には、以上の事情をご斟酌いただき、引き続きご検討いただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国知事会】 地域住民の生活基盤を維持するためには、地域の実情に応じた公共交通体系について、地域において自ら考え実行できる仕組みづくりが必要である。このため、提案団体の提案の積極的な検討を求める。なお、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は必要な財源の措置とともに、都道府県に移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>生活保護費返還金等の納付手段にコンビニ収納を追加することについては、費用面の問題(自治体及び収納事務を行うコンビニでのシステム改修、コンビニ収納に際して必要となる手数料等)、コンビニ収納に伴うコンビニ側の事務負担の増加、収納委託先との調整等、様々な課題が考えられうるところであり、それらを整理した上で検討する必要があると考えている。また、現時点においてご提案にかかるニーズが現場においてどの程度存在しているか把握できていないことから、各自治体の意見を聞いた上で対応について検討したい。なお、提案事項の中では、「生活保護費返還金等の納付手段は、一部金融機関での納付書払い、福祉事務所等での窓口納付、現金書留に限られている」との言及があるが、現行法に基づく運用の中では、保護費の返還金等の納付については、平成28年度の地方分権提案を踏まえ、今般の法改正により生活保護法第78条に規定する徴収金だけでなく同法第77条の2の規定により徴収する徴収金についても、同法78条の2に基づいて被保護者の同意があれば支給する保護金品から徴収することができることとしている。他にも、例えば地方自治法施行令第155条において歳入の納付方法の1つとして口座振替が認められている。被保護者本人の同意に基づき上記の方法を活用して、被保護者がコンビニ等に出向く収納方法よりも確実に収納することができることから、結果として保護の実施機関が債権を適正に回収することが可能となっている。</p> | <p>コンビニ収納に必要となるシステム改修、手数料等の費用の問題については、実際に各自治体がコンビニ収納を実施するにあたり検討を行うもので、生活保護費返還金等の納付手段にコンビニ収納を追加することについては、現場のニーズで判断すべきではないか。</p> <p>その現場のニーズについては、本市及び人口規模や地域の異なる複数の追加共同提案団体が挙げた支障事例の中で、債権回収の現場である自治体のニーズはもとより、実際にコンビニで支払えないかという問い合わせが多数あることから債務者のニーズも多くあることが認められる。</p> <p>なお、本市では、システム改修費用や収納代行業者に支払う手数料などの歳出はコンビニ収納を行うことにより増加する歳入の7%弱に過ぎないと試算しており、十分に費用対効果があると考えられる。</p> <p>納付方法について、生活保護法第78条に規定する徴収金だけでなく同法第77条の2に規定に基づいて徴収する徴収金についても、同法第78条の2に基づいて同意があれば支給する保護金品から徴収することができることとなっているが、支給する保護金品のない債務者がいること、福祉事務所の責めに帰すべき事由がある場合など同法第77条の2に規定に基づいて徴収できない同法第63条に規定する返還金もあることから適用できる債権の割合が低く、これだけで十分とは言えない。</p> <p>また、納付方法の一つとして口座振替が認められているところではあるが、生活保護費返還金等の債務者の家計規模は小さく、口座の残高不足により引き落としができないことも想定される。</p> <p>以上のことから、全額公費である保護費の返還に向け、介護保険料や国民健康保険料と同様に、収納手段の増大を図るべきであると考えられる。</p> | <p>【千葉市】 生活保護費返還金等については、滞納繰越額が過大に増え、徴収率の低さが大きな課題となっている。収納の機会を増やすことは、徴収率の向上に大きく寄与するものであり、他の公債権においては、コンビニ収納により大きな成果をあげていることから、生活保護費返還金等についても十分な効果が期待できる。</p> <p>【横浜市】 就労等の理由により日中銀行に行くことができない債務者にとっては、金融機関窓口での口座振替の手続きをすることが難しく、また残高不足により口座振替不納となった場合の自治体の事務負担が発生する。コンビニ収納としての手数料を債務者が負担することは是非についてもご検討いただきたい。(実施機関ごとに判断が異なるのは望ましくないと考える)</p> <p>【川崎市】 当市では、納付書による支払いが主な返還方法となっているが、納付書については指定金融機関等の窓口営業時間のみ取扱いとなり、就労等で平日の昼間に金融機関へ行くことが困難な方や、指定金融機関が存在しない地域に転出した方等については使用ができないことから、コンビニ収納への要望が少なからず存在している。また、収入率向上のためには支払機会の拡大が必要と考えており、コンビニ収納の利便性の高さに対し大きな期待を寄せているところである。</p> <p>なお、法第78条の2は廃止ケースでは利用できないこと、口座振替は、システム改修や各金融機関との契約等、コンビニ収納と同様に予算と手間がかかる上に、利用できる金融機関にも限りが出てしまうことから、コンビニ収納を優先的に検討していきたいと考えている。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|-------------------|---------------------------------------|--|---|-----------------|---|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 7 | 三原市 | 医療従事者の籍(名簿)登録(名簿)登録まっ消(削除)申請に係る手続の柔軟化 | 医療従事者(※)の籍(名簿)登録まっ消(削除)申請の必要書類について、死亡診断書あるいは死体検案書の写し(原本照合なし)で可能とする。 ※医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士 薬剤師については、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)で可能 | 【支障事例】 本市では、県から事務移譲を受け、医籍まっ消手続に係る事務を行っている。手続に必要な書類は法令に「申請書」と規定されている以外は、国が県に示す事務処理要領等に規定されており、死亡の理由による登録のまっ消(削除)申請の場合は、死亡診断書等の原本(写しの場合は原本照合が必要)、あるいは戸籍抄(謄)本等のいずれかが必要となっている。 そのため、本市では、過去に遺族が医籍まっ消手続にいられた際、死亡診断書の写しを持参していたため、原本照合が必要である旨伝えた。しかし、既に原本は戸籍届出(死亡届)で提出済であり、原本が手元にないと苦情を言われたもの。 【制度改正の必要性】 現在は、死亡診断書等の原本(写しの場合は原本照合が必要)、あるいは戸籍抄(謄)本等のいずれかが必要となっているが、死亡診断書または死体検案書は、戸籍届出で提出するため手元には残らず、写しについても原本照合が必要であり、同様である。そのため、戸籍抄(謄)本等が必要になるが、故人(まっ消対象者)の本籍地が住所地と異なる場合など、戸籍抄(謄)本または除籍抄(謄)本の取得及び故人(対象者)の住所地へ訪問しなければならず、申請者の負担が大きい。 また、戸籍抄(謄)本の場合、編製に時間が必要なため、取得にも時間がかかる。 【懸念の解消策】 薬剤師と同じく写しで可能となるよう取扱を同様にする。 | 厚生労働省 | 札幌市、埼玉県、川崎市、新潟市、福井市、長野県、豊橋市、大阪府、兵庫県、徳島県、熊本市、大分県、宮崎市 | ○同様の苦情は本市においても過去にあったが、結果としては除籍謄本または抄本で対応していただいた。必要書類が死亡診断書あるいは死体検案書の写しで可能であるならば、申請者の負担が軽減されると思われる。 ○死亡・失踪による医師法他の免許登録抹消の手続きは、届出義務者による申請でなく届出とするよう制度を改正し、死亡・失踪を確認するための添付書類は死亡診断書及び戸籍抄(謄)本のいずれも写しとするべきと考える。 ○当県でも同様の支障が生じている。現在の制度では申請者の負担が大きく、途中で手続きが中断している事例も生じている。 ○当県においても、抹消申請の必要書類は、原則死亡診断書、死体検案書、戸籍抄(謄)本の原本としている。特に死亡診断書、死体検案書の原本の添付が難しいことから、死亡診断書または死体検案書の写し(原本照合なし)の提案趣旨に賛同する。 ○当県においても同様の事例あり。薬剤師と同じく写しで可能とすることにより、申請者の負担が軽減され、手続きの簡素化になると考える。 ○当市でも、遺族が抹消手続きにいられた際に添付書類を準備しておらず戸籍抄本等を取得してもらうために帰っていたことがあったため、原本確認ができない事例がある。 ○当都道府県においても同様の支障事例があった。また、死亡等によるまっ消申請の届出義務者は「戸籍法による死亡等の届出義務者」となっており、親族以外による申請も可能である。その場合、戸籍抄(謄)本の取り寄せについても困難となる。 ○死亡診断書または死体検案書の写しを可とし、申請者(遺族)の負担を少しでも軽減すべきであると考えている。 ○貴市が提案された支障事例と同様の苦情を言われたことがある。死亡診断書の原本及び死体検案書の原本は、遺族の方が様々な手続きに使用されており、なかなか原本照合を行うことができない。まれなケースだが、死亡診断書の再発行について尋ねられることもあるが、発行手数料が必要になることを説明すると、死亡診断書の再発行を取りやめて、戸籍抄本(謄本)の添付を望まれる。本市においては、各医療職の籍登録まっ消申請の手続きには、原則戸籍抄本(謄本)を案内している。しかし、戸籍抄本(謄本)を添付させる場合は、編成(死亡)が掲載されるまでの期間が過ぎてからの申請となるため、遺族から早めに問い合わせがあった場合は、申請を待たせるケースもある。 |
| 8 | 富山市 【重点10】 | 医療的ケア児に対する訪問看護の適用範囲の拡大 | 健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居室」以外の保育所や学校等を訪問先として認める。 | 医療的ケア児の受け入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応できる施設は少ない。 当市の保育所等では、主治医の「保育所等での集団生活が可能」の判断があれば、受け入れ可能である。しかし看護師配置等の条件に対応することが困難な状況から、保護者が付き添い、医療的ケアを行っているケースがあり、保護者の負担が大きい。 医療的ケア児の保護者が就労を希望しても、医療的ケアがあるため保育所等に預けることが難しく、職場復帰できない等、保護者の就労に影響があるところ、保育所等での医療的ケアに対する訪問看護の利用については、健康保険法上、訪問先が「居室」に限定されていることから、実質的にその利用が制限されている。 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、鳥取県、米子市、山陽小野田市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県、宮崎市 | ○医療的ケア児の居室における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居室、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 ○当市でも医療的ケア児が保育所入所が出来なかった事例がある。医療的ケア児を担当することになる保育士の不安はかなり大きい。また、看護職の確保も難しい状況であるため、どのくらい保育士や保護者の不安が軽減されるか分からないが、訪問看護ステーションの看護師による訪問看護が保育所で受けられるようになると医療的ケア児の集団参加の機会の確保ができると思われる。 ○現在、医療的ケアに当たる保育所常勤の看護師が不在時の対応として、保育所への訪問看護を実施しているが、健康保険法上、保育所での訪問看護が認められていないため、市の単独事業により、全額市が費用負担をして訪問看護の利用をしている。健康保険法における訪問看護の適用範囲を拡大し、保育所での訪問看護を可能とすべきである。 ○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○当市においても、医療的ケア児に対する看護師を配置している施設はなく、保護者が付き添うケースが見られ、保護者の負担が大きい。保険適用の範囲が拡大されれば、訪問看護を施設で利用することもでき、医療的ケア児の受入施設数も増えようと考えられる。 ○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早期・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと見られる。 ○支障事例:本来なら酸素吸入が必要な児であるが、園ではなんとか酸素なしで過ごしている。そのため児は活動を制限をしたり、保育士も体調に十分に配慮しながら園生活を送っているが、万が一の事態について保育士は常に不安を伴っている。また嚥下障がいや鼻腔からチューブで栄養摂取している児は毎回保護者が来園して対応しており、保護者の負担が大きい。 地域課題:医療的ケア児におけるニーズの把握 制度改正の必要性等:医療的ケア児に対して、保育・教育の機会を保障するために、訪問看護の訪問先について「保育所等」も対象とする必要がある。 ○現在、医療的ケア児の受入れがない状況であるが、提案の改正が行われれば、保育所等での受入れ促進が期待される。それにより、医療的ケア児の選択肢や保護者の就労機会の拡大につながるため、所要の改正が必要である。 ○当市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 ○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。 ○訪問看護が居室に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアに必要な児童をつれて行き、処置をしている。 ○当県医ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。 ○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。) ○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、当県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をしており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。 ○提案自治体と同様の状況であり、対応に苦慮している。人材が不足する中、看護師の配置も現実的に困難であるため、訪問看護の仕組みや制度の活用を検討していただきたい。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|---|--|--|
| <p>死亡又は失踪の理由による免許登録の抹消(消除)申請の際に、死亡診断書、死体検案書又は戸籍謄本若しくは戸籍抄本若しくは失踪宣言を証する書類を添付させている目的は、申請の元となる事実を担保するためである。ご提案のとおり申請者の負担軽減は重要なことであるが、その対価として虚偽申請のリスクを増すことは望ましくないと考える。今回ご提案いただいた内容は、現行ルールより申請書類の真正性の担保が落ちるものであるが、そのリスクを踏まえても改正する必要があるということであれば、抹消申請にかかる死亡診断書等のみについて、ご提案のとおり対応することを検討するが、新規登録等の他の手続きについては、従来通りとしたい。</p> | <p>本市として求めているのは、医療籍の抹消(消除)申請における必要書類である死亡診断書等の原本を写しで可能とすることである。抹消(削除)手続きにおいては、免許証(原本)を添付(返納)する必要があり、また、広島県においては、県からの事務移譲で市町が医療籍の抹消事務を行っており、本市に住民票のあった者であれば死亡を確認しているため、貴省の言われる虚偽申請リスクは低いものと考ええる。ただし、他の自治体においては、県単位で抹消事務を行っているところもあるため、貴省の言われるところも理解できる。しかし、新規登録であるならば、虚偽申請リスクがあることは分かるが、元々医療籍がある者の抹消手続において、言われるような虚偽申請リスクがあることは考えにくく、また、手続きの簡便性が図られれば、未申請者の減少も期待できる。併せて、貴省が同様に所管している薬剤師の籍抹消手続では死亡診断書等の写しで可能とされており、取扱が異なっている状況があり、考え方が統一されていないとも思われる。具体的な支障が発生しているため、医療籍の抹消(消除)手続における死亡診断書等の原本提出を、薬剤師と同じく写しで可能となるよう制度改正を求める。</p> | <p>【福井市】 回答のとおり、抹消にかかる死亡診断書等の提出については、写しで可能としていただきたい。 【大阪府】 対応内容について、虚偽申請は望ましくないが、提出期限は、死亡又は失踪の宣告を受けた日の翌日から起算して30日以内であるため、申請者の負担軽減を行うことで、適正な申請にも繋がる。そのため、薬剤師免許と同様に死亡診断書等のみ写しを添付書類として可能にする必要性は高いと思われる。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考える。具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金(切れ目ない支援体制整備充実事業)」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。</p> <p>なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認められたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。</p> <p>特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等で児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。</p> <p>さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。</p> | <p>保育所等における医療的ケア児の受入促進のため、看護師の配置など受入体制の整備を図る「医療的ケア児保育支援モデル事業」「教育支援体制整備事業」については、人材確保の難しさから、なかなか事業の着手に至らないのが実情である。本市では、保護者が施設に出向いてスポット的な医療的ケアを行うなどのサポートが出来れば、受入れが可能となるケースもあることから、こうした場合に訪問看護が活用できれば、児童の症状や性格等に精通した看護師が派遣されることで、保護者の負担が軽減されるとともに、施設においても安心感も高まり、受入れに向けての第一歩が踏み出せるものと考えている。</p> <p>国のモデル事業等の導入にあたり、看護師を採用するまでの一定期間、訪問看護を活用できれば、受入れ体制の進捗に応じて柔軟な対応が可能になる。本市では、医療的ケア児の受入実績を増やし、ノウハウを蓄積していくことが重要であると考えており、今年度、保育所に訪問看護の看護師を派遣し、一時的に入園生活を体験する事業を予定している。訪問看護には施設看護師への技術指導等、様々な活用の可能性があり、児童が保育所等から小学校に進学した場合でも、同じ訪問看護師にケアを依頼することにより、義務教育課程への移行が円滑になるものと期待している。</p> <p>また、モデル事業を実施するためには、訪問看護の診療報酬相当額を各自治体で予算計上する必要があるほか、自治体ごとの契約に基づいてサービスが提供されることとなり、サービス内容に地域格差が生じる恐れがある。</p> | <p>【横浜市】 医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあつたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくとのことだが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。 【京都市】 以下のことから、必要に応じて、健康保険法の訪問看護の適用範囲について、「居宅」以外の保育所等を訪問先として認めるべきと考える。 ・児童福祉法で医療的ケア児への保育提供体制が義務付けられている中で、被保険者の疾病又は負傷に対する治療のためであれば、訪問看護の対象を拡大しても、公的医療保険制度の趣旨を損なわない。 ・児童福祉法改正の趣旨から、医療的ケア児への保育提供体制を広く構築し、安定的運営が行える環境を整備していく必要がある。 ・訪問看護の適用範囲が拡大され、医療的ケア児が保育所等を利用できることで、保護者の就労が可能になり、保護者の経済的な負担は軽減される。 ・訪問看護サービスを保育時間全てで利用するのではなく、医療的ケアが必要な時間帯だけ、医療保険の対象である居宅における訪問看護と同程度のサービス内容(例えば、経管栄養が必要な時間だけ利用する場合、1回の訪問につき、30分から1時間30分程度、1対1での個別サービスの利用)でも対応は可能である。 【宮崎市】 保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方について、国における「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」における議論を注視していく。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|--|-------------------------------|---|--|------------|--|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 9 | 佐伯市、別府市、大分市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町 | 災害ボランティア車両の有料道路無料化措置に係る運用の明確化 | 災害ボランティアのために使用する車両に係る有料道路の無料化措置について、被災地の社会福祉協議会やボランティアセンターが発行するボランティア証明書類を持参した車両であれば、全国の地方自治体が発行する災害派遣等従事車両証明書がなくても有料道路の通行が可能となるよう、「料金を徴収しない車両を定める告示」の改正または解釈及び運用の明確化を行うこと。 | 【現状】 災害ボランティアのため使用するものとして料金を徴収しない車両は、告示において、地方公共団体等が要請したボランティア活動のため使用する車両で当該道路を管理する会社等が料金を徴収することが著しく不適当であると認められたものが対象とされている。 現状では、社会福祉協議会やボランティアセンターからのボランティア証明書類に加えて、全国の地方自治体が被災都道府県からの協力依頼に基づき発行する災害派遣等従事車両証明書が別途必要な取り扱いとなっている。 【具体的な支障】 ・申請者は、最寄りの市役所の窓口でボランティア証明書を持参した上で、車両証明書の発行を受ける。窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行っている。 ・車両証明書は、精算する料金所(出口IC)ごとに1枚の提出が必要であり、証明書に記載したICでしか利用することができないため、被災地が遠距離となれば、証明書を往復分で何枚も発行する必要がある。 ・申請者がIC名や経路等を熟知していないケースが多く、その都度、窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認している。 ・被災地との往復間で急な経路変更等が発生した場合には、申請者は再度窓口に向向き、新たに発行した証明書を料金所に郵送しなければならない。 ・なお、被災自治体においても同様の事務が発生するため、復旧業務を行う上でも負担となっている。 | 国土交通省 | 八戸市、いわき市、栃木県、世田谷区、多治見市、愛知県、西尾市、田原市、八尾市、兵庫県、出雲市、広島市、高松市、宇和島市、大村市、宮崎市、鹿児島市 | ○平成30年7月豪雨では、当市でも応急対策や被災者支援、復旧業務に追われた。そのような中、愛媛県南予地域をはじめ、広島県や岡山県に向かうボランティアに対する災害派遣等従事車両証明書業務も重なった。当市のように、被災した自治体にとっては、災害派遣等従事車両証明書業務は大きな負担となっている(※参考…平成30年7月西日本豪雨に係る災害派遣等従事車両証明書の発行枚数:約4,500枚)。近年、災害は広域化しており、また、南海トラフ地震の発生を懸念されている。 ○即日発行を基本としているが、申請ごとに精算所やルートの確認が必要であり、対応に時間を要する。記載してある精算所以外は利用できないため、急なルート変更が生じた場合に対応できない。 ○当市では、平成30年7月豪雨時に数件事務を行った。事務処理としては、申請者が、市役所担当課窓口でボランティア証明書を持参した上で、車両証明書の発行を受け、窓口では被災地までの経路の確認等をして、発行を行ったが、申請者がIC名や経路等を知っていることに加え、同じ路線であっても、往路では料金精算所があっても、復路では通過になっているため、往路と復路の証明書が同一ではないなど、確認に手間取った。申請者によっては出発の前日に申請し、その場での発行となるため時間を要することは望ましくない。 ○災害派遣等従事車両証明書の発行に時間がかかるため、急な申請に対応ができない。(「これから出発するため今すぐ証明書を発行してほしい」などの事例。決裁を取ってから発行となり、時間がかかるため申請者が諦めるケースがある。)また、申請者がIC名や経路等を熟知していないケースが多く、その都度、窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認しており、申請者、窓口職員ともに負担が大きい。 ○申請者によると経路の確認は大きな負担になっていると聞く。申請者の負担を軽減することで被災地に向かうボランティアを増加させることができると考える。 ○被災地に向うまでの経路において、最適な経路や精算が必要になるIC及び料金所を窓口職員が調べなくてはならず、複雑な作業であった。高速道路の管理者毎に災害派遣等従事車両証明書を用意するのではなく、出発地と目的地1枚だけで全線通行可能なように制度改正されれば、料金所等を調べる作業が簡素化されることが見込まれる。 ○被災時に災害対策本部が設置されている中でも事務を行わないといけないため、災害対応や復旧に支障があった。 ○「災害派遣等従事車両証明書」の発行については、各ボランティアにより異なるルート(IC名称等)の確認や、往復分の証明書発行などの事務が生じ、災害の規模が大きいほど件数も多く、担当課の業務に負担が生じることが懸念される。 また、閉庁時間や決裁等で受付から発行までに時間を要する点などは、災害ボランティアに対しても円滑なサービスとは言いがたい。被災県となった場合、あるいは被災県の近隣県であった場合などはボランティア担当課は災害対応することとなり、発行に対応する体制の維持は困難である。国土交通省告示には「地方公共団体等が要請」と規定されているため、現状では同一の自然災害でも各被災県がそれぞれ依頼文書を各都道府県等に通知しており、円滑な発行事務のためには、運用を改善する必要がある。 ○申請の受付、証明書発行は市役所の開庁時間しか行っておらず、申請者はその時間内に来庁しなければならない状況である。 ○当市においても、高速道路会社のホームページ等で経路を確認する必要がある、災害派遣等従事車両証明書発行に多大な時間を要し、特に、災害時には、大きな負担が生じている。 ○昨年度、西日本豪雨等の災害ボランティア派遣において、申請を受け付けたが、申請後に途中のICにおいてボランティアを乗せたり、圏央道経由で行く予定が首都高経由に予定変更になった場合、その都度窓口職員が高速道路会社のホームページ等で経路を確認しており大きな負担が生じた。 ○自治体によって書類の様式が変わっていることがあり、車両証明書の発行手続きの際、ボランティア側、自治体担当者が混乱することがある。様式の統一化や必要な証明書の枚数を減らす等、支援に向かうまでの事務手続きが円滑化されることでボランティア側、自治体担当者の負担を軽減する事ができると考えている。 |
| 12 | 岩手県、盛岡市、一関市、陸前高田市、西和賀町、一戸町 【重点18】 | 転院に係る診療報酬の算定方法の見直し | ・転院に係る診療報酬の算定方法の見直し(地域の実情に応じ、開設者が同一の病院間で転院した場合でも、病院ごとの入院日を起算日として取り扱うこと) ・地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率に、同一開設者による病院間での紹介も含めて算定 | 広大な県土を有し、医療資源の乏しい地域を抱える岩手県では、県が開設者となって26県立病院等(20病院及び6地域診療センター)及びリハビリテーションセンターなどを設置し、各二次保健医療圏における基幹病院としての役割や、交通事情や医療資源に恵まれない地域における、地域の初期医療等の役割を担っている。これらの県立病院等においては、各医療圏域内で診療機能を分担し、地域医療連携(病病・病診連携)を固りながら、地域住民への適切な医療提供体制を構築している。 現行の診療報酬の算定方法において、患者が転院した場合、通常は入院期間がリセットされるが、同一の開設者など「特別の関係」の場合は、入院期間が通算される取扱となっている。このため、基幹の県立病院から入院患者を受け入れた後方支援の県立病院は、実質的には新規患者であるにも関わらず、基幹病院分も含めた入院期間となり、入院基本料への下記加算が低額又は算定不可になる。 ・14日以内の期間…1日あたり450点(1点=10円で4,500円) ・15日以上30日以内の期間…1日あたり192点 また、地域医療支援病院の承認要件である紹介率・逆紹介率について、同一開設者間での紹介を含めることができない。 | 厚生労働省 | 福島県、小松市、高松市、宇和島市 | ○市立4病院のうちリハビリテーション病院では、急性期医療に引き続き回復期のリハビリテーションが必要な患者の受入れを行っている。当市運営の基幹病院から患者が転院した場合、「特別の関係」として入院期間が通算される取扱となっていることから、他病院からの転院患者の場合と同じ対応を行っているにも関わらず、入院基本料への下記加算等が算定不可となっている。 ・医療安全対策加算2…入院初日30点 ・医療安全対策地域連携加算2…20点(医療安全対策加算2の加算) ・感染防止対策加算2…入院初日90点 ・診療録管理体制加算2…入院初日30点 ・データ提出加算2…入院中1回210点 ・提出データ評価加算…20点(データ提出加算2の加算) ○複数の市立医療機関を有していないため、現状が県と異なるが、各医療圏域内での診療機能を分担及び地域医療連携(病病・病診連携)を推進する観点から、共同提案を行うもの。 ○地域医療支援病院に認定されることで、地域においては、地域のかかりつけ医からの紹介患者に対する医療の提供、医療機器等の共同利用、地域医療従事者の研修などを行い、地域における医療の確保のために必要な支援を行うことにより、地域医療の充実が図られる。 ○このようなルール(同一開設者同士での患者の紹介を行った場合に、診療報酬上の制約)ができたのは、同一開設者の医療機関同士で何度も患者を紹介し合い、高い点数を得ようとする悪質な医療機関が出てくるためではないかと推測するが、最近は同一開設者の医療機関でも機能分化(A病院は急性期、B病院は慢性期等)が行われていると考えており、また病棟の看護師が特に忙しいのが、入退院時であり、上記のような悪質なことを行う医療機関は少ないのではないかと考える。また、病院完結型医療から地域完結型医療への転換を目指しているが、同一開設者の医療機関を紹介先の選択肢から除かなければならない(同一開設者の医療機関へ紹介すると逆紹介率が下がるため)のは、地域完結型医療を目指す上での弊害になると考える。特に過疎地域では医療機関が少ないため、逆紹介率を上げたといえると、紹介する医療機関が限られてしまうといった問題がある。また、このようなルール(同一開設者同士での患者の紹介を行った場合に、診療報酬上の制約)を無くすことで、どの病院に入院していたのか、どの病院から紹介されてきたのか、どの病院へ紹介するのかの確認を行う必要がなくなり、医療機関の負担軽減となる。 ○当県立病院が位置するのは中山間地域、東日本大震災被災地域及び精神医療であるが、岩手県と同様に広大な県土を有している。同一開設者による入院患者の継続については、診療報酬に基づき継続扱いにて算定しているが、民間病院等からの紹介患者と何ら対応は変わらないことから、「入院日」=「起算日」としての改正を要望する。なお、このことにより、県立病院以外にも同一開設者の公的病院や民間病院等においても同様の取扱いが可能となる。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|---|-----------------------------|--|
| <p>地方分権改革における提案募集の対象は、①地方公共団体への事務・権限の移譲（以下「権限移譲」という。）及び②地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し及び必置規制の見直しをいう。）とされているものと承知（「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定、平成31年地方分権改革に関する提案募集要項（内閣府地方分権改革推進室））。</p> <p>他方、本提案について、高速道路会社は、道路整備特別措置法（以下「法」という。）第24条第1項により、高速道路等を通行する自動車から料金を徴収することとされているところ、災害救助等にかかるボランティア車両については、同条ただし書に基づく同法施行令第11条に基づき定められた「料金を徴収しない車両を定める告示」（平成17年国土交通省告示第1065号。以下「告示」という。）第3号において、料金を徴収しないことができるものとされている。</p> <p>このように、本件提案に係る法及びこれに基づく告示は、民間会社である高速道路会社における料金徴収の対象について定めるものであり、本告示により、地方公共団体に何らの義務等を課すものではなく、本件提案は、上記権限移譲及び規制緩和のいずれにも該当しないことは明らかであることから、地方分権改革における提案募集の対象外と承知。</p> <p>なお、告示に基づくボランティア車両に係る高速道路料金の無料措置の現場運用については、高速道路会社と、地方公共団体、社会福祉協議会等の関係者との間で必要な調整の下、その仕組みが構築されているものと承知しているが、当該無料措置については、今般、高速道路会社において、関係者との調整の上、手続きを見直し、簡素化したと承知している。</p> <p>具体的には、本年7月1日以降の災害に対し、ボランティアの方は、高速道路会社のホームページからダウンロードした「ボランティア車両証明書」に必要事項を記入したものを料金所で提出（※）することで、無料措置を利用可能となると聞いている。</p> <p>これにより、証明書の迅速な発行が可能となるとともに、被災地の社会福祉協議会等や全国の地方自治体がボランティアの方とやり取りする必要もなくなることから、地方公共団体のみならず、制度の利用者や社会福祉協議会等においても、その手続負担の大幅な軽減に繋がると考えている。</p> <p>※証明書の発行枚数についても、これまでは複数の料金所を通過する場合に複数枚発行が必要でしたが、往路復路それぞれ1枚ずつ（計2枚）に見直し。</p> | <p>本提案については、内閣府の整理のもとで、実質的に地方への義務付けになっている事務の見直しに係る提案として、提案募集の対象とされたものと承知している。</p> <p>国土交通省からの回答にもあるように、令和元年7月1日付で各高速道路会社が発表した、「災害ボランティア車両の高速道路無料措置における手続きの簡素化について」において、道路会社等のWEBサイトで、従前の「災害派遣等従事車両証明書」に代わる「ボランティア車両証明書」をダウンロードし、それを料金所に提出することで無料措置を利用できるように運用の見直しが行われた。</p> <p>この見直しにより、社会福祉協議会等でのボランティア証明書類や自治体での災害派遣等従事車両証明書発行手続きが不要となり、申請者にとっても大きな負担軽減となると期待している。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>診療報酬においては、個々の患者の状態に応じた効率的・効果的で質の高い入院医療を提供する観点から、医療機関に長期に入院している場合、1日単位の点数が通減していくこととなっている。仮にご提案のとおり、医療機関同士が特別な関係にある場合について、入院期間のリセットを行うことを認めると、経営主体が同一の医療機関の中で、医療機関の裁量で患者を移すことで、点数の通減をリセットして高い点数を算定できることとなる。診療報酬はその費用を保険料・患者負担・公費で賄うものであり、上記のような取扱いを認めることは、患者である住民の負担を不当に増大させることに繋がると考えられる。</p> <p>また、患者の状態に応じて適切に異なる機能の病院に転院させた場合は、現時点でも入院期間を通算しない取扱いとなっているため、患者の病態に応じた適切な医療を提供している限り、要望の趣旨は現時点でも満たされていると考える。</p> <p>地域医療支援病院は、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、紹介患者に対する医療提供等を行い、かかりつけ医等への支援を通じて地域医療の確保を図る病院として、平成9年の医療法改正において創設されたものである。このため、地域の診療所を受診した上で紹介されてくる患者に対して医療提供を行うことを基本とし、ご指摘の地域医療支援病院紹介率が一定以上であることを要件としている。ご提案のように、一律に同一の開設者の医療機関の間での紹介患者を紹介患者として評価すると、例えば、診療所から同一の開設者の病院に患者を紹介した際に、当該患者が当該病院の紹介患者とカウントされて評価されることとなり、当該診療所には、他に、患者に身近な適切な病院（開設者が同一でない）があったとしても、遠くの開設者が同一の病院に紹介するインセンティブが生まれることとなり、患者の不利益につながる。</p> | <p>特別の関係にある医療機関の間での転院について、地域要件（医療資源の少ない地域にある医療機関等）や患者の状態による要件（自院で行えない治療を必要とする場合等）など、一定の条件下のみに限定すれば、医療機関が加算目的で患者を移すことを防ぐことができると考える。そもそも、特別の関係にない病院間では点数通減のリセットが認められているため、特別の関係の病院間においても上記のような対応策を講じることで、住民の負担が不当に増大するとは言えないのではないか。また、結果的には住民にとっての医療サービスの向上に資するものであるため、住民の理解は得られると考える。</p> <p>一般病棟（急性期）から回復期リハビリテーション病棟への転院や、急性増悪による場合は、入院期間を通算しない取扱いとなっている。しかしながら、現時点では、医療資源の乏しい地域においては、回復期リハビリテーション病棟の施設基準を満たす病院があるとは限らず、特別の関係にある医療機関の間で、一般病棟から一般病棟への転院にならざるを得ない場合や、自院で行えない治療を必要とする場合の転院があり、入院期間が通算される状況があることについて、配慮の必要があると考える。</p> <p>地域医療支援病院についても、地域要件や患者の状態による要件など、一定の条件下のみに限定すれば、遠くの病院への紹介など患者の不利益につながるような紹介を防ぐことができると考える。</p> <p>医療資源の乏しい地域においては、選択できる医療機関は少なく、地域医療連携を図りながら地域住民への適切な医療を提供するためには、特別の関係にある医療機関への転院や開設者が同一の医療機関への紹介が必要なことをご理解いただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|--|---------------------------------|--|--|------------|---|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 15 | 岩手県、青森県、盛岡市、花巻市、一関市、陸前高田市、西和賀町、軽米町、一戸町、秋田県 | 自殺対策費補助金の早期の交付決定 | 自殺対策費補助金の年度当初の早期の交付決定 | 本県の事業「自殺対策事業費」の財源となっている国の自殺対策費補助金については、例年12～1月頃の交付決定となっており、平成30年度も1月の交付決定となっている。 地域自殺対策推進センター(県精神保健福祉センターに設置)の運営費については、同補助金を財源としているが、事業費の約8割が相談対応及び市町村計画策定等の支援にあたるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 (参考)平成30年度の交付決定日 平成31年1月8日 | 厚生労働省 | 宮城県、秋田市、山形県、山形市、豊橋市、熊本県 | ○平成30年度は県からの補助金決定通知が12月であった。市では同補助金を財源に、民間団体に補助金を交付しており、各民間団体の活動は同補助金を財源としていることから、計画的な事業執行が困難な状況となっている。年度当初の早期の交付決定が必要である。 ○計画的、効果的な事業実施のために早期の交付決定が必要となります。 ○交付決定が1月となることから、交付額決定の前に事業を進めなければならず、物品購入や講師謝金等の支出に支障をきたしているため、共同提案を行うもの。 ○本県も同様の支障が生じており、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 ○地域自殺対策推進センター(県精神保健福祉センターに設置)の運営費については、同補助金を財源としているが、事業費は相談対応及び市町村計画策定等の支援にあたるスタッフ等の人件費であり、交付決定の遅れ等があると計画的な事業執行が困難となることから、年度当初の早期の交付決定が必要である。 ○当市における自殺対策強化事業については、年間を通しての相談事業等の財源として交付金を活用しているものもあり、交付決定が遅くなることで事業の執行が困難になることから、年度当初の交付決定が必要である。 |
| 18 | 東京都 【重点37】 | 小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和 | 中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。 | 【現状】 中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。 【制度改正の必要性】 学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。また、平成31年1月25日付け中央教育審議会答申(※1)において、「学校における働き方改革」の視点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられたことに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。 ※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について(答申)」 ※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」 | 文部科学省 | 宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、粟島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本市、宮崎県 | ○当村の小学校と中学校は、小中同一校舎で教育活動を行なっている。そこで、中学校英語の免許を保有する教員が小学校教諭の免許を合わせて保有することは、教科における小中連携を推進するうえで有効に機能する。 ○小学校免許を所持していない専科教員は、専門教科以外の指導ができないため、学校現場において柔軟な対応ができない状況にある。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟で充実した指導ができるようになる。 ○以下の支障事例が生じている ・小学校講師が不足しているため、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。 ・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動等が容易となる。 ・小規模の小中併設校の教員配置が行いやすくなり、学校運営上も有効である。 ○小学校における教科担任制を推進するにあたり、中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、教員の人事配置において柔軟な対応が取れるようになる。 ○令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の導入が全面実施されることから当県においても、小学校における専科教員の人数が増加している。今後も、増え続ける見込であり、専科教員に対する免許法別表第8の授与要件を緩和することにより、隣接校種免許状の併用が促進され、また、外国語活動に対する対応以外にも、小中連携教育の更なる強化及び円滑な人員配置が可能となる。 ○当団体では、小中一貫教育を推進しており、多様な交流・柔軟な人事配置を行いたいため、制度改正の必要性があると考えます。 |
| 19 | 出雲市 【重点5】 | 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合の要件緩和について | 社会福祉法人が放課後児童クラブを設置する場合も、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けたものであっても実施することができるよう、保育所等と同様の特例を認める。 | 近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため、全国的に放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況にある。本市においても、年々利用ニーズが増加しており、それに伴い、待機児童も増加傾向にある。待機児童の解消は喫緊の課題であり、市が設置する施設だけでは増加する利用ニーズに対応することが困難な状況であることから、社会福祉法人等による事業参入の促進を図っている。 一方で、社会福祉法人の認可に関する基準では、社会福祉法人が通所施設を設置する場合、保育所等については、設置に必要な不動産を国または地方公共団体以外の者から貸与を受けて行うことができるよう要件緩和がされているが、放課後児童クラブは、この要件緩和の対象施設に含まれていない。そのため、本市では、市内の社会福祉法人から放課後児童クラブを新設したいとの相談を受けたが、民有地を借り受けて整備を行う計画であったことから、事業実施を断念せざるを得ない事案が生じたところである。今後さらに増加する利用ニーズの対応に必要な施設の量的整備を進めるに当たって支障が生じている状況にある。 | 厚生労働省 | 八戸市、島根県、倉敷市、八幡浜市、大村市、熊本市 | ○当市では、保護者、民生委員、学校関係者などで構成する地域の運営委員会に放課後児童クラブ事業を委託しているが、利用児童数の急増で複数クラブの設置によるクラブ運営の大規模化、処遇改善などをはじめとする労務管理の複雑化など、ボランティアが中心の運営委員会方式では、限界との声も大きくなっている。このため、将来は運営形態の多様化が必要と考えますが、その受け皿として、社会福祉法人は必須となる。なお、当市では、クラブ室は、学校の余裕教室や特別教室、近隣の公立幼稚園など公共施設の活用、校庭への専用クラブ室の設置のほか、学校近隣の空き家などを賃借し、実施しているが、この通知での通所施設の範疇に児童クラブが含まれると、空き家などの賃借でのクラブ室の存続が困難となり、社会福祉法人へ運営移管した途端に待機児童が激増となる。このことは、国として進めている待機児童解消加速化プランの進展の阻害要因となるため、速やかな改正、または解釈により、賃借であっても社会福祉法人が放課後児童クラブ事業を実施できることを明確化されたい。 ○当県では人口減少に伴い、主に山間部や市部でも、空き家や耕作放棄地など、活用されずに放置されている土地や施設が存在している。放課後児童の待機児童解消のためにも、そういった民間の施設や土地の貸与を受け、法人が児童クラブを設置できるようになると、場所の選別や予算などの選択肢が拡がり、放課後児童クラブの充足に繋げることが出来ると考えられる。 ○社会福祉法人の運営するクラブが狭隘な状況になった場合の代替案が複数あることは、市民の利用ニーズに早急な対応が可能となることから、制度改正は必要と考える。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|---|---|-----------------------------|---|
| <p>要綱の早期改正や執行事務の分担、スケジュールの進捗管理の徹底などにより、今年度は、昨年度よりも早期に交付決定できるよう処理を行うこととし、来年度以降についても速やかな処理に努める。</p> | <p>本県及び追加共同提案団体の支障事例に留意の上、回答で示された取組等により、早期の交付決定をお願いしたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>ご要望いただいた教育職員免許法別表第8の改正については、平成31年4月17日に中央教育審議会に対して諮問を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中の、「新学習指導要領に示された児童生徒の発達段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員免許制度の在り方」においてご審議いただくこととしており、今後検討を進めてまいります。</p> | <p>中央教育審議会でも検討していくものとのことであるが、本提案についても、教員免許に関する論点の一つとして位置付けて前向きに議論していただきたい。あわせて、本案に御対応いただけることとなった場合、その内容と今後のスケジュールについて、提示可能となった時点で御提示いただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> |
| <p>提案を踏まえ、放課後児童クラブについて、社会福祉法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けても開設できるよう、「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」（平成12年9月8日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長通知）を改正に向けて検討する。</p> | <p>前向きな検討に感謝する。提案の早期実現に向けて、検討をお願いしたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|---------------|-----------------------|--|--|------------|--|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 20 | 出雲市 【重点42】 | 犬の登録情報の取扱いの変更 | 狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。こと。(例)登録頭数に含まないもの:年齢が20歳を超える犬であって、直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき | 所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来している状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要がある、時間を要する。 ＜参考＞ 年齢が20歳を超える犬で直近5年間注射済票の交付がない頭数217頭(令和元年5月27日現在) (1)当該犬に係る経費 85千円 【内訳】 郵送費:12千円 電算処理費:6千円 臨時職員雇用費:67千円 ※死亡犬確認作業 (2)接種率 69.7%(平成30年度末時点) 71.5%(登録頭数に含まない場合) | 厚生労働省 | 旭川市、大船渡市、秋田市、三鷹市、東村山市、福井市、軽井沢町、豊橋市、豊川市、田原市、亀山市、広島市、防府市、高松市、大牟田市、大村市、熊本市 | ○当市においても、速やかに犬の死亡届を提出しない飼い主が多く、無駄な事務経費がかかっている現状にある。 ○犬の所有者が、登録事項の変更の届出をしないまま転出等を繰り返すことにより連絡がつかなくなり、犬は不在であるにもかかわらず、犬の登録情報が台帳に残ってしまう場合がある。 ○所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、登録を削除するためには、7月から未注射の犬の飼い主(1500件)に直接電話して死亡、転居等の確認を行ったり、集合注射のハガキが戻ってきた飼い主に直接電話して確認を行ってはいるが、相当の時間を消費する。 ○当市での20歳超かつ5年間注射済票の交付がない頭数は666頭であり、接種率に4%程度の影響が出ていると推測される。経費については、郵送費のみで83千円程度は必要となっている。 ○犬の死亡届が出ていない高齢犬の登録を抹消するため、所有者へ電話やハガキ等で生存確認を行っており、それに係る労力や費用などは業務において負担となっている。 ○提案団体の具体的な支障事例と同様の事象が当市においても発生している(当市における20歳以上の犬登録件数:376件)。狂犬病予防注射済票未交付の犬登録者に対するの督促状文面に、飼犬の死亡時は死亡届を提出する必要がある旨を記載し勧奨を行っている。それにも関わらず死亡届が提出されないケースが残っている。 ○当市においても、登録原簿において年齢が20歳を超え直近5年間注射済票の交付がない犬が416頭、また、年齢が25歳を超える犬が22頭(いずれも令和元年6月18日現在)ある。 登録原簿の管理上、飼い犬の死亡届出に関する飼い主に対する周知徹底、飼い主への確認が重要であるが、現実に原簿に存在し、飼い主とも連絡がとれないこれら高齢の犬について、一定の条件下で職権による削除等の取扱いを定めることは、原簿の適正な管理、事務負担の軽減等の観点から有用と考える。 ○提案市と同じく、飼い主が犬の死亡や事項変更等の手続きをしないことが多く、正確な犬の登録頭数を把握できず対応に苦慮しており、狂犬病予防接種の案内等の手続き通知の経費負担にもなっている。 ○犬の所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来している状況である。予防注射通知ハガキ等の郵送費の経費がかかっている。また、登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、犬の所有者に直接確認する必要がある、時間と費用を要する。狂犬病予防法に基づく業務で、犬の所有者から死亡届が提出されない登録原簿について、平成14年6月11日付健感発第0611001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知にある転居先不明原簿と同様な取り扱いとし、一定の条件を満たすものは登録頭数に含めないものとする。こと。(※一定の条件の例…登録頭数に含まないもの:年齢が20歳を超える犬であって、直近1年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき) |
| 21 | 出雲市 【重点42】 | 犬の登録情報の職権削除等ができる権限の付与 | 一定期間経過したものについては、その犬の登録を職権削除等ができる権限を付与すること。(例)職権削除できるもの:年齢が25歳を超えるもの | 所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、市は登録を削除することができないため、現行の規定では、正確な犬の登録頭数を把握することが困難になっており、適正な登録原簿の管理に支障を来している状況である。 また、登録原簿を管理するための電算処理費、予防注射通知ハガキの郵送費等の経費がかかっている。登録頭数が実際より多い場合は、予防接種の接種率にも影響がある。登録を削除するためには、所有者に直接確認する必要がある、時間を要する。 ＜参考＞ 年齢が25歳を超える犬の頭数 75頭(令和元年5月27日現在) (1)当該犬に係る経費 34千円 【内訳】 郵送費:5千円 電算処理費:2千円 臨時職員雇用費:27千円 ※死亡犬確認作業 | 厚生労働省 | 旭川市、盛岡市、秋田市、三鷹市、東村山市、福井市、軽井沢町、豊橋市、豊川市、田原市、亀山市、広島市、防府市、高松市、大牟田市、久留米市、大村市、熊本市、鹿児島市 | ○当市においても、速やかいかい犬の死亡届を提出しない飼い主が多く、無駄な事務経費がかかっている現状にある。 ○犬の所有者が、登録事項の変更の届出をしないまま転出等を繰り返すことにより連絡がつかなくなり、犬は不在であるにもかかわらず、犬の登録情報が台帳に残ってしまう場合がある。登録原簿の適正な管理に資するため、職権削除の根拠となる運用指針(通知等)を要望する。 ○所有者が、義務である犬の死亡の届出をしないことが多く、登録を削除するためには、7月から未注射の犬の飼い主(1500件)に直接電話して死亡、転居等の確認を行ったり、集合注射のハガキが戻ってきた飼い主に直接電話して確認を行ってはいるが、相当の時間を消費する。 ○当市での25歳超の頭数は280頭であり、接種率に2%程度の影響が出ていると推測される。経費については、郵送費のみで34千円超は必要となっている。 ○犬の死亡届が出ていない高齢犬の登録を抹消するため、所有者へ電話やハガキ等で生存確認を行っており、それに係る労力や費用などは業務において負担となっている。 【経費】 役務費:62千円、臨時職員雇用費:42千円 ○提案団体の具体的な支障事例と同様の事象が当市においても発生している(当市における20歳以上の犬登録件数:376件)。狂犬病予防注射済票未交付の犬登録者に対するの督促状文面に、飼犬の死亡時は死亡届を提出する必要がある旨を記載し勧奨を行っている。それにも関わらず死亡届が提出されないケースが残っている。 ○年齢が20歳以上の高齢犬(20頭)について、職権削除できる権限を付与されたい。また、支障事例等の補強に関することとして、飼い主が転出した場合、一定期間の経過した転居先不明犬(高齢犬以外を含む119頭)についてもその登録を職権削除ができる権限を付与されたい。 ＜参考＞(令和元年6月20日現在) ・年齢が20歳を超える犬20頭に係る経費3,308円(内訳:郵送費2,480円(予防注射通知ハガキを年に2回送付)、予防注射案内ハガキ作成費(年に2回作成)828円) ・転居先不明犬119頭に係る経費19,682.6円(内訳:郵送費14,756円(予防注射通知ハガキを年に2回送付)、予防注射案内ハガキ作成費(年に2回作成)4,926.6円) ・接種率:この権限が付与されれば、平成30年度末時点の接種率85.4%が87.0%に向上する。 ○当市においても、登録原簿において年齢が20歳を超え直近5年間注射済票の交付がない犬が416頭、また、年齢が25歳を超える犬が22頭(いずれも令和元年6月18日現在)ある。 登録原簿の管理上、飼い犬の死亡届出に関する飼い主に対する周知徹底、飼い主への確認等が最も重要であるが、現実に原簿に存在し、飼い主とも連絡がとれないこれら高齢の犬について、一定の条件下で職権による削除等の取扱いを定めることは、原簿の適正な管理、事務負担の軽減等の観点から有用と考える。 |
| 22 | 出雲市 【重点42】 | 狂犬病予防法に国外転出の届出を義務化 | 狂犬病予防法に、登録を受けた犬の所有者は、その犬の所在地を国外へと変更する場合、その犬の所在地を所轄する市町村長に届け出なければならないという旨の条文を追記する。 | 現行法では変更届は新所在地を所轄する市町村長へ届け出ることとなっているため、国外の場合、飼い主は変更届を提出することはない。このことから、市外に転出しているにも関わらず、法に届出が明記されていないため、原簿の適切な管理が行えない現状がある。 また、平成7年2月6日付衛乳第16号厚生省生活衛生局乳肉衛生課長通知の中でも、犬の登録原簿の管理について、変更届が適正に行われていない場合にあっては、届出書の提出を求める等登録原簿の適切な整理を行うこととしているが、提出を求める届出書が規定されていないため、犬の所在を正確に把握できず、所在不明犬として管理することになる。 ＜参考＞ 当市には外国籍住民が4,986人(平成31年4月30日現在)在住しており、外国籍の住民から、自国に戻る際の犬の手続きについて問い合わせがある。 | 厚生労働省 | 旭川市、盛岡市、秋田市、福島県、新潟市、軽井沢町、豊橋市、豊川市、亀山市、八尾市、防府市、高松市、大牟田市、熊本市 | ○当市において、数年前に「犬を連れて海外に永住するので犬の登録を抹消してほしい。」との飼い主からの申出に基づき登録原簿を削除した(便宜上死亡扱い)が、当該者はその後犬を連れて帰国し、他市で所在地変更届をしたため原簿復帰させた事例があった。現行では、管轄市町村における犬の登録原簿の削除規定は「死亡」「国内における管外転出」のみであるので、削除事由に「国外転出」を追加すべきと考える。 ○所有者(外国人)が犬の変更届を提出し忘れることも考慮し、所有者が海外へ転出後、犬の所在地を所轄する市町村長が犬の登録を職権削除できる必要がある。なお、犬は一生に一度の登録でよいという制度であるため、日本へ犬を連れて戻ってきたら、所有者は変更届(転入)を新所在地を所轄する市町村長に届け出る必要がある。 ○狂犬病の予防には、県内の犬の動態を正確に把握する必要がある、そのためには市町村による犬の登録原簿の管理が欠かせないことから、従来の届出に加え、国外に転出する犬の届出について制度を設ける必要があると考える。 ○出入国管理法改正を受けて今後外国籍住民が増加することが予想され、必要な制度改正と考える。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|---|---|--|
| <p>最近の犬の寿命を考慮しつつ、登録から一定期間を経過した犬の原簿については、より適切な管理に向け必要な見直しを検討していく。</p> <p>なお、所有者への通知に当たっては、必ずしも諸費用の発生する郵送手続きによる必要はなく、複数回にわたり連絡が取れない犬の所有者に対して、自治体の判断で郵送手続き等を行わないことも可能である。</p> <p>また、御指摘の「直近5年間狂犬病予防注射済票の交付を受けていないと認められるとき」については、公衆衛生上の観点から年1回の飼い犬の予防注射義務を飼い主に課しているため、その義務を5年間果たしていないことをもって登録頭数から除くのは望ましくないと考える。</p> | <p>本提案で20歳以上を基準としているのは、犬の平均寿命を勘案して設定したものであり、さらに「過去5年間の注射歴なし」を判断基準に加えたのは、高齢犬の死亡推定を裏付け、より確実にするための付加基準とするものである。</p> <p>20歳未満の犬にも既に死亡しており注射歴のない犬も多数いると考えられるが、生存している犬を誤って死亡とみなすリスクを可能な限り減少させ、かつ市町村事務の効率化を図るため、「20歳以上の高齢犬に限定した取扱い」を例として提案するものである。</p> <p>市町村では、年1回の予防注射義務を飼い主に履行させるよう努めているところである。注射勧奨通知はその一環として実施しており、接種率の向上に有効な手段と考えている。また、通知を送付することで、当該通知が届かないことにより転居先不明犬を把握することが可能であり、転居先不明原簿を整理する上でも有効な手段である。しかし、登録されている犬が死亡していても、飼い主に通知が届くときは飼い犬の生存を推定して事務を執行せざるを得ないことから、予防注射義務を飼い主に履行させるためにも、死亡が疑われる犬を所有しているとされる飼い主に対しても生存犬の飼い主と同様に通知せざるを得ない。</p> <p>地方公共団体における原簿の適切な管理と行政負担の軽減のため、提案について前向きに御検討いただきたい。</p> | <p>【福井市】 原簿の管理については、慎重に検討していただき、消除等による適正な管理が可能となる基準を設けていただきたい。</p> <p>登録頭数については、例えば、単に30歳といった犬の年齢のみの条件で除くのではなく、出雲市が例として挙げている20歳(犬の平均寿命プラス5年)かつ5年間注射未接種といった条件で除く方が、より実際の数値に近いものになり、有用なものになるのではないかと考える。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> |
| <p>最近の犬の寿命を考慮しつつ、登録から一定期間を経過した犬の原簿については、より適切な管理に向け必要な見直しを検討していく。</p> <p>なお、所有者への通知に当たっては、必ずしも諸費用の発生する郵送手続きによる必要はなく、複数回にわたり連絡が取れない犬の所有者に対して、自治体の判断で郵送手続き等を行わないことも可能である。</p> | <p>本提案は、犬の登録情報を廃棄できないことにより、将来、文書及びデータ管理上も支障をきたすことが想定されるため、25歳を区切りとして転居先不明犬及び高齢犬を死亡とみなし、登録原簿の抹消を可能とすることを求めるものである。</p> <p>犬の登録原簿の変更又は抹消登録については、届出をはじめ飼い主への確認に基づき行うことを第一と考えており、郵送に限らず、電話、広報、ホームページ等を通じ、あらゆる手段で飼い主と連絡を取るよう努力している。</p> <p>しかし、飼い主と連絡が取れない飼い犬の登録原簿については、現行制度上では登録原簿から抹消することもできず、市町村は、永久的に生存している犬と同様の取扱いで当該登録原簿を管理しなければならない。</p> <p>地方公共団体における原簿の適切な管理と行政負担の軽減のため、提案について前向きに御検討いただきたい。</p> | <p>【福井市】 原簿の管理については、慎重に検討していただき、消除等による適正な管理が可能となる基準を設けていただきたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> |
| <p>登録を受けた犬の所有者がその犬の所在地を国外へと変更する場合に、海外への渡航期間等を踏まえた上で、適切な登録変更が行われるよう対応を進めていく方向で検討を行いたい。</p> | <p>地方公共団体における原簿の適切な管理と行政負担の軽減のため、提案について前向きに御検討いただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|---------------------|--|---|---|------------|--|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 23 | 豊中市 【重点1】 | 特定地域型保育事業の確認の効力の拡大について | 特定教育・保育施設の確認と同様に、特定地域型保育事業の確認の効力が全国に及ぶよう制度の改正を求める。 | 本市及びその周辺の市町村においては、各市町村の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町村の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。そのため、本市で事業所内保育を実施している事業所に、本市以外に居住している従業員で事業所内保育を利用している人が複数人いた場合、当該事業者がその従業員が居住している全ての自治体に確認申請を行う。それを受け各自治体が当該事業者が所在する市町村から確認について同意を得て、当該事業者を確認する必要がある。これら事務は、事業者にとっても自治体職員にとっても大きな負担となっている。また、事業所内保育事業については事務負担を考慮され通知により簡便な方法も示されているが、他自治体とのやり取りなどの事務が煩雑である。通知による簡便な方法を実施したとしても、各市町村と調整の上、同意を不要とする旨の協定書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が大きな事務負担となっている。あわせて、事業所内保育事業だけでなく、利用調整により本市の児童が他市の小規模保育事業を利用する事例もあり、同様の事象が発生している。また、本市の児童が他市の施設を利用する際、その他市の施設が地域型保育事業に該当する施設なのか、その市と同意を不要とする旨の協定書を作成しているかをその都度確認する必要がある大きな事務負担となっている。 | 内閣府、厚生労働省 | 川崎市、豊田市、大阪府、大阪市、池田市、吹田市、高槻市、富田林市、米子市、広島市、松山市、熊本市 | ○当市及びその周辺の市町では、各市町の区域を越えた通勤等が一般的であり、それに伴って地域型保育事業についても、居住する市町の区域外での利用が一般的に行われている。現行では、地域型保育事業の確認の効力が確認を行う市町村の区域に限定されていることから、広域的な利用を行う場合には、他自治体との同意を得る必要がある。当市は事業者の事務負担の軽減が議会質問等様々な機会を通じ、要望されており、通知による簡便な方法を実施しているが、各市町と調整の上、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町と受送付する事務等が発生し、市町間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が事務負担となっている。先般、子ども・子育て支援法の改正があり、「特定子ども・子育て支援施設等の確認」が追加されたが、これに関して他自治体の同意の必要性が無く理解に苦しんでいる。 ○広域利用の場合、少人数の児童のためでも、施設要件を確認する手続きが必要になるため、園に対する事務負担は増大する。 ○当市において、現在まで、地域型保育事業の広域利用はないものの、発生した場合の事務負担に鑑み必要と考える。 ○広域利用の場合は、他市町村に利用調整を依頼することになるため、住民が利用している施設は容易に把握でき、給付を支払う場合には、必ず事業者または市町村から請求があるため、支給漏れ等が起こることはないため、特定地域型保育事業者の確認の効力を全国に及ぶこととしたとしても、制度上新たな支障は生じないものと考えられる。 ○事業所内保育事業について、同意を不要とする旨の同意書を作成し、確認申請書類を各市町村へ送付する事務等が発生し、市町村間での調整業務(協定書の内容についての確認、修正等)が煩雑である。 ○地域型保育事業に係る確認については、いわゆる「みなし確認」等により手続きが簡略化されているものの、当市においても一定数の件数が発生しており、また事業所への説明や書類提出を促す作業量も含めた場合には事務負担の増加につながっている。特定教育保育施設と特定地域型保育事業における確認の性質が異なることは理解しているが、確認の効力が全国に及ぶこととなった場合には事務の効率化に寄与するものと考えられる。 ○特定教育・保育施設と特定地域型保育事業で確認の効力の範囲に差を設ける必要があると感じたことがなく、事務負担の軽減の観点から見直しをお願いしたい。 ○当市においても広域的な利用を行う場合、同意書を取得しており、事務負担となっている。 |
| 24 | 東松島市 | 市街化調整区域内における空家の用途変更手続の簡素化 | 空家である農家住宅を一般住宅へ用途変更する際の許可については、市町村が周辺の土地利用への影響の有無を確認した場合などにおいては、許可申請に係る添付書類等、申請手続の簡素化を行うことを可能としていただきたい。 | 市街化調整区域に立地している空家となった農林漁業住宅に一般世帯が入居し、活用するためには、農林漁業住宅から一般住宅への用途変更許可が必要となるが、その許可の申請に当たっては、都市計画法施行規則第34条の規定に基づき、許可申請書、付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示)、敷地現況図(敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示)を提出しなければならない。当該書類を作成するに当たっては、専門的見地を有する事業者(土地家屋調査士等)に作成を依頼し、現地調査測量などを行ってもらう必要があるため、貸し手である当該空家の所有者にとって大きな負担となり、当該空家を空き家バンクに登録する意欲を削ぐ要因になっている。用途変更の前後で、当該建築物が住宅であることに変わりはなく、かつ改築を伴うものでもないため、排水能力は変わらないものと考えられる。市町村において、周辺の土地利用への影響や地域づくりへの支障がなく、地域活性化につながる事が確認できれば、都市計画法施行令第36条第1号の技術基準を適用除外とし、申請資料の簡素化を図ることが地方創生につながるから行政のメリットは大きい。 | 国土交通省 | 旭川市、小川町、八王子市、川崎市、草津市 | ○同様の許可申請がある場合、設計士等に依頼せず、本人申請の場合が多く正確性に欠ける図面が提出されることが多い。このようなことから、図面の提出不要としても、大勢に影響はないと考える。 ○当市においても、空家の所有者が用途変更等に係る申請書類を提出するにあたっては、専門的見地を有する事業者(土地家屋調査士等)へ書類作成を依頼し、現地調査測量などを行う必要があり、所有者の負担が大きいことから空き家バンクへの登録が進まない要因の一つとなっている。 ○当市の市街化調整区域においても人口減少と高齢化が顕在化しており、空き家も多く、今後さらに増加する懸念がある。昨今、国も建物の用途変更については、確認申請が必要となる面積を200㎡に引き上げる規制緩和を行うなど、ストック活用の観点から、柔軟な対応姿勢を打ち出している。都市計画法に基づく開発許可とともに、実質的な見地から見た空き家の用途変更の柔軟化は、地域振興に必要であり、かつ効果的と考えられる。 |
| 25 | 山口県、中国地方知事会、九州地方知事会 | 「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」に基づく執行経費認定の弾力的運用 | システム改修の原因が明らか(法改正、OSサポート期間終了など)であって、やむを得ない事情がある場合(システム改修期間を要す)には、監督官庁(総務省)と協議した上で、事業の事前着手を認めることとする。(次期選挙執行時に、必要経費として計上可とする。) | 【制度の概要】 国会議員の選挙等の事務は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)等に基づき都道府県及び市町村の選挙管理委員会が行い、これに要する経費(以下「執行経費」という。)は、国が負担することとされている。執行経費については、「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)において、投票所経費等の経費の種類ごとに基本額が定められている。なお、執行経費の実績報告等は、選挙ごとに発出される国(総務省自治行政局選挙部管理課)からの通知に基づき実施している。 【支障事例】 本県では、民間企業が開発した「選挙速報システム」を導入し、投票開始時に市町選管から報告される投開票データの集計に活用している。このたび、サーバーOS等のサポート期間満了や元号改正等に伴い、システムの改修が必要である。(履行期間約数ヶ月)当業務は、選挙執行前に業務発注せざるを得ないが、国の通知より、備品の事前発注等は認められておらず、対応に苦慮している。 | 総務省 | 北海道、盛岡市、川崎市、大阪市、兵庫県、出雲市、山陽小野田市、高松市、福岡県、熊本市、中津市、沖縄県 | ○選挙権年齢の引下げ及び選挙人名簿の表示登録に係る法改正時においては、特例的にシステム改修に係る経費について、国の予備費による補助制度が講じられたが、当市においては、システム改修が業者委託となるため、年度末までに間に合わず、結果的に表示登録部分の改修費が自治体の全額負担となった。 ○衆議院の区割り改定が行われた場合、投開票速報システムの改修が必要となる。改修には一定の期間が必要である一方、改修着手は選挙執行年度と同一年度でないことと執行経費の対象とならないことから、衆議院の解散後でないことと改修に着手できず、対応に苦慮している。 ○民間企業が開発した名簿調製システム、期日前投票管理システム、当日投票システム及び開票システムを導入しているが、元号改正に伴う改修や公職選挙法の投票の無効事由の改正に伴う開票システムの改修に多額の経費を要している。公職選挙法の改正でシステムの改修が必要となる場合には多額の経費が必要となる。 |
| 26 | 下関市 【重点39】 | 審査請求を全部認容する場合における地方自治法に基づく議会への諮問手続の廃止 | 地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項の各規定に、改正行政不服審査法で規定された第三者機関への諮問が省略できる旨の規定に倣って、議会への諮問の例外として、「審査請求が不適法であり、却下する場合」に加え、「申請に対する処分に関する審査請求を全部認容する場合」を追加する。 | 本市において、公立保育所の保育料決定処分の取消しを求める審査請求が提出され、行政不服審査法に基づき審理員を指名して審理手続を行い、その結果として、当該審査請求を認容し、原処分を取り消すという内容の審理員意見書が提出された。改正行政不服審査法では、処分に関する審査請求を全部認容する場合は、行政不服審査会等への諮問を省略できる旨の規定となっているが、地方自治法に基づき議会への諮問を要する審査請求については、行政不服審査法の当該規定が適用されない。したがって、本市では、議会において、諮問の日から20日以内に委員会での審査及び本会議での意見の表決を行い、さらにその議決結果を受けて、審査庁で裁決を行っているところだが、本件のように審査請求を全部認容する場合は、審査請求人の権利利益の救済が完全に図られるため、議会手続に要する時間、経費、労力等に比べ、議会への諮問を行う意義が乏しい。また、審査請求人は、早期に裁決を得たくても、議会手続の終了を待たなければならない。加えて、保育料に限って言えば、子ども・子育て支援法の施行により公立と私立の保育料で法的性質が異なる仕組みとなることから、本件が仮に私立保育所の保育料の審査請求であった場合は、行政不服審査法の規定に基づき行政不服審査会等への諮問を省略でき、救済手続に相違が生じることは、保育所の利用者にとって理解しづらく、また、制度上不均衡が生じている。 | 内閣府、総務省 | 新潟市、神戸市、高松市、宮崎市 | ○当市においては、地方自治法の規定により議会への諮問が要求される審査請求については、先般の改正により却下案件のみ議会への事後報告で足りるとされたところではあるが、これに該当しない場合は、裁決の結論(認容裁決)や、審査請求人の希望の有無を問わず、全て議会に諮問することとなる。議会においては、原則公開の場で審査され、近年はインターネットによる中継が行われるなど公にされる機会が増えている中、たとえ個人情報伏せられた形であったとしても、事案の概要については知られることとなるため、審査請求をしようとする者が萎縮してしまうこととなる。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|---|--|--|
| <p>地域型保育事業は、本来、都市部や離島・へき地など、それぞれの地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく個別に対応する性格のものであり、広域的な利用を念頭に置いていないことから、地域型保育事業者の確認に係る効力については、当該確認をする市町村長がその長である市町村の区域に住所を有する者に限られている。これにより、事業所の所在地市町村の域外の住民が利用する場合に、市町村の調整等が行われることが制度的に担保されている。</p> <p>ご提案については、このような地域型保育事業の本来の趣旨を十分に踏まえて、慎重に検討すべきと考えている。</p> <p>なお、本規定に基づき必要な手続については、「子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業所の運用上の取扱いについて」等により、従来から事務の簡素化を図ってきたところである。</p> | <p>地域型保育事業の広域利用にあたっては、従前より通知にて取扱いが示されているとおり、どの施設類型においても市町村間の調整を経ることから、結果として確認や同意に寄らずとも利用不可の決定は可能となっている。つまり、確認の効力の範囲を当該市町村に限定することで地域の実情に応じたきめ細やかなニーズ対応を担保しているとは考えにくい。また、確認の効力を拡大した場合でも、その取扱いは特定教育・保育施設と同様のため、本提案の実現による新たな支障は生じないと考える。</p> <p>確認の効力を拡大することは、広域利用という現在ニーズに柔軟に対応するもので、地域型保育事業が「地域の実情に応じて生じているニーズにきめ細かく対応する」という点に照らして、事業の本来の性格を逸脱するものではなく、逆に、より地域の実情をとらえた運用であり、地域型保育事業に関する全国の市町村や各事業者の事務効率化につながる効果的措置であると考ええる。</p> <p>また、従来から事務の簡素化を図ってきたとのことであるが、お示しいただいた通知の対象は事業所内保育事業の従業員枠のみと限定的で、地域枠は対象外であるとともに、広域利用され、数が増加している小規模保育事業も対象外のため十分な簡素化とはいえない。なお、従業員枠の確認を簡素化が可能な取扱いにて行うとしても、同意通知作成のための市町村間での調整業務や確認申請、確認といった手続は残るため、主要な事務の負担軽減に資する簡素化ではない。</p> <p>本提案は、地域型保育事業の意義や基準、運営などに変更を生じるものではなく、本来の事業趣旨、性格は踏襲され、保育の質の低下を招くものではないと考える。</p> | <p>【松山市】 従来から事務の簡素化を図られた経緯はあるが、広域的な利用を念頭に置いていなかったことから実態とかい離したのであり、現場では広域の利用調整が行われている実態がある。「特定子ども・子育て支援施設等の確認」については、より地域の実情に応じて生じている状況だが、確認の効力が全国に及んでいる。教育・保育の無償化による莫大な事務負担も抱え、より現場に沿った運用となるべく「特定子ども・子育て支援施設等の確認」と同様の措置を求める。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>都市計画法第29条の開発許可にあたっては、良好な宅地水準の確保の観点から、法第33条の技術基準への適合を求めています。市街化調整区域における農家住宅は開発許可の対象から除外されているため、本基準への適合が担保されていません。</p> <p>このため、農家住宅を一般向けの住宅に用途変更する場合は、排水施設に係る技術基準の審査が必要であり、審査のために省令に規定する添付書類(付近見取図・敷地現況図)の提出が必要であると考えています。</p> <p>なお、当該添付書類は、法令上、土地家屋調査士等の専門家が作成することまでは求めています。</p> | <p>技術基準の意義自体を否定するつもりはありませんが、農家住宅から一般住宅への用途変更の場合については、用途変更の前後で、当該建築物が住宅であることに変わりはなく、かつ改築を伴わないため排水能力も変わらないところ、居住者の職業が変化するのみであるため、その場合に改めて技術基準を適用させる必要がなぜあるのか、技術基準を特例的に適用除外とし、申請資料の簡素化を図ることが可能ではないかという点について、再度ご検討いただきたく存じます。</p> <p>その際、「良好な宅地水準の確保」については、現行の手続に代えて、市町村の責任において、現地確認や周辺地権者聞き取り等を行い、当該地に境界の争いがなく、周辺土地利用の状況から溢水等の恐れがないと判断することによって、良好な宅地水準の確保を担保することが可能と考えます。</p> <p>なお、法令上、土地家屋調査士等の専門家が作成することまでは求めているとのことですが、付近見取図(方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示)及び敷地現況図(敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称を明示)を作成するにあたり、技術基準に適合させるために境界確定のための測量調査、流量計算書の作成を行う必要があるため計算書の結果によっては側溝整備並びに集水桝の設置が必要となり、専門の見地を持つ土地家屋調査士等以外の者が作成するのは困難となります。こういった現場の実態を踏まえ、付近見取図のみの提出など手続の簡素化に繋がる制度改革を改めてお願いいたします。</p> | <p>【八王子市】 今回の提案は、農家住宅の「用途変更の前後で、当該建築物が住宅であること」に変わりはなく、かつ改築を伴うものでもないため、排水能力は変わらない場合における一般住宅への用途変更手続の簡素化等を求めるものであるが、国土交通省の第1次回答は、都市計画法上の技術基準の審査が担保されてないので必要であると、現在の手続きを示したのみで、その手続きが必要な理由が示されていない。</p> <p>ストック活用や地域振興の観点から、都市計画法の規定が地域の実情にそぐわない場合で、かつ実質的には周辺の土地利用への影響がない場合においても、市町村の確認等により用途変更手続の簡素化が認められないのであれば、当該審査の合理性及び必要性について明らかにされたい。</p> <p>また、地域の実情や、現場の確認等を踏まえた、真に必要な技術基準が適用されるよう、手続きだけのことにとられず、制度全体を俯瞰した視点で回答されたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>国政選挙の執行のために行うシステム改修については、国政選挙ごとに国から地方公共団体に交付する地方公共団体委託費の対象となり得る。</p> <p>地方公共団体委託費は、国政選挙が執行される年度の予算に計上されるところ、当該年度以外に生じた経費について当該予算で措置することは、財政法(昭和22年法律第34号)に基づく会計年度独立の観点から、原則として認められないものである。</p> | <p>地方公共団体委託費として、予算計上年度のシステム改修費用が対象となることは、総務省から第1次回答で示されたところ。</p> <p>については、予算計上年度において、システム改修に係る業務を選挙告示前に発注した場合であっても、対象経費として認定していただきたい。</p> <p>また、国政選挙における選挙結果の正確かつ迅速な集計、公表等は全国的な課題であり、国においては、統一的なシステム開発の検討、ICTを利用した先進(優良)団体の事例紹介や事例集作成、専門家(アドバイザー)の派遣など、地方自治体の選挙事務の円滑な実施に向けた技術的支援を一層進めていただきたい。</p> | <p>【川崎市】 選挙等の経費については公職選挙法等の趣旨に則り、必要な経費の負担をしていたきたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>地方自治法第206条第2項、第229条第2項、第231条の3第7項、第238条の7第2項、第243条の2第11項及び第244条の4第2項においては、審査請求があった場合、原則として議会への諮問手続を経ることとされている。</p> <p>これは、給与に関する事務又は財務に関する事務(以下「給与等に関する事務」という。)に係る審査請求に対する裁決は、被給与者や住民等の財産上の権利・義務に関する重大な事柄を対象とすることから、当該裁決については、執行機関単独で行うのではなく、議会への諮問手続を経ることにより、手続保障を充実し、手続面も含めた判断の正確性、公平性、客観性を担保することを目的としているものである。</p> <p>すなわち、本来、審査請求に係る裁決については能率的見地に立って処理することが求められているところであるが、給与等に関する事務に係る審査請求に対する裁決については、可能な限り慎重に判断される必要があることから、地方自治法独自の制度として、本来的に執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問手続が設けられているものである。</p> <p>なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)(第7次地方分権一括法)において、給与等に関する事務に係る審査請求が不適法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、事後の報告とする旨の改正を行っているが、その際、給与等に関する事務に係る審査請求において、特に認容裁決となる場合には、地方公共団体の財政に影響を与える結果となり得るところ、本案審理に入る事案について、諮問手続を簡素化することは適当ではないという整理がされている。</p> | <p>今回の提案は、地方自治法における不服申立てについても、審査請求人の簡易迅速な住民の権利利益の救済の実現を図れるようにするものであり、行政不服審査制度の趣旨に沿ったものであると考えている。</p> <p>各府省の回答にあるとおり、執行機関に対する監視機能を有する議会への諮問が設けられていることの意義については十分理解しているところである。</p> <p>ただ、不服申立ての対応現場である地方公共団体においては、保育所の公立・私立の違いをもって、保育料決定処分に対する救済手続に相違があることを住民に説明しにくいことを苦慮して提案するものである。</p> <p>今回の提案は、全国の地方公共団体の執行機関や議会に影響を与えることとなることも理解しており、これらの関係者の意見も汲み取りながら、住民やその対応現場である地方公共団体のために必要な対応を御検討いただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|---------------|--|--|---|------------|---------------------------------------|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 27 | 京都市 【重点33】 | 自転車の撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務の私人委託 | 市町村が「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として行う自転車の撤去及び保管に係る費用の徴収・収納事務について、私人に委託することができることを明確化すること、又は、私人に同事務を委託することができるよう同法に規定を設けること。 | 当市では自転車の撤去及び保管により生じた費用を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」を根拠として徴収・収納している。 当該費用については、地方自治法施行令第158条第1項第2号に規定されている「手数料」に該当するか否かが不明確であり、同条に基づいて私人に徴収・収納の事務を委託することができない。 このため、自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務のみ市職員が実施しなければならず、非効率である。 | 内閣府、総務省 | 新潟市、熊本市 | ○当市でも自転車の保管・返還業務を私人に委託しているにも関わらず、徴収・収納事務は市職員が実施している。そのため、今の体制は非効率であると考え。 ○当市では撤去・保管に係る費用の徴収・収納事務は直営で行っている。提案のように徴収・収納業務も私人が実施可能となれば、当市でも効率的な業務委託を実現できると考える。 |
| 28 | 奈良県 【重点36】 | 公営住宅の明渡し請求に伴う損害賠償金の回収事務を私人に委託できるように求める制度改正 | 公営住宅の明渡し請求後、明渡し期限が経過した不正入居者等に生じる損害賠償金について、地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託できるように公営住宅法及び施行令の改正等による制度改正を求める。 | 県営住宅の明渡し請求により生じる損害賠償金について、本県の条例では「知事が指定する期日の翌日から当該公営住宅を明け渡す日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる」(奈良県営住宅条例第30条2項第38条第3項及び第4項)と定めており、更に規則において「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額」(奈良県営住宅条例施行規則第19条)と決定している。この条例・規則は、公営住宅法第29条及び第32条に基づき、「公営住宅管理標準条例(案)について」(平成8年10月14日住総発第153号)を参考に定めている。 「近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭」については、知事が指定する期日をもって明渡しを請求(賃貸借契約を解除)することで入居決定を取り消し、それにより生じた明渡し義務を退去者が履行しないことによる債務不履行に係る損害賠償金であり、規則で定め、入居時に説明を行うことで、民法第420条における損害賠償額の予約としている。 当県においては、県営住宅の退去者の滞納家賃については、債権回収の効率化を図るために弁護士に委託する一方、当該損害賠償金については、私人に委託できないことから、現在職員で徴収にあたっている。 退去者のうち、家賃と損害賠償金の両方を滞納している者も一定程度いるが、滞納家賃は弁護士、損害賠償金は職員と、支払い先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 | 総務省、国土交通省 | 宮城県、仙台市、福島県、須賀川市、埼玉県、川崎市、名古屋市、八尾市、愛媛県 | ○本市においては、条例及び施行規則に基づき、市長が期日を指定して住宅の明渡しを請求している。その請求に応じない入居者に対しては、明渡し請求訴訟を提起して契約解除の意思表示をし、その訴状の送達日の翌日から当該住宅の明渡しの日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額(以下、損害賠償金という)を徴収することとしている。明渡し請求訴訟にて、滞納している家賃等の支払いの判決を得た退去滞納者に対しては、回収業務を弁護士に委託しているが、損害賠償金は私人の方で回収できないため、本市で直接対応している。貴県と同様、滞納者等は弁護士、損害賠償金は職員と、支払先や対応先等が異なり、債権回収業務が非効率になっている。 ○当市においても、家賃滞納者に対し、本市市営住宅条例第34条第4項において「請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額以下で市長が定める額の金銭を徴収することができる」と規定し、本市市営住宅条例施行細則第26条第2項において「当該請求をした日の属する月の家賃に相当する額」と規定する。そして同様に、滞納家賃については弁護士に委託する一方、損害賠償金については職員で対応しており、非効率となっている。併せて、市営住宅退去時の建物修繕費に関しても、私人委託ができないため同様の問題が生じている。通常、家賃を滞納したまま退去した者は、敷金が滞納家賃に充てられるため、ほぼ建物補修費も未納となるが、滞納家賃は弁護士に委託し催告を行う一方、建物補修費は職員から催告を行う形となり、非効率が生じている。 ○当県においても、県営住宅退去者の滞納家賃と損害賠償金の回収業務では、滞納家賃は民間会社に委託し、損害賠償金については職員で行っており、非効率であると感じている。制度改正により、滞納家賃と損害賠償金の回収業務を一体的に委託することが可能になれば、回収方法の選択肢が増えることにより、効率化を図ることが期待できる。 ○当県では、県営住宅における高額所得者への住宅明け渡し請求(県営住宅条例29条3項)を実施しているが、明け渡し期限後、退去しない者に対し、近傍同種家賃額の2倍の額を損害金として徴収している。(県営住宅条例第30条2項)当該損害金は、地方自治法施行令第158条に規定されないため、県で調定及び徴収しているが、性質的には家賃に近く、家賃徴収を委託している先で家賃と同様の徴収事務を実施した方が効率的と考える。 ○当県では、県営住宅の家賃に関しては、住宅供給公社に収納事務を委託している。一方、損害賠償金に関しては、委託が行えないため、県が直接、請求を行っている。また、損害賠償金の未納者に対しては、県が督促、催告しているが、効果的な滞納整理が困難な状況にある。損害賠償金の滞納者のほとんどの者は、家賃も滞納しており、住宅供給公社に徴収事務を委託し、一体的な債権回収を図ることが効率的である。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|---|--|--|--|
| <p>【内閣府】 ○自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）（以下、「自転車法」という。）第6条は、同条第1項の条例で定めるところによる放置自転車等の撤去及び同項から第3項までの規定による自転車等の保管、公示、自転車等の売却その他の措置に要した費用の徴収・収納について、私人への委託を禁止する規定ではないものと承知。 ○地方公共団体の収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合、自転車法第6条第5項の費用の徴収・収納事務について、私人に委託することは、公金取り扱いに関し適性を欠く恐れはないものと思料。</p> <p>【総務省】 本件については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に基づく自転車の撤去及び保管に係る費用が地方自治法施行令第158条第1項各号に規定する歳入に該当するか否かについて、自転車の撤去及び保管に係る制度の所管省庁において判断されるものである。</p> | <p>京都市で行われている放置自転車等の撤去及び保管等については、京都市の条例を根拠としているが、その条例の基となるのは「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（以下、「自転車法」という。）である。このため、京都市の放置自転車等の撤去及び保管等に係る費用の性質及び当該費用の徴収・収納事務を私人に委託することの可否については、自転車法における解釈によるものと考えており、対外的な説明が求められた際には、自転車法に基づき説明をする必要があるところであるが、関係府省からの1次回答だけでは当該事務の私人委託の可否が不明確であるため、次の3点をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車法第6条第5項に規定する放置自転車等の撤去及び保管等に要する費用が地方自治法施行令第158条第1項に規定するどの歳入に該当するかを明確にしてください。 2 上記費用の性質の明記が難しい場合については、当該費用の徴収・収納事務を私人への委託が可能であることを明確にしてください。 3 上記について明記した通知の発出をお願いしたい。 | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p> |
| <p>【総務省】 本件については、公営住宅法を所管する国土交通省において判断されるものである。なお、地方自治法第243条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収もしくは収納又は支出の権限を私人に委託し又は私人をして行わせてはならない」と規定しており、法令に基づく私人への公金取扱いの制限の緩和を認めているところ、法令に基づく公金の徴収又は収納事務の私人への委託については、各公金の徴収又は収納事務の能率化の要請と当該公金の性格を踏まえ、各法令において委託の範囲を決めることが適当であると考えられる。</p> <p>【国土交通省】 平成30年地方分権改革に関する提案募集における「損害賠償金徴収事務の委託のための地方自治法施行令の改正」に対する総務省の回答によると、地方公共団体の歳入の私人への徴収委託については、地方自治法施行令第158条に規定があるところ、同条第1項に掲げられる徴収委託を可能とする歳入の性質は、その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らかであり、その徴収を私人に委託しても、公金取扱いに関し適正を欠くおそれもなく、地方公共団体自らが徴収するよりも能率的に円滑に徴収することができるものであり、個別法において徴収委託を可能とする規定をおくことを検討するとしても、上記回答を参考として、個別法に徴収委託の規定を設けている介護保険法等の例を見る限り、委託先を特に限定せず単に「私人」とする場合には、同様の性質が求められると思われることから、ご提案の公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金についても同様の性質が認められなければ徴収委託を可能とすることは困難であると考えられる。</p> <p>ここで、公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金は、「近傍同種の住宅の家賃の額の二倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる」と規定されており、当該損害賠償金に対する考え方や額の決定については、事業主体である各地方公共団体に委ねられており、上記徴収委託を可能とする歳入の性質のうち、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」について、法令上担保されているとは言いがたく、よって上記徴収委託を可能とする歳入の性質を満たしているとはいえないと考える。</p> <p>また、仮に本提案が実現したとしても、明渡請求に係る損害賠償金は公営住宅法第29条第7項及び第32条第3項後段に定められる損害賠償金に限られるものではなく、例えば住居等を毀損した場合の損害賠償金については、結局のところ徴収委託できないのであれば、本提案実現による効果にも疑義が生じると考える。（なお、住居等を毀損した場合の損害賠償金についても、その程度に応じた額がその都度設定されることが容易に想定しうることから、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」と言えないことは同じである。）</p> <p>なお、不正等に係る金銭の徴収事務について、一般私人に委託していない例が他にもあるのであれば、そうした事務を委託することの是非について包括的に議論されるべきであり、公営住宅だけを取り上げて議論すべき内容ではないと考える。</p> | <p>公営住宅に係る明渡し請求後の損害賠償金については、対象者の住戸の占有に係るものは、入居者とその賃貸借契約において、奈良県営住宅条例第29条・第30条（高額所得者）、第38条（不正入居者・家賃滞納者等）の規定により明渡しを請求したこと、契約が終了した後に明渡し義務を履行しないことに対して、当該住戸を新たな住宅困窮者に提供できるよう、その明渡しの履行を担保するため、公営住宅法第29条第7項、第32条第3項及び第4項と前述の条例及び規則に所定の金額である近傍同種家賃額の2倍を入居時に契約として明示するものであり、この入居時の説明により損害賠償額の予約とするものが、本提案で私人委託を求める損害賠償金の内容である。</p> <p>なお、住戸の占有に係る損害賠償金について、「機械的に算出されるなど客観的に明らか」という点で法令上担保されているとは言い難いとの指摘だが、その金額の決定については、家賃の決定と同様に、明渡し請求後において、一般に公示されている条例及び規則に基づいて毎月県で調定し対象者に通知しており、客観性は担保されている。</p> <p>また、住宅を毀損した場合の損害については、敷金等でも担保されるもので、損害賠償金の徴収事務は必ず発生するものではなく、仮に住宅の占有に係る損害賠償金のみを徴収委託する形であっても、一定の効果はあると考える。</p> <p>このことを踏まえ、現在弁護士に委託している滞納家賃の徴収と同程度の事務をこの損害賠償金において同時に行うことができれば、その徴収業務において効率化が期待できる。</p> | <p>【福島県】 回答では、損害賠償金に対する考え方や金額の決定については各地方公共団体に委ねられており、「その収入金額が機械的に算出されるなど客観的に明らか」とは言いがたいため、徴収委託を可能とする歳入の性質を満たしていない、とされている。一方、当県を含む各事業主体の主な業務上の支障は、損害賠償金の回収業務を指定管理者、弁護士、民間会社等に委託できず、家賃と一体的な回収ができないことである。損害賠償金の金額の決定（調定）を理由に委託は困難としているが、各事業主体において支障となっているのは、調定した損害賠償金をどのように回収するかということである。損害賠償金の調定については、委託できないとしても、調定以外の回収に関する部分について委託することができるよう制度改正を求める。</p> <p>【愛媛県】 総務省の回答では、地方自治法の改正ではなく、公営住宅法（個別法）の改正で対応するものと考えており、一方、国土交通省の回答では、過去の総務省の回答で、「公営住宅の損害賠償金」は地方自治法で想定する、「私人に委託可能なもの（機械的に算出されるもの）」とは性質が異なるものとされていることから、下位にある公営住宅法（個別法）での対応は困難なため、上位にある地方自治法のレベルで包括的に議論されるべきものと考えている。</p> <p>総務省と国土交通省の回答において「公営住宅の損害賠償金」の認識に齟齬があるため、共通認識の上で必要とする制度改正の可否についての回答をお願いしたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|-----|--------------------------------|--|---|-----------------|---|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 29 | 奈良県 | 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業に係る事業着手の早期化 | 畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事務手続の簡素化や執行フローの見直しを行う。 | 畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事務手続が多く、時間を要している。 【施設整備事業】 本事業は、交付決定が6月頃であるため、契約・着工は7月頃になることが多いところ、施設整備に十分な工事期間をとることができず、軽微なトラブルでも年度内の完成が危ぶまれることもあり、実際に年度内に間に合わず、事故繰越しとなった事例も存在する。 国としても、交付決定前の工事の契約・着工を可能とすることや割当内示前の入札公告を可能とすることによって十分な工期の確保に向けた取組を行っているが、この場合、交付決定までのあらゆる損失は協議会の責任とされてしまうなどの懸念がある。 要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化するなどの事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。 【機械導入事業】 本事業についても、要望調査から事業着手までに数ヶ月を要し、年度初めの要望でも着工が秋以降となる場合がある。本県では、近年の家畜の暑熱被害への対応策として、本事業を活用して暑熱対策用の機械整備を行おうとしたが、秋以降になってようやく機器が整備されることが分かり、タイムリーな機械導入ができないために補助の申請を諦める事例も出てきている。 要望調査を前倒しすることや要望調査の審査期間の短縮等の事業フローの見直しによって、事業着手時期を早めることが可能ではないか。 | 農林水産省 | 福島県、白河市、栃木県、川崎市、豊橋市、京都府、鳥取県、出雲市、中津市 | <p>○本事業は、例年、補正予算事業のため、翌年度繰越を前提とした事業となっている。その上、内示、交付決定が7月頃であったため、本事業を活用するにあたり、入札から工期、事務スケジュールが非常にタイトなものとなり、結果、年度内の完成は間に合ったが、施主に余計な費用が発生してしまった。今後の円滑な事業の活用のためにも、手続きの簡略化、交付決定時期の早期化を望む。</p> <p>○十分な工期の確保が出来ない事で資材の入手が間に合わず、申請を一度取り下げ、翌年度に再度申請を行った事例がある。</p> <p>○提出書類作成等の事務手続が複雑であり、事業主体、農家の負担が大きく、機械導入事業に時間を要している。</p> <p>○畜舎の老朽化や経営規模拡大の相談を受けて、計画を立てていくものの、事業を行うのに対して、交付決定後(6月頃)から年度内の施工完了となると、規模が大きいものでは期間に余裕がなく計画も立てづらい。なお、交付決定前の工事の契約・着工を可能としているが、補助の採択を受けることができない場合においては、申請者が自費で事業を行うかの判断をしなければならないこともあるため、事業着手時期を早めるよう対処するのが望ましい。</p> <p>○畜産クラスター事業については、要望調査から事業着手までに平均で1年程度を要しているのが現状である。年度当初の要望に対する予算配分が夏頃あり、すぐに事業申請した場合においても、中央畜産会からの確認事項への回答等のやり取りに時間がかかり、事業承認は翌年度となるケースが2年連続で発生している。本市でも、畜産農家の高齢化が顕著であり、取組主体からは「自分もいつまで元気で営農を続けられるか分からない、次の世代に少しでも良い条件で経営を継承するためにも、機械の導入までもう少し急いでほしい」、 「とにかく時間がかかりすぎる。そのことを理由に事業の活用をためらう」との意見も協議会へ寄せられている。自給飼料生産関係の機械等は、使用する場面も限られることから、導入の時期がずれると、機械を使わずに終わってしまうことになるため、事業承認が遅れたために作付を見送る可能性もあり、早期に事業着手の承認がおりることを多くの畜産農家が望んでいる。予算配分後の事業参加申請から事業承認までの期間を事業フローの見直し等によって短縮することが出来れば、より多くの畜産農家が事業の拡大や経営の効率化を早期に図ることが出来るのではないか。</p> <p>○本事業は、国の12月補正により予算化され、国が翌年度に繰り越すため、契約・着工は7月頃になり、実質半年の工事期間しかとることができない状況がある。また、畜産施設の資材も特殊なものが多く、生産業者も少ないうえ、資材の発注から納入まで1年以上かかる資材もあるため、事業への参加を見送り、やむ終えず自費により施工した農家が少々存在する。 提案事項に併せて、当初のように事業を基金化することで、繰越を可能とし、十分な工期をとれるよう変更してもらおうと活用できる農家も増えると思われる。</p> <p>○畜産クラスター事業(施設整備)については、交付決定からの手続きにおいて十分な期間が確保出来ないことが多く、そのため設計が補助対象となることを自己負担とし、年度内完成にようやく辿り着けた事例も存在した。</p> <p>○当市でも昨年度同事業において、台風災害の影響により、事故繰越しとなった。現行のタイムスケジュールでは、交付決定が7月頃であるため、内示後の設計期間も考慮すると、事業期間は大変短期となる。予定外の事案が生じた場合、年度内の事業完了は困難であり、事業フローの見直しの提案に賛成する。</p> <p>○本県においても機械導入事業において、施設整備事業に併せた機械導入が遅延するなど適期導入に支障が生じる事案があり、本提案が実行されることにより、事業推進の円滑化、効率化が図られると考える。</p> <p>○国の補正予算での対応ということもあり、交付決定が6月以降にずれ込むため、市町村によっては当初予算への計上が間に合わず、事業実施が大幅に遅れた事例がある。また、交付決定の後、短期間で事業を実施しなければならないが、入札の不調や機器の在庫切れ等のトラブルによって、一度事業がストップすれば、年度内の事業完了が難しくなり、結果として、事故繰り越しを選択せざるを得なかった事例もある。事業開始から時間が経過する中で、要綱・要領等の改正が繰り返されてきたこともあり、事業実施年度で提出様式が統一されていない。このため、取組事業数が多い場合、成果報告、評価報告等を行う際など、様式等の確認・整理が必要な状況であり、非常に煩雑。当県は事業実施件数が多いため、前年度分の事務手続きをしながら、今年度分の要望調査を行っている状況であり、要望調査の前倒しや要望調査の審査期間の短縮の必要性は低い。しかし、参加申請後の参加承認通知については、3～4ヶ月を要し、飼料収穫時期に機械が導入できない事例も多くあるため、承認までの期間短縮は必要であると考えられる。</p> <p>○本事業は毎年度、補正予算繰越分において当該年度事業の手続きを行っている。そのため、自治体は年度当初での予算化ではなく、補正予算での対応となり、事業の着手時期が遅延する。このよな中、十分な工期確保や事業の進行管理に必要な検討や諸手続きに要する期間に余裕がない状況である。事務手続きは、極めて短期間での書類の作成・提出を求められることから、取組主体及びクラスター協議会、市における十分な検討時間が確保できないほか、過密的な業務負担となる。取組主体、クラスター協議会、市などが、申請者側の立場として必要な手続きを速やかに行うことは理解しているが、農家や関係組織が一体となってこの事業が目的とする効果を発揮するためには、地域における協議・検討及び手続事務に必要な十分な期間が確保された事業推進を求めている。</p> <p>○機械導入事業については、本県においても、事業要望調査から事業参加承認までに長い期間を要し、タイムリーな機械導入が出来ないことから事業要望を取り下げた事例が生じているところ。平成30年度第1回要望調査においては、取組主体の事業参加承認申請が基金管理団体に受領されてから参加承認を受けるまでに時間を要している状態。(令和元年6月17日現在、最長で133日間参加承認が得られない状況)</p> <p>○県内で施設整備事業で交付決定後(交付決定前着工届提出後)の契約・着工から完了期限である年度末までの工期が短く、事業を途中で断念した事例もあり、繰越手続を簡素化するなど工期を十分確保するための事業体制の整備が望まれる。</p> <p>○施設整備事業については、交付決定時期が遅く、着工が7月頃になってしまう。また、書類等の手続きも煩雑で、地方農政局と中央畜産会分があり、提出先、問い合わせ先が混乱する。書類の提出先を一本化し、事務手続きを簡素化すれば、行政機関は事務作業量の低減が図られ、事業の進捗を詳細に管理できるとともに、協議会はクラスター計画の遂行に重きを置くことができる。機械導入事業については、事業参加申請から事業参加承認が通知されるまでに長期間を要するケースがあり、そのような場合は、申請農家自体の事業執行に支障を及ぼすこととなる。提出資料の修正等で、前年度の事業参加承認通知まで達していない農家が多数残っているにもかかわらず、新たに今年度の要望調査、事業参加申請の作成が加わることによる業務量の増加で、負担を感じている協議会が多い。</p> |
| 30 | 奈良県 | 認定こども園施設整備交付金等のスケジュールの早期化 | 認定こども園施設整備交付金及び保育所等施設整備交付金の交付決定及び資金交付を早期化すること。 | 認定こども園施設整備交付金は文科省、保育所等施設整備交付金は厚労省から保育所等の整備に係る費用の一部を補助するが、国からの資金交付が年度末であるため、当該費用について事業者が立替え払いが必要がある。施設整備等に係る経費は事業者にとって負担が大きく、立替え払いは資金繰りの負担となっている。このことが事業参入や事業拡大の障壁となり、創設や増築等必要な施設整備が進まない原因となっている。 また、両省は範例を理由に内示後に事業着手して良いこととしているが、整備事業を年度繰越する際、内示後から交付決定前の事由(地元との協議等)による年度繰越は財務省が認めていないため、繰越事由に苦慮している。 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | いわき市、豊橋市、高槻市、南あわじ市、鳥取県、広島市、徳島市、愛媛県、佐世保市、大村市、大分県 | <p>○認定こども園施設整備交付金において、当県では内示後、交付決定前に事前着手をする場合は事前着手の承認が必要となっており、年度内に事業を完了させるためにはほとんどの場合事前着手の必要があることから、交付決定に相当の期間を要することが事務負担の増加につながっている。</p> <p>○内示後、交付決定前の事業着手が認められているので、事業着手後の不測の事由であれば、それが交付決定前であるから繰越理由にならないというのは不合理である。繰越が困難であるため、事業規模によっては、工期において事業者にも多大な負担を強いることになっている。交付決定の早期化(内示日と同日とする等の運用も含む)が必要であるとともに、内示についても、遅滞なく年度当初に示されることを求める。</p> <p>○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。</p> <p>○両交付金について申請から内示までの期間が長く、また内示後の事業着手しか認められないため、結果的に工期が短くなり、年度内の工事完了が難しくなる事例が生じている。</p> <p>○文科省の交付決定時期が遅いことから、計画的な施設整備に支障をきたしている。</p> <p>○当市では、基本的に国等の交付決定を受けた後に、事業者に対し、市の交付決定をおろすこととしている。現状の国の要綱突出スケジュールでは、年度末に要綱が発出されることが多いため、交付決定前に事業が完了するという不具合が生じることがある。そのため、そのような場合には事業ごとに財政部局と調整のうえ、例外的に交付決定を市独自で行っているが、その調整に多大な時間を要していることから、早期に要綱の策定に取り組まれない。</p> <p>○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。</p> |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|---|--|
| <p>〈施設整備〉 早期着工による工期確保の重要性については認識しており、令和元年度執行分からは年度内交付決定の実施、入札告示の開始時期の運用緩和措置等を行っていることから、これらの効果等も検証した上で、必要に応じ、さらなる運用改善について検討したい。</p> <p>〈機械導入〉 本事業については、基金事業であることから、予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入をお願いしたい。</p> <p>また、事業実施主体においては、昨年から今年にかけて担当者を9名増員し、合計21名体制で事務に当てており、引き続き、審査体制の充実に努めてまいりたい。</p> <p>なお、農林水産省では、本年1月から2月にかけて、現場での運用面に関する意見交換を全国11カ所で開催するとともに、そこで出された要望を踏まえ、①添付書類の削減(2点)、②詳細な補助対象機械装置のリストやQ&Aの公表、③申請書類に関する留意事項(書き方)の配布と事務局向け研修会の開催(4月に全国6か所)等の改善を図っているところであり、引き続き、こうした申請事務の円滑化を図ってまいりたい。</p> | <p>〈施設整備〉 緩和措置(入札公告時期の前倒し)について、実施要綱上、交付決定までのあらゆる損失等は協議会の責任とされており、協議会が緩和措置を積極的に活用し難い状況であることから、緩和措置に係る今年度の活用率や活用した協議会の問題発生の有無等を検証することに併せて、要望調査と計画提出・承認の事務手続を一本化するなどの事業フローの見直しについても御検討いただくよう、お願いします。</p> <p>〈機械導入〉 予め策定したクラスター計画に基づき、計画的に機械導入を進めるという本事業の趣旨は理解できます。また、審査体制を強化して御対応頂いている点はありがたいのですが、今年の要望に対する結果(割当)が、7月31日時点でまだ出ていない状況であり、このことはクラスター事業の計画的な推進の妨げとなっております。特に、稼働する季節が限定される機械は、適切な時期に導入できなければ、機械導入予定農家の事業にも悪影響を及ぼしかねません。要望が多く、事業実施主体における審査にかなりの労力を要することはわかりますが、審査に要する時間も考慮して要望時期を前倒しする等、余裕を持ったスケジュール設定も必要ではないかと考えます。</p> <p>一方、本年から実施して頂いている①～③の改善については、割当後の手続きに関するところであり、その効果は不明ではありますが、窓口団体の申請事務の円滑化という点で一定の効果を期待しております。</p> | <p>【福島県】 (施設整備事業) 特になし (機械導入事業) 本県の各地域畜産クラスター計画は、地域内の畜産情勢の変化や営農再開等の動きを捉え、随時一時改正をした中で年次計画に基づいた機械導入を進めている。回答欄にある「～予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入を～」ということは、農林水産省としては畜産クラスター計画の一部改正を認めないとの意味か。一部改正を認めないのであれば、本事業活用が停滞するばかりか各地域の畜産振興が進められない。</p> <p>また、事業実施主体の担当者増員や申請書類の簡素化、留意点の配布など、要望調査から事業着手の短縮化の取組は一定程度評価する。しかし、今年度は総合評価を5月17日に提出後、内報の連絡が無い状況であることから、事業実施主体の審査体制の充実が申請事務の円滑化に反映されていない。</p> <p>については、要望調査の前倒しを踏まえ、事業実施主体における審査体制の更なる見直し及び改善を求める。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>現行、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金においては、次年度の内示スケジュールを前年度中に示し、かつ、複数回の内示を行い、各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>また、交付決定についても内示日から交付決定までを迅速に行えるよう取り組んでいるところである。</p> <p>資金交付については、認定こども園施設整備交付金においては年度途中で概算払いを行っているところであり、保育所等交付金においては年度途中で国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っているところである。</p> | <p>「年度途中で国庫の支払を希望する事業の確認を行い、希望があった際にはその都度支払手続を行っている」とのことだが、実際の手続きにおいては、年度途中の概算払いについて応じてもらえないケースもあり、制度の活用状況について確認のうえ、検討をお願いしたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|--|--|---|--|---------------|--|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 31 | 特別区長会 | 住民基本台帳事務関係様式からの「性別」欄削除 | 住民基本台帳事務における各種申請様式から、可能な範囲で「性別」欄を削除すること。 | 【例：住民基本台帳カード関係様式】 ・「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)で示された住民基本台帳事務関係様式には、性別欄が設けられている。 ・当該通知は技術的助言であるものの、様式へ「※住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。」といった記載が付されていることを踏まえると、通知を受けた地方自治体側としては当該様式は性別欄があることを前提としたものと解するのが一般的だと考えられる。 ・様式に性別欄があると、「住民基本台帳上の性別」と「性同一性(性自認)」とが異なる場合などに申請者へ心理的負担を強いることが懸念される。 当区を含む複数の地方自治体においては、申請書等の様式を点検し、性別欄を削除する等の取組を進めているところであるが、地方自治体へ統一的に示された各通知等によって、様式に性別欄への記載が規定されているため、取組の支障となっている。 | 総務省 | 石岡市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊明市、京都市、岩国市、徳島市 | ○申請者から性別を記載させることに対し、「性的虐待を受ける」と苦情を受けた事例がある。制度改正により、当事者の心理的不安が軽減される。 ○ unnecessary 個人情報の収集を最小限にとどめるという個人情報保護の観点からも不要な性別欄は廃止するのが適当ではないかと考える。 |
| 32 | 特別区長会 | マイナンバーカード及びマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間相違によるトラブルの回避策 | マイナンバーカードの有効期間は、20歳以上の場合、発行の日から10回目の誕生日であるのに対し、マイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間は、一律、発行の日から5回目の誕生日となっているため、電子証明書の有効期間到来による更新に際し、有効期間の相違によるトラブルが生じないよう対策を講じること。 | 20歳以上の場合、マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないため、電子証明書のみ更新申請を行う必要がある。しかし、所有者が有効期間の不一致を認識していない場合、更新申請が行われず、電子証明書が有効期間切れにより失効するおそれがある。この場合、マイナンバーカード本体が有効であるにもかかわらず、e-TAXや証明書のコンビニ交付サービス等を利用できない状況となり、利便性の点で問題がある。また、利用できないことに対する問い合わせが多数寄せられることが予想される。 | 総務省 | 苫小牧市、中標津町、大船渡市、いわき市、石岡市、ひたちなか市、桐生市、朝霞市、柏市、川崎市、福井市、高山市、豊橋市、半田市、豊明市、野洲市、京都市、大阪府、八尾市、島本町、兵庫県、神戸市、西宮市、岩国市、徳島市、松山市、久留米市、糸島市、大村市 | ○有効期限の相違によるトラブルについては、おそらく全市町村が懸念している。 ○マイナンバーカードとマイナンバーカード搭載の電子証明書の有効期間が一致しないことは、交付時に説明しているが住民には認識がしづらい。 ○今後マイナンバーカードによる行政手続を推進していくならば、高齢者にもわかりやすく、利便性のあるものにしていくべき。複数の暗証番号の設定や期限到来日の覚えは高齢者には複雑すぎて馴染めない。 ○今秋から来年度にかけて、電子証明書の有効期限が切れる市民からの問い合わせや更新の手続きで混乱されることが予想される。 ○マイナンバー制度が住民の利便性向上を目的の一つとしているにも関わらず、更新手続きのために住民が市町(役所等)に行く必要があり、更新されないまま放置されることも懸念される。有効期間満了に伴う更新の際は、住民が市町の窓口へ行くことなく更新を可能とするなど簡易な方策を検討するよう要望する。 ○当市では、マイナンバーカード交付時に券面に電子証明書の有効期限を記載し、カードの有効期限と相違があることを説明しているが、更新手続きが面倒として一致していないことに対する苦情を受けることもある。個々への更新案内があった方がよいとは思うものの、現行の住基ネットシステム機能では、該当者の抽出機能がなく、案内送付には費用や作業時間を要し、市町村の負担となる。 ○当市にも同様の問い合わせは数件あり、今後はトラブルも予想される。マイナンバーカードと電子証明書の有効期限が同じであれば良いとは思いますが、暗号化技術の衰退等危険性があるのであれば、必ずしも同時である必要はないと考える。ただし、当市で有効なマイナンバーカードの電子証明書の有効期限を一括で把握できる機能があれば、市町村ごとに対応策も出てくると想定する。 ○交付時の有効期間の説明時に、「分かりにくい」と苦情をもらうことが多い。 ○マイナンバーカードの普及促進に取組んでおり、今後益々カード交付に伴う事務手続きが増える中、電子証明書の更新申請手続きのための事務手続きが加わることで、自治体側としては事務負担となることは明らかである。また、電子証明書が失効したことでカード利用ができないことへの問い合わせや、カード所持者が更新申請のため来庁が必要となることから負担を強いることになる。 ○住基ネット端末の設置数等の物理的な制約により、マイナンバーカードを扱うことができる窓口ブース数は限られる。そのため、更新手続きが多いほど滞留することとなり、待ち時間の増加に繋がる。 ○交付の窓口で、日常的に来庁者から電子証明書の有効期間について懸念や要望が多数聞かれる。具体的には「免許証のように通知が来ると思っていた」「5年後に必要な事項を覚えている自信がない」「いざ必要になった時に期限が切れていて、更新のために結局役所に来るなら、利便性を感じない」といった内容が多い。カードとの有効期間の統一や更新通知の送付等、住民の利便性に寄与する具体的な対策を要望する。また、電子証明書の更新時期までに各自治体が十分準備できるよう、更新対象者の人数の情報提供を要望する。 ○令和2年から電子証明書の失効が始まる。税の申告時には実際申告ができないという問い合わせが多数予想され、多数の電子証明書の更新希望者が窓口に来庁すると想定される。 ○マイナンバーカード交付の際の質問に多く挙げられるのが、カード本体と電子証明書の有効期間不一致である。実際に説明を行ってもご理解いただくのに苦慮する事項である。 |
| 37 | 島根県 | 都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化 | 都道府県等が診療所の管理者の常勤性の判断をしてよい旨の明確化 | ・中山間地域や離島においては、開業医の高齢化が進み、後継者もいない状況で閉院の危機がある。 ・その診療所を維持するためには、周辺の病院から複数の医師が交代で代診すれば良いが、都道府県では誰も診療時間の8割を勤務することができず(常勤性)、管理者になれない＝診療所が存続できないという認識である。 ・平成29年の地方分権改革に関する提案募集において厚生労働省からは「現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。(中略)管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。」との見解が示されたが、通知等がないため、この見解を把握している団体は少ないと考える。 | 厚生労働省 | 十日町市、小松市、三重県、京都府、萩市、徳島県、高松市、五島市、熊本県、熊本市 | ○当院においても、無床診療所を開設しているが、診療時間の8割を勤務とする常勤医師の配置が求められており、本院以外の医師を管理者として常時配置することが非常に困難である。 ○中山間地域の地域医療の存続を検討する上で、権限を明確にしていきたい。 ○過疎地域や離島における診療所の管理者の常勤要件のあり方について、都道府県等が管理者の常勤性の判断をしてよい旨が明確化されれば、当該地区の診療所の休診等を防ぐことができ、地域住民の医療の確保に資することができる。 ○へき地や離島においては、医師の高齢化が進み、後継者もいない状況である。また、医師不足のため、新たな常勤医を確保することが困難な状況にある。診療所の維持に向けた対策を進めていくため、県が管理者の常勤性について判断できることを明確化していただくことが必要である。 ○本県においても、山間地等の医療提供体制を確保する必要があるため、「都道府県等が管理者の常勤性を判断をしてよい」旨の明確化がされれば、当該地域における診療所の存続、確保に繋がる。 |
| 38 | 秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村 | 語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)に係る関係省庁と一般財団法人自治体国際化協会(クレア)との連携強化による地方公共団体への連絡の円滑化 | JETプログラムの導入について、総務省等関係省庁及びクレアが十分に連携を図り、地方公共団体の意見も踏まえたうえで、事業の概要や通知スケジュール等を定めた要綱等を作成し、通知すること。 | JETプログラムの導入にあたっては、連絡事項等について、関係省庁とクレアから関連した文書が異なる時期に届くなど、制度の全体像がわかりづらいほか、管内市町村への連絡取りまとめを行う都道府県の立場として、事務が進めづらい状況におかれている。 具体的には、平成30年度は、JETプログラムの新規配置要望調査(①)について、クレアからJETプログラムの概略資料等がないままに照会が届き、その9日後、関係省庁(総務省、外務省、文科省)からJETプログラムの概略や活用を促す通知(②)が届いている。 県では、①の到着後速やかに管内市町村等へ照会していたため、②が届く前に「JETプログラムを活用しない」と回答している団体もあり、連絡調整に苦慮し、制度活用の妨げとなっている。 | 総務省、外務省、文科科学省 | 大阪府、宮崎県 | ○平成31年度JETプログラム人員割会費の引き上げについて、交付税額の引き上げに関する総務省の通知がないままに、CLAIRから交付税額の引き上げを前提とした会費引き上げの第一報がメール本文であり、混乱が生じた。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|---|--|
| <p>公的個人認証の電子証明書が記録される高度な本人確認書類である住民基本台帳カード(以下「住基カード」という。)に関する一時停止や暗証番号変更等の各種手続においては、厳格・確実な本人確認を行う必要がある。</p> <p>この点、住民票コードは、全住民に重複しない数字として住民票に記載され、申請者を一意に特定することが可能であることから、これらの手続に係る申請書には住民票コードを記載させることとしている。</p> <p>しかしながら、住民票コードが不明な場合もあることから、その際には住民票コードに代えて基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)を記載させることとしている。これは、基本4情報がマイナンバーカードの記載事項や署名用電子証明書の記録事項とされているように、ある住民を特定する場合に最低限必要な情報であるからである。したがって、「住民基本台帳カード等の運用上の留意事項について」(平成24年6月4日付総行住第47号)において示している住基カードに関する各種手続に係る様式から性別欄を削除することはできない。</p> | <p>基本4情報(氏名、生年月日、性別及び住所)が住民特定に最低限必要な情報であるとのことだが、「通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領(平成27年9月29日総行住第137号総務省通知)」では、本人確認書類に必要な記載事項として「個人識別事項(「氏名・生年月日」または「氏名・住所」)」が定義されており、性別は含まれていない。この点を考慮すると、性別が住民特定に当たり不可欠な情報だとは断定できない。また、本人確認情報として3情報に性別を加えるか否かは、本人確認の正確性には影響しないものと考ええる。加えて、申請者に対する心理的負担を及ぼす可能性を考えると、性別欄は削除することが適当である。</p> <p>また、本提案において、住民基本台帳カード関係様式はあくまでも例示であるため、他の住民基本台帳事務関係様式のうち、総務省として性別欄削除が可能な様式についても、ご検討願いたい。</p> | | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>マイナンバーカードの有効期間については、旅券等の他の顔写真付きの身分証明書についても更新に要する住民の負担軽減のため有効期間が最長10年とされていることを踏まえ、原則として発行の日から10回目の誕生日までとしている。しかしながら、電子証明書の有効期間については、有効期間を長期化すれば、計算機処理能力の向上や暗号解読技術の進歩により、暗号アルゴリズムの安全性が低下することから、電子証明書の安全性・信頼性を維持するため、発行の日から5回目の誕生日までとしている。このため、マイナンバーカードの有効期間と電子証明書の有効期間が異なっているものである。</p> <p>その上で、有効期間の認識誤りによる失効を防ぐために、令和2年1月から順次、公的個人認証の電子証明書の有効期限が到来することを踏まえ、令和元年10月以降、地方公共団体情報システム機構から有効期限の到来が迫っている住民に対し、お知らせの通知を发出するほか、コンビニ交付時の操作画面で有効期限切れのお知らせを行う等、多様な手段による更新時期のお知らせを実施し、マイナンバーカード及び電子証明書の更新の円滑化を図ることとしている。</p> | <p>電子証明書の安全性・信頼性の維持のために電子証明書の有効期間を発行日から5回目の誕生日までとしているとのことだが、電子証明書の更新はICチップの内部情報の書き換えにより行うことを踏まえると、住民が既に所持しているICチップ自体は更新後も継続して使用することになる以上、有効期間を発行日から10回目の誕生日にしたとしても、安全性・信頼性に変わりはないのではないか。安全性・信頼性については、管理システムの更改によって行われれば確保できるものと考ええる。</p> <p>また、地方公共団体情報システム機構からの更新お知らせ通知発送は必要な対応だと考える。しかし、有効期限到来を控えた住民に対して早く正確な内容が伝わらないと、住民の利便性に影響を及ぼすだけでなく、住民と直接対応する自治体としても正確な案内ができなくなる。このため、通知の内容や発送開始時期、コンビニ交付操作画面でのお知らせの具体的な内容について、早急に公表していただきたい。</p> | | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>平成29年の地方分権改革に関する提案募集の過程でお示しているとおり、「診療所等の開設許可、管理者変更、・・・については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。(中略)管理者の常勤性については、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。」。</p> <p>これについて、通知、事務連絡等により周知することは可能である。</p> | <p>所管庁からの第1次回答において「これについて、通知、事務連絡等により周知をすることは可能である。」とされていることから、出来る限り早期(遅くとも年内)に、当該事項に関する通知または事務連絡等の发出により周知を図られたい。</p> | <p>【十日町市】 早急に通知、事務連絡等で周知していただきたい。併せて「常勤性」に関し「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」における「常勤医師に関する定義の改正」又は「当該要綱に関わらず都道府県知事が地域の実情に合わせて個別事例の判断をして良い旨の指針等」も示したうえで通知していただきたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p> |
| <p>JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。</p> <p>ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。</p> | <p>関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。</p> <p>回答にある5月～6月に開催される会議等において関係三省が制度周知を図っていることは承知しているが、同会議での情報提供は、昨年度までの状況をとりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等が示されていないほか、具体的な活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。</p> <p>現在、事業の全体像が示されないまま、関係機関から順が前後して五月雨式に通知や事務連絡が发出されているため、現場で混乱しているものである。</p> <p>このため、JETプログラム導入に向けたスケジュールを関係機関が連携して定め、地方自治体に提示していただきたい。</p> <p>できれば、関係三省からの通知と(一財)自治体国際化協会からの通知を同時に发出していただく等、各自治体で事務が進めやすくなるようお願いしたい。</p> <p>このような改善ができないとすればその理由は何かについて、回答をお願いしたい。</p> | | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|---|-------------------------|---|---|---------------|---|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 39 | 秋田県、青森県、男鹿市、湯沢市、由利本荘市、大仙市、仙北市、小坂町、羽後町、東成瀬村 | JETプログラムの導入に係る事務の運用改善 | JETプログラムの導入について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、遅くとも5月(新年度体制が整い、早期に検討を始められる時期)までには通知等の文書を発出すること。発出に当たっては、関係省庁が発出する制度概略や制度導入のメリット等を示した活用促進に関する文書と、クリアが発出する新規配置要望の調査に係る文書等双方の連動した早期化が望ましいが、特に、関係省庁からの活用促進に関する文書については、導入検討の基点となるため、可能な限り早期に発出していただきたい。 | 県内では、平成31年度からの新規導入を検討していた2団体が、いずれも予算の調整や議会への報告等の関係で断念している。平成31年度の導入に向けては、新規配置要望に係る調査が平成30年8月20日付け(①)及び9月12日付け(③)で発出され、回答期限は参加国などにより異なっており、関係省庁からの活用促進に係る通知は8月29日付け(②)で発出されているところだが、5月頃までに発出されていれば、各団体において、新たに活用するための調査や手続き等を進める期間を確保することができ、断念することなく要望できた可能性があった。なお、現在のところJETプログラム活用している市町村の多くは教育委員会(ALT)のみであるが、近年では、首長部局によるCIRの活用検討に係る問い合わせが増えつつあり、導入実績のない部署で新規に活用する場合、検討はゼロからのスタートになるため、今後はさらに予算や議会との調整期間が必要となる場面が増えるものと想定される。 | 総務省、外務省、文部科学省 | 大阪府、大阪市、大村市、宮崎市 | ○2019年度以降の外国青年招致事業にかかる会費額の見直しがあり、今年度は一人当たり1万円増額されたが、既に当初予算が決定した後の周知であった。予算に関わるものであり、早期の周知が必要であると考え。○当県内で新規導入を検討していた自治体から、新規配置要望の照会がきてから内部で調整をしたが間に合わず、来年度改めて検討するという意見が複数あった。早期に検討を始めていれば要望をできた可能性がある。 |
| 41 | 秋田県、岩手県、盛岡市、宮古市、一関市、陸前高田市、西和賀町、湯沢市、大仙市、小坂町、羽後町、東成瀬村 | 外国人受入環境整備交付金の運用改善 | 外国人受入環境整備交付金について、地方公共団体の予算編成や議会日程に配慮して、国の概算要求が公表される8月に合わせて、 ・交付申請等のスケジュール ・対象となる事業の要件 ・対象経費、対象外経費の別に関する情報を提供すること。 | 同交付金については、1月中旬に初めて国から説明があり、要綱案等の提示があったのは1月末であった。本県の場合、当初予算の編成及び2月補正予算については、2月議会で提案するために作業を進める必要があり、その庁内の調整は年内に完了している。このようなスケジュールでは、交付金を活用した事業の実施は非常に困難である。 | 法務省 | 川崎市、富山県、豊橋市、小牧市、大阪府、大阪市、島根県、広島市、愛媛県、熊本市 | ○平成31年度の事業実施にあたり、当県でも当初予算額の不足額が生じたため、2月補正により増額予定としている。(※当県の状況…当県では、多言語による相談体制の拡充を図るため、平成31年度当初予算において一般財源により事業費を確保していた。その後、国交付金の説明・募集があり、当県では、交付金申請にあたり事業規模を拡大したため、採択に伴い事業費を増額する必要が生じた。このため、財政所管課とも調整し、来年2月補正により予算額を増額することとし、それまでの間は他事業予算の流用にて対応することとした。)○補正予算等の準備をすることができず、仮に補正予算を組んだとしても、1か月半程度の期間で整備費を執行することは不可能であると判断し、当初の整備費交付金の申請は見送った。○当初予算及び2月補正予算に係る庁内手続の調整が間に合ったため交付申請することができたが、手続に係る準備期間は極めて短かった。○当市においても、外国人受入環境整備交付金の活用に当たって、当初予算編成に間に合わず、一次募集に申請することができなかった。 |
| 43 | 秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町 | 養蜂振興法に基づく転飼許可に係る基準の明確化等 | 養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、国の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい。」という基準の趣旨や解釈等を明確化すること。また、地方が許可判断を円滑に行うことが可能となるよう、当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行うこと。 | 【現行制度】 養蜂振興法第4条において、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼するときは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないとされている。一方、平成24年の生産局長通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正群数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めてきたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一見解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまで示されていない。 【支障事例】 平成27年、本県が不許可とした転飼許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴された。裁判途中で取り下げとなったため判決に至らなかったが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘された。当該基準が明確になっていないため、不許可とした事案に対して不許可処分取消請求等が提訴された場合に敗訴する可能性があり、許可事務や転飼調整に支障が出ている。敗訴した場合には県の措置の実効性が失われる事態が想定される。県内の転飼許可申請件数は例年250件程度で、平成30年度の不許可件数は4件だった。県内での配置調整についても合わせるとトラブルは毎年10件程度ある。養蜂業者からもトラブル防止のためには基準が必要だという声がある。 | 農林水産省 | 栃木県、川崎市、長野県、京都府 | ○養蜂振興法第2条では、飼養者は都道府県へ届出ることとなっているが、その届出に際し、平成24年11月及び平成31年1月に示されたQ&Aには「届出をすれば蜂群を配置してもよいわけではない」「蜂群の配置調整については各府県が地域の状況に応じて適切に判断すること」とされている。しかしながら、府では、蜂群配置の判断を行うにあたり、明確な基準が無い中で判断が出来ず、届出に対して拒否も出来ないため、府内での調整をより複雑にする要因となっている。については、府による判断を円滑に行うことが可能となるよう、転飼に係る当該基準の趣旨や解釈等に準じて必要となる科学的知見(適正群数、適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等)の提供を行って頂きたい。 ○養蜂家によっては全国を移動(転飼)する場合もあるため、全国的にある程度普遍的な判断基準を示すべき。その上で、地域の実態(植生等)を勘案して都道府県毎に検証するべきであるが、農水省担当に意見しても、初めから各県で設定するように回答されるのみで一切進展がない。実際に転飼調整を行う場合、判断基準がないためよほどの事情(度重なる虚偽申請、地域との調整不能等)が無い限り不可とすることが出来ない。養蜂協会からも蜜源に対する適切な蜂群数の検証がされないため、例年並みの飼育群数にする以外ないと苦情がある。また、適切に検証され、蜜源として余力があると判断されれば、蜂群を増やすこともできると意見があるため、養蜂振興の観点から国としての取組を求める。それが不可能である場合、国で基準を示せない事について、県として判断しかねるため、「県は蜂群の配置適正を図るための措置を講ずる」旨記載された養蜂振興法第8条を削除あるいは改正するように求める。なお、他県において転飼を不許可にしたところ、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提訴され、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確となっていないと裁判官から指摘されたことから不許可を取り消すことで訴えを取り下げとなった事例がある。このことから、今後蜜源に対して過剰な蜂群数となる事を理由に不許可とすることが極めて困難となるため、早急な対応を望む。 ○県外からの転飼は県内養蜂家の季節移動による転飼のみであり、問題となっていないが、蜂群配置をめぐる、蜜蜂飼育者間で毎年トラブルが発生している。飼育届を提出せずに勝手に巣箱を置いている者と既存養蜂家とでトラブルが生じている。新規就農希望者が飼育を開始する際に既存の養蜂家と折り合いがつかず、新規就農できない事が多い。既得権の主張と新規就農の要望が折り合わない。明確な基準がないため「適正」「過剰」の判断を示すことができない。具体的な基準があれば、当県もそれを利用し円滑な蜂群配置調整に役立てることが可能。 ○当県では、各地域で開催している分布調整会議で蜂群配置について調整が図られており、現状で「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰」な状態とはなっていないため、転飼許可申請を不許可とした事例はない。しかしながら、新たに養蜂を始める者に対し、蜂群配置や適正な蜂群間距離について説明する際、明確な基準や拘束力もないため、理解が得られず調整が難航する事例は発生しており、関係機関や既存の養蜂業者からはトラブル防止のためには一定の基準が必要であるとの意見が上がっている。 ○当県では、他都道府県から本県に蜂群を移動する際の転飼許可に関して、転飼調整会議にて意見徴収のうえ可否を判断をしている。本県において近年不許可とする事例はないが、趣味的養蜂を含め蜜蜂飼養者が増加している状況では、今後様々なケースが発生することが想定される。そのため、蜂群配置における適正群数、群数間距離等について、全国統一的な算出方法や調査方法が必要である。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|---|---|-----------------------------|--|
| <p>JETプログラムの事業概要及びその活用については、1月及び4月に総務省にて開催される全国都道府県財政課長等会議や、5月に都道府県の各JETプログラム担当者が出席するJETプログラム担当者会議、5月～6月にかけて全6ブロックで開催している地域国際化連絡会議などの場を活用して、地方自治体に周知しています。ご提案の趣旨や支障事例も踏まえ、引き続き(一財)自治体国際化協会と連携してJETプログラムの活用促進に努めてまいります。</p> | <p>関係三省と(一財)自治体国際化協会との連携について、具体的な回答をいただきたい。 回答にある会議での情報提供は、昨年度までの状況ととりまとめた内容にとどまっており、当該年度のスケジュール等は示されておらず、具体の活用に向けた検討を促す内容でないことから不十分である。 地方自治体において、予算の確保や新規事業の提案等、具体的な活用に向けた検討にあたっては、事業概要等の詳細が明記された正式な通知文書が必要である。文書の発出時期については、回答の5～6月に開催される会議と同時期とするなど、現在の8～9月よりも早期に発出していただき、各自治体が検討する時間を確保できるようお願いしたい。</p> | — | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>ご指摘を踏まえ、国の予算決定スケジュールとの関係で可能な限り早期に同交付金に関する情報提供を行ってまいります。</p> | <p>交付金の活用にあつては、いかに有効な事業を実施し、成果を上げられるかが重要であり、検討と準備の時間を少しでも確保したいことから、早期の情報提供を要望するものである。 情報提供にあつては、事業立案に必要な内容はもちろんのこと、前年度から変更が生じた内容については、特に早期の提供をお願いしたい。</p> | — | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>各都道府県のおかれた状況は、気候、地形、植栽等の地理的条件が異なることから、それぞれの地域に合致した対応が必要であり、養蜂関係者や有識者等から意見を聴取及び相談するなどによって判断することが適当であると考えている。 このことについては、養蜂振興法において、都道府県は、当該都道府県の区域において、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとしており、その達成に必要なときは、養蜂業者や養蜂業者が組織する団体等に協力を求めることができるとされていることから、実際の養蜂現場をよく知る県内の養蜂業者等と御相談の上、必要な措置を講じていただきたい。 また、蜂群間の適正な距離については、県によっては2kmと設定しているところもあると聞いているが、蜜源植物の種類だけではなく、蜂群を配置した周囲の蜜源植物の開花状況や天候等様々な要因によっても蜜量が異なると言われており、科学者においても統一の見解を示すことは困難とされていることから、みつばち協議会「養蜂技術指導手引書」の採餌行動等を科学的知見の1つとして参考にしていただきたい。 なお、今後も養蜂に関する研究者への聞き取りなどにより科学的知見が入手できた際は、速やかに各都道府県等に情報提供していく。</p> | <p>県内には、県内養蜂業者で組織する養蜂協会があり、蜂群配置に係る調整等において協力を求めている。しかし、当協会については、県内で最も飼養蜂群数が多い複数の業者が加入していない。それら養蜂業者と養蜂協会の意見が真つ向から対立している。また、県外から転飼する養蜂業者との意見調整も必要となっている。 このため、県では調整会議を開催し、それぞれの意見を聴取し調整案を提案しているが、県に対してそれぞれから反発され、調整等が難航している現状である。 したがって、県内の養蜂業者及び県外から転飼する養蜂業者が、すべからく納得する調整等を図るためには、国が、通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」という基準の趣旨や解釈等を明確にする必要がある。 なお、仮に全ての地域に適合する基準を示すことが難しいとしても、適宜地方の実情に合わせて変更することが可能な標準モデルのようなものを示すことは可能ではないかと考える。 また、回答において参考となる資料の1つとされている「養蜂技術指導手引書」に記載されている「採餌行動」はあくまで総論であり、総論にとどまらず「現実の蜂群配置に係る調整」等に活用可能な基準等が必要と考える。そのような基準が示されない現状のままでは、各都道府県における地域の実情に則した調整等は困難である。</p> | — | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|---------------|---------------------------|--|--|-----------------|--|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 44 | 秋田県、小坂町 | 国土交通省空港施設災害復旧事業費補助の対象の明確化 | 国土交通省空港施設災害復旧事業費(補助)について、補助対象及び補助採択要件の明確化を求める。 | 平成29年7月の大雨で秋田空港及び大館能代空港内の法面(滑走路外周の管理用道路の法面)が崩落した際、電話にて補助要望を打診したが、空港法上の補助対象となる「空港用地」に該当しないとの理由で、電話での打診段階で対象外とされた。 法令上、本事業の対象となるのは「滑走路等又は空港用地」や「排水施設等」の災害復旧工事とされている。今回のケースでは、直接「滑走路」や「排水施設」が崩れたのではなく、「空港用地」は「平らな空地」と定義されているため、対象にならないと判断された。しかし、法面崩落により排水施設である側溝が土砂で埋まったことから、更なる被害拡大も懸念される状態であった。その後、急を要する案件であったため再度相談したところ、今度は、大雨被害であることを証明できるよう、日常点検のなかで法面を捲り上げて地面がどのような状態となっているのか確認し、施設のすみずみまで点検している記録があるかといった厳しい補助採択条件が提示された。 当県では国土交通省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要領や計画に基づく点検以上のことは実施していなかったため、結果的に別事業(県単災害復旧事業)として執行せざるを得ない状況となった。 補助要綱等にも明記されていない厳しい採択条件ではなく、通常の点検によって柔軟に採択することが可能となるよう、採択要件を明確化していただきたい。 | 国土交通省 | 福島県、新潟県、沖縄県 | ○当県管理空港では高盛土箇所等があり、同様の事例が想定されるため。 ○当県の空港では、現時点において、同様の事案は発生していない。しかし、空港本体が最大10段の盛土構造である当県の空港においても、今後、同様の災害が発生する可能性は十分に考えられることから、本提案に対する措置は必要であると考え。 |
| 47 | 福井市 【重点11】 | 医療的ケア児に対する保育士の対応可能範囲拡大 | 保育士の対応が可能な医療的ケアに酸素療法の管理を加えること | 都道府県知事が行う研修を修了し、認定証の交付を受けることにより、保育士ができる行為(特定行為)はたんの吸引と経管栄養に限定されている。そのため、当該行為以外の行為が必要となる医療的ケア児の保育園等への受入れについて、相談の段階で断る例が生じている。 本来であれば看護師を雇用し対応するのが理想的であるが、看護師の確保が困難な中、児童の社会性の発達に資する集団保育を経験する機会を奪うことにつながる。 | 厚生労働省 | 須坂市、豊田市、南あわじ市、米子市、佐世保市 | ○本市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、福井市同様に特定行為に酸素吸入を追加することで医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 ○本市では、平成30年度は在宅酸素療法の児(5歳児)が入園しており、常時保護者が酸素ポンペを背負い園生活を送っていた。酸素残量やチューブの管理は必要であるが、直接的なケアは発生せず、保育師が管理することは可能と考える。 ○県が行った重症心身障害児者及び医療的ケア児者の実態調査において、医療的ケアが必要であることを理由に保護者から「相談の段階で断られた」「付き添いが負担」などの意見が寄せられている。 |
| 48 | 福井市 【重点10】 | 医療的ケア児に対する訪問看護サービスの利用範囲拡大 | 健康保険法の訪問看護の適用範囲について、必要に応じて「居宅」以外の保育所等を訪問先として認める。 | 医療的ケア児の受入れに関する相談は、年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上難しい。 健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、保育所等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限され、保育士等だけでの対応に限界がある中、医療的ケア児の受入れが進まず苦慮している。 | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 足利市、船橋市、横浜市、相模原市、加賀市、須坂市、豊橋市、豊田市、京都市、南あわじ市、橿原市、鳥取県、米子市、八幡浜市、佐世保市、大分県、宮崎県 | ○医療的ケア児の居宅における看護は、訪問看護の看護師によるケアが定着しており、医療的ケア児の保護者との信頼関係が構築できている場合も多い。また、医療的ケア児の状態もさまざまであることから、居宅、保育所等の場所に関係なく、状況を把握した看護師を派遣できる制度への改正が必要である。 ○当市でも看護師が確保できず、酸素吸入が必要な医療的ケア児の保育園での受入れを断念した経過があることから、保育園への訪問看護が適用されれば医療的ケア児の受入れを広げることが可能となり、児童の集団保育の機会確保に資すると考える。 ○当市においては、提案団体同様の課題に対して、障害福祉部門において、「施設」在籍児童を対象に訪問看護師派遣事業を実施しており、全額公費負担している。保育対策総合支援事業費補助金の対象ではあるが、健康保険対象でないため、事業費の負担が大きく、予算確保に困難がある。保険対象となれば、支援対象の医療的ケア児数を拡大することができる。 ○入所施設が保険適用の範囲外であることから、保護者がケアに向かうことで入園しているが、保護者の負担が大きい。 ○小中学校での医療的ケア児の受入れに関する相談は年々増加しているが、看護師を配置し、かつ医療的ケアに対応することは、看護師の確保や予算の関係上、保護者の要望にすべて応えることが困難な状況である。健康保険法上、訪問看護サービスにおける看護師の訪問先は「居宅」に限定されており、学校等への訪問には適用されないため、実質的にその利用が制限されている。そのため、教員等だけでの対応ができない事例でなおかつ看護の中でも専門的スキルが必要とされる事例(人工呼吸器装着時の吸引等)については、市独自で訪問看護ステーションと契約を結び対応しているが、国の補助事業は費用の3分の1のみの補助であり、市の負担が大きい。 ○当市においても医療的ケアを必要とする入園ニーズは高まっているが、園に常駐する看護師は不足しており、早朝・延長の対応も課題となっている。そのため、園への訪問看護は必要と考える。 ○医療的ケア児に対応できる施設は、当県でも少ない状況にあり、訪問看護ステーションの適用範囲の拡大は、医療的ケア児の受入促進につながるものと思料される。 ○当市では、18歳以上の対象者も含め、医療的ケア児・者等として運用している。その中で、医療的ケア児・者等の在宅生活を支援するうえで、訪問看護の適用範囲の拡大を実施する必要があると考えている。 ○児童発達支援や放課後等デイサービスでは、看護師を配置することに対する加算制度があるが、看護師の確保が難しいだけでなく医療行為に対する責任やリスクなどから、多くの事業所で配置が進んでいない状況である。訪問看護先に保育所や学校のほか、障害児通所支援事業所を認めることで、医療的ケア児とその保護者が望む地域・事業所において主治医の指示書のもと、日頃から医療行為を行っている看護師による医療的ケアを受けることが可能となる。 ○訪問看護が居宅に限られており、保育所等への訪問ができないことにより、近隣の医院に医療的ケアの必要な児童をつれて行き、処置をしている。 ○当県医ケア協議会において、保育所等での医療的ケアのニーズに対応するため訪問看護師の活用について、意見が出されている。 ○訪問看護サービスを自宅で利用する場合は、医療保険が適用されるが、保育所等で利用する場合は適用されず、保護者の負担に繋がっている。(全額自費での対応となっている。) ○提案市が具体的な支障事例として指摘している問題点は、本県においてもそのまま当てはまる。現状、保護者の要望等に応じ、その時々に関係機関で体制を含めた調整をしており体制の継続ができていない。(現状は、保護者が保育所・幼稚園にて医療的ケアを行っている。)なお、当該自治体が予算を組み保育・教育機関で訪問看護ステーションからの訪問看護を利用する事業を検討中の事例あり。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|---|--|
| <p>地方管理空港における災害復旧工事の対象については、空港法第10条において、「滑走路等又は空港用地」、「排水施設等」の工事に要する費用と規定されており、空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱には、用地造成費の具体的分類として、「土工事、擁壁工事、護岸工事、埋立工事、地盤改良工事、植生工事、法面保護工事、場内調節池工事、排水工事、場周道路工事、保安道路工事、柵工事、雑工事」とされています。</p> <p>また、災害復旧工事については、空港法施行令第4条において、「災害にかかった施設を原形に復旧することを目的とする工事」等であって、「維持工事とみるべきもの」、「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」、「甚だしく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの」等以外と定義されています。空港施設災害復旧事業費補助金の交付申請にあたっては、このことに留意のうえ、同要綱第3条の規定に基づき申請を行って頂く必要があります。</p> <p>これらの点については、毎年度当初に開催している「空港整備事業に関する説明会」等の機会を通じて、空港管理者の皆様方に引き続き丁寧にご説明して参ります。</p> | <p>回答内容を見る限り、今回提案にあたり、具体の支障事例として挙げた本県事業は空港施設災害復旧事業費補助金等交付要綱に定められている「土工事、法面保護工事」などに該当すると考える。</p> <p>また、貴省から示されている指針に基づき策定した空港施設の維持管理に関する要領や計画に基づき、管理・点検を実施していることから、空港法施行令第4条の「甚だしく維持管理の義務を怠った」にもあたらないと考える。</p> <p>これらを踏まえると、尚更、支障に示した事案のように厳しい条件を提示されたことが疑問である。</p> <p>「甚だしく」がどの程度を指すかは、個人の解釈が生じ、その解釈で差が出ることは好ましくないものとする。</p> <p>本県の支障事例のように、通常の維持管理を行っていたにも関わらず、規定上読み取れない厳しい条件を提示され、これにより事業採択の可否が左右されることがないよう、改めて採択要件を明確化し、説明会における口頭説明ではなく、要綱等において明文化していただきたい。</p> | <p>【福島県】 今回の提案は、異常気象によって空港施設が被災した場合に、災害復旧事業としての災害認定を受けるための準備や協議を円滑に進めるために必要な採択要件の明確化に関する内容であります。</p> <p>本事項の提案団体が示された支障事例や、今後どこでも起こり得る既往超過の異常気象に伴う災害発生を想定したときに、空港法施行令第4条第1項各号に記載された適用除外要件のうち、第5号「甚だしく義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの」の判断基準における不明確な要素が残されたままであると考えられます。</p> <p>これまで、空港の保安を確保するための管理方法を定めた空港維持管理・更新計画に基づき、日常や緊急時を含めた点検及び点検に基づく修繕・更新を実施しながら、施設の経常的な維持や状態の把握を適切に実施していますが、現在、適切と考えていた維持管理方法に疑問符が投げかけられた事態と認識しております。</p> <p>改めまして、空港法施行令第4条第1項第5号の規定に対する判断基準の明確化をお願いいたします。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>保育士は、一定の研修を受講した場合に、医師の指示のもとに特定の医行為を行うことが可能とされているが、この医行為の範囲は、喀痰吸引等制度の創設当時、従前よりやむを得ない措置として違法性を阻却されていた、喀痰吸引や経管栄養に限っているところ。</p> <p>一方で、医療的ケア児に対する酸素療法は、医学の専門知識と技術をもって対応しなければならない医行為であって、医師の指示のもとに看護師等が適切に対応する必要があるもの。特定行為の範囲を拡大し、酸素療法の管理を特定行為と位置付けることは、子どもの安全や各資格の専門性の観点からも、相当程度慎重な検討が必要。</p> <p>また、保育士の業務負担の増大が課題視されている中、医療的ケア児の酸素療法の管理まで行うことによる業務量や心理的負担の増大についても考慮する必要。</p> <p>厚生労働省においては、保育所等における医療的ケア児の受入れについては、「医療的ケア児保育支援モデル事業」により、都道府県又は市町村が医療的ケア児を受け入れる保育所等に看護師を派遣するなど、支援を行っており、こうした事業を活用しつつ、医療的ケア児の保育所等における受け入れを推進してまいりたい。</p> | <p>近年、酸素の吸入流量の調整まで自動で行う、現状を音声によって知らせる、また、うましく吸入できていないときには警告音を発するなど、機器の性能は著しく向上しており、喀痰吸引等制度の創設当時とは状況が異なっているという現状がある。</p> <p>また、高度な専門的知識や技能を有しない家族等であっても一定の指導の下に在宅酸素療法を実施していることから、集団生活が可能と判断された場合、主治医の指示を仰ぎながら、医師の指示の安全性を十分確保した上で、必要な研修を修了した保育士が対応することは可能であるとする。</p> <p>保育士の業務量や心理的負担の増大については十分認識しており、保育士をさらに追加配置するなど、一保育士にのみ負担がかからないよう配慮しながら、可能な限り集団保育の機会を増やせるよう、受入体制を整えていきたいと考えている。</p> <p>モデル事業はそれで有効であり継続していただきたいが、急遽、事情により在宅での対応が困難となり、急を要するにも関わらず、直ぐに看護師を確保できない場合も想定される。また、そもそも看護師の確保が困難な現状がある。そのため、モデル事業では対応が困難な部分を補完する位置づけとして、本提案を行ったものである。</p> <p>以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |
| <p>保育所等における医療的ケア児の受け入れ体制の整備等の方策の在り方については、現在行っているモデル事業等の状況を踏まえて、検討することが必要であると考えられる。</p> <p>具体的には、医療的ケア児が保育所等へ通うことを支援するために、例えば保育所においては「医療的ケア児保育支援モデル事業」により保育所等における看護師の配置を推進しているところであり、学校においては「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）」により小・中学校への看護師配置や幼稚園の巡回に要する経費の一部を補助している。医療的ケア児の支援については、保育所等への受入れも含め、医療、福祉、障害、教育等の分野が一体的に検討を行う必要があることから、文部科学省及び厚生労働省の関係部局により構成される「教育・福祉の連携・協力推進協議会」の下に「医療的ケア児への支援における多分野の連携強化WG」を設置し検討を進めているところである。保育所等における医療的ケア児の支援の適切な在り方についても、現行の支援策を含め、引き続き当該WGにおいて議論を深めてまいりたい。</p> <p>なお、我が国の公的医療保険制度は、被保険者の疾病又は負傷に対する治療を保険給付の対象としており、訪問看護については、疾病又は負傷により居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって主治医が訪問看護の必要性を認めたものが給付の対象であることから、居宅以外の場所における医療的ケアを公的医療保険制度の給付対象とすることは健康保険法等の想定するところではない。</p> <p>特に、医療保険の対象である居宅における訪問看護は、1回の訪問につき30分から1時間30分程度を標準とし、原則週3日を限度として、1対1の個別のサービスを提供するものである。これと保育所等で児の状態に合わせて行う医療的ケアの実施については、サービス提供の目的、提供に係る時間や費用、提供する場の状況、提供者の担うべき役割といった観点から訪問看護になじむのかといった課題がある。さらに、同時に当該保育所等に在籍する複数の児への対応が求められる場合には、1対1の個別のサービスを提供する訪問看護の性格になじまず、医療保険給付の安全かつ効率的な実施に資さないと考えられる。</p> <p>さらに、保険者等の大きな財政負担や児の保護者の新たな財政負担を伴うものであることから、医療保険の訪問看護の給付範囲の拡大を前提とすることは困難である。</p> | <p>当市提案の趣旨は、モデル事業等自体を訪問看護に置き換えることにあるのではなく、医療的ケア児の居宅における看護として訪問看護によるケアが定着しているという現状を踏まえ、既に居宅において利用している訪問看護であればその児が必要とする医療的ケアに精通しており、また、保護者との信頼関係も構築されているため、適正な医療的ケアがスムーズに実施されるといった有利な面があることから、保育所等での継続利用を保護者の選択肢の一つとして加えることにある。</p> <p>また、その結果、看護師を確保できるまでのつなぎの期間の利用や、食事など医療的ケアが必要とされる時間帯のみの利用など、多様なニーズに柔軟に対応できる体制を構築できるようになる。</p> <p>健康保険法が国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としてしていること、また、児童福祉法第56条の6第2項が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう(略)必要な措置を講ずるよう努めなければならない、としていることに鑑みると、主治医により集団保育が可能とされ、かつ訪問看護の必要性が認められたのであれば、その提供場所を居宅以外にまで拡大し、集団保育を経験する機会を高めることは必要であるとする。</p> <p>当市としては、保育所等へ適用範囲の拡大を求めているが、サービスの利用を無制限に可能とすることまで求めているわけではない。</p> <p>具体的には、常時見守り等が必要な酸素管理での利用ではなく、経管栄養など、1回の訪問が1、2時間程度に限られる医療的ケアでの利用で、医療的ケア児ごとにそれぞれの保護者とサービス提供事業所とが1対1で契約を締結した上での利用を想定している。</p> <p>したがって、本提案が実現した場合でも、保育所等の環境や児の状態に合わせた適切な医療的ケアが実施されるものとする。</p> <p>また、保険者等の財政負担については、上記の児童福祉法第56条の6第2項の趣旨に鑑みると、利用時間の制限など一定の制約を設けた上での財政負担の拡大は必要なものとする。そして、保護者の新たな財政負担については、本提案は、負担が増えたとしても集団保育を経験させたい、という保護者のニーズに応えるものとする。なお、過去には、母親が急死したため、やむを得ず個人契約によって保育所において訪問看護を利用したケースがあったが、こうしたケースの場合には、むしろ保護者にとって経済的負担の軽減につながるることとなる。</p> <p>当市としては、保護者がいくつかある選択肢の中から、経済的負担、身体的負担あるいは精神的負担とメリットとを比較衡量した上で、ベストのものを選択することができるような環境を整えることが重要であるとする。</p> <p>以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> | <p>【横浜市】 医療的ケア児者の保育所等の利用にあたっては、保護者の付き添いが必要であったり、保護者の全額自己負担による訪問看護の利用などがあつたりすることから、保護者の負担が大きい。検討を進め、議論を深めていくとのことだが、喫緊の課題として早急な対応が必要であると考えている。</p> <p>【檀原市】 訪問看護の訪問時間が90分以内であるから、対応できないとは言えない。訪問看護を複数組み合わせることで、学校生活を支えることも可能。</p> <p>教員資格のない看護師は医療的ケアしかできないため、他児童生徒、クラス運営、看護師自身の手持ち無沙汰な状況等様々な影響がでる。影響を無くすには、必要なときのみ訪問看護を活用するのが妥当。</p> <p>また、市町村で看護師を1名雇用の場合、労働基準法に定められた休憩を取ることが困難で、別途1名、休憩をとるために雇う必要がある。1時間のケアだけのために、専門性が高く重責な看護をする人材確保は実質困難で、実際、1名の看護師が休憩なく働かざるをえない。これが、現在の市町村での医療的ケアでの課題。</p> <p>そもそも人工呼吸器の管理及び吸引は専門性が高く、看護師全員ができるような行為でない。このことを踏まえると、該当児童生徒ほぼ全員が、医師の指示のもと、就学前はどこかの訪問看護を利用しているため、技術が確立され安全性が高く、保護者との信頼関係もある訪問看護の活用が、学校現場での安全策。</p> <p>現行、訪問看護は医療保険適応が居宅利用のみであるため、市町村が全額自己負担で訪問看護と契約を実施。教育支援体制整備事業費補助金では3分の1の補助しかなく、市町村の財政負担は大きい。</p> <p>障害者差別解消法により、保護者の付き添いなしに医療的ケア児が学校生活を実施できる権利を保障しなければならないことも踏まえ、日常生活の場の一部に学校があるため、日常生活に医療的ケアが必要であると主治医が認め指示書がでる場合、学校・幼稚園等、訪問場所を問わず訪問看護を医療保険適応することが障害者の権利を維持するためにも必要。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|--|---------------------------------------|---|---|------------|---|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 49 | 福井市 【重点25】 | 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和 | 森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者に限らず、登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。 | 【現行制度】 行政機関内部で森林所有者等に関する情報を利用する場合、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果知り得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】 森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けて伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することとされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があった場合、固定資産課税台帳により確認を行おうとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。 また森林経営管理法において、経営管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。 | 総務省、農林水産省 | 苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜県、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎県、宮崎市、鹿児島市 | ○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 ○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していくことがあるが、その際、情報として頼れるのは土地登記簿のみである。そのため、現住所が変更になっていたり、亡人名義のままの場合、追跡調査が必要となるが、戸籍や住民情報の照会のみでは、現に所有する者の特定ができず、かつ税務課の納税義務者情報等も有効な手がかりとなるのだが、平成24年4月1日以降に新たに森林の所有者となった者に限定されてしまうと、事務が円滑に進まないことが今後も懸念される。本年度より「林地台帳制度」や「森林経営管理法」も施行されたため、早急な制度改正が求められる。 ○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で活用できるようにすることは、当市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考えられる。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていきたい。同じく令和元年度から市町村への譲与が始まった森林環境譲与税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。 ○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。 ○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。 ○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。 ○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。 ○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿や登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。 ○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。 ○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。 ○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報が、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所か判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。 ○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。 ○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。 ○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。 |
| 51 | 愛媛県、広島県、徳島県、八幡浜市、西条市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県 | 地方創生推進交付金地方創生移住支援事業の申請主体の見直し | 国において「わくわく地方生活実現政策パッケージ」に基づき創設された地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)のうち、地方創生移住支援事業について、県と市町村との共同申請に加え、市町村の単独申請を可能とすること。 | 地方創生移住支援事業の事業主体は都道府県と市町村の両方とされ、財政負担割合は国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とされている。このため、県が管内全市町の移住支援金の給付要望人数に応じて事業を行うことは、県の財政負担が大きく、厳しい財政状況の下では困難であり、当該制度を活用して移住支援に取り組もうとする市町を支援しきれないことになる。また、広域行政を担う県と住民との距離が近い市町ではそもそも役割が異なることから、施策の優先順位や財政措置に自ずと差異が生じるため、積極的に本事業を実施したい市町は、県との考え方が違うことにより本事業に申請できない場合がある。(なお、本県では令和元年度、移住支援金を給付する移住者の目標人数を5人(世帯)に設定し、求人対象企業を平成30年7月豪雨災害で被害が特に大きかった3市に事業所が存在する企業としている。) | 内閣府 | 京都府、朝倉市、熊本市 | ○それぞれの地域の実情を踏まえて取り組む市町村の意向が尊重されるべきであり、都道府県との共同提案のみに制限することなく、単独での提案も可能とする仕組みが必要である。 ○財政的な理由のみで市町村独自の取組みを制限する理由はなく、制度改正の必要性を感じる。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|---|--|
| <p>【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができるところ。 固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考えが、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> | <p>平成24年3月31日以前分に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等林業経営の効率化に支障が生じているという現状がある。 また、森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なった対応をとることに対する懸念もある。 以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> | <p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> |
| <p>地方創生移住支援事業については、単なる移住を支援するものではなく、移住して地域経済への波及効果等の観点から重要な法人へ就業することを支援するものである。 このため、当該法人を選定し、当該法人の求人情報を東京圏の移住希望者に提供するためのマッチングサイトを構築・運用する、マッチング支援事業(事業主体:都道府県)と連携して実施することとしている。 このような法人の選定、マッチングサイトの構築・運用との連携といった仕組みを踏まえれば、地方創生移住支援事業については、市町村が単独で取り組むのではなく、マッチング支援事業の事業主体である都道府県と連携して取り組む方が、効率的かつ効果的であり、政策意図の徹底も図られると考えている。 なお、御指摘の財政負担については、現行の事務連絡(※)において、地方分の財政負担割合を「原則として」都道府県1/4・市町村1/4としつつも、地域の実情等に応じて変更することを可能としている。このため、都道府県の財政負担割合を減らし、市町村の財政負担割合を増やすことも可能である。 ※平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡「2019年度地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプに係る実施計画等の作成及び提出について)」の別添1-1「移住支援事業・マッチング支援事業について」のIの1において、「財政負担割合は、国1/2とし、地方分は、原則として、移住支援金、移住支援金の支給に係る事務経費のいずれについても、都道府県1/4、市町村1/4とする。」と記載している。 また、上記の地方負担分の考え方については、趣旨を明確化する観点から、事務連絡により各都道府県に周知することとする。</p> | <p>地方創生移住支援事業については、都道府県が運営するマッチングサイトに移住支援金対象求人掲載すること(平成30年12月21日付内閣府地方創生推進事務局事務連絡 別添1-1<I. 移住支援事業>4(A)(2)①の2つ目の「J」)が移住支援金の支給要件であるため、市町村の単独申請が可能となっても、移住支援金対象求人の選定等に際し、都道府県との事務的な連携は必要不可欠である。 また、地方創生推進交付金の申請手続や会計事務など、市町村に関する交付金事務について、都道府県は内閣府から事務委任を受けており、先駆・横展開タイプの市町村単独申請については、その事業内容を都道府県として把握しているため、地方創生移住支援事業においても、同様の事務委任を受ければ、市町村単独申請についても、その事業内容を都道府県として把握することが担保されると考える。 これらの理由から、市町村の単独申請が可能になったとしても、都道府県の関与が前提となることは現状と変わらず、新たな支障も生じないと考える。 財政的な負担については、現行制度のまま都道府県の負担割合を下げることにについて市町村の理解を得ることは、県との共同申請が前提である以上は困難と考えられるが、都道府県との共同申請と市町村単独申請の選択が可能となった上で市町村単独申請を選ぶ市町村は、財政的な負担について納得した上で申請することになるため、都道府県の財政負担に関係なく本事業を実施したい市町村は積極的に本事業を活用することができ、本事業の一層の活用促進に資すると考える。 以上のことから、地方創生移住支援事業について、市町村の単独申請を可能としていただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|-----------------|------------------------------------|---|--|------------|--|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 52 | 愛媛県、広島県、徳島県、高知県 | 地域環境保全基金事業にかかる経費(旅費)の認定及び通知等による明確化 | 地域環境保全基金を活用した事業(例:県民向けの普及啓発事業)を行う際、現行では事業経費として認められていない県職員の旅費を経費として認定するとともに通知等において明確化していただきたい。 | 職員旅費は、県内各地で普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、環境省が示した地域環境保全基金質疑応答集において、基金事業の対象経費として認められないとされており、念のため環境省にも問い合わせたが、同様の回答であった。このため、今年度事業の実施に要する職員旅費については、基金の県独自上乗せ部分を活用して捻出する予定であるが、来年度からは、上乗せ分がなくなるため、対応に苦慮している。本県では過去に「地域グリーンニューディール基金」を活用した事業を実施しており、同基金では職員旅費も事業経費として認められていたことから、地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑義がある。また、地域環境保全基金の財源については本県も2分の1を負担している状況であり、県議会をはじめ、関係各所から職員旅費に対する基金充当について意見や問い合わせ等があれば、合理的な運用理由を説明する必要があるが、質疑応答集の内容は交付要綱の規定からは読み取れず、運用の根拠として不安を感じている。 | 環境省 | 新潟県、兵庫県、宮崎県 | ○当県では、これまで職員旅費を必要とする事業への基金充当はなかったが、今後、職員旅費を必要とする事業を実施予定であり、基金充当が認められなければ、地元等との調整等が困難となり、必要な事業の実施自体が困難となる恐れがある。このため、事業実施に係る職員旅費を、基金の対象経費とすべきである。 ○職員旅費は、普及啓発イベント等の基金事業を実施するために必要不可欠な経費であるが、財政状況が厳しくなる中、一般財源の確保に苦慮している。 ○地域住民への普及啓発事業を目的とする地域環境保全基金において、職員旅費が事業経費として認められないとする現状の運用には疑義がある。職員旅費についても事業経費として認められることで、地域環境保全基金のさらなる有効活用に寄与すると考えられる。 |
| 54 | 山梨県 | 交通安全対策特別交付金の交付決定日の前倒し | 交通安全対策特別交付金の都道府県への交付を、現状の3月下旬から3月上旬に前倒しすることを求める。 | 交通安全対策特別交付金については、国から、年2回(9月、3月)都道府県に交付される。このうち、3月の交付については、例年3月20日前後に交付されるが、年度末の繁忙期とも重なり、当該交付金の県における受け入れ及び市町村への支払い業務に支障をきたしており、事務処理ミスも誘発しやすい状況である。平成30年度においては、国の交付決定から市町村への支出まで中3開庁日しかなく、その間に歳入歳出処理と市町村への交付額確定通知を作成・決裁を行う必要があり、特に各市町村への交付額決定通知の起案と、「支出負担行為即支出決定決議書」に時間を要している。 【平成30年度事務処理日程】 平成31年3月22日(金) 交付決定 平成31年3月26日(火) 県会計担当部署に持ち込み 平成31年3月27日(水) 会計担当部署における確定処理 平成31年3月28日(木) 市町村口座への振り込み | 警察庁、総務省 | 岐阜県 | ○交通安全対策特別交付金は、国(交付税及び譲与税配布金特別会計)から、県・市町村に年2回(9月、3月)直接交付され、各市町村分については国の交付決定後に県において各市町村(全42団体)への交付手続きを行っている。各市町村へは当該年度内に支払うこととされているが、3月の国の交付決定日は、例年3月下旬(平成30年度は3月22日)であり、国の交付決定日から各市町村への支払日(平成30年度は3月28日)までは、開庁日で中3日しかなく、その間に国費会計システム「ADAMS II」を利用して歳入歳出処理を行うとともに、各市町村への当該交付金の額の決定通知の作成、決裁及び発出を行わなければならない。 |
| 55 | 山梨県 | 公害審査委員候補者の委嘱期間の条例委任 | 公害審査委員候補者の委嘱期間について、現在は公害紛争処理法により毎年とされているが、地域の実情に応じて条例により、1年よりも長い期間委嘱することができるようにする。 | 公害審査委員候補者の委嘱期間については、公害紛争処理法第18条第1項により毎年と定められている。しかし、実際には、1年を超えて再任される候補者が多く、直近では13名中12名が再任されている状況である。一方で、職員の人材不足で他業務に圧迫されるなか、短期的に改選手続きが発生し、事務負担となっている。地方の実情に応じた運営が可能となるよう見直しを求めたい。 | 総務省 | 長野県、鳥取県 | ○当県においても、1年を超えて再任される候補者が非常に多い。 |
| 57 | 広島市、広島県 | 学校給食における前日調理の規制の緩和 | 学校給食衛生管理基準において、「給食の食品は、原則として、前日調理を行わず」と定められているが、前日調理を規制している根拠(リスク)を明確に示した上で、このリスクを排除することができる場合は前日調理を可能とするよう求める。 | 本市では、平成29年度に最大1万2千食/日を調理できる民設民営の学校給食センターを開設し、献立にも工夫を加えながら、より多様な給食の提供に取り組んでいる。こうした中、食材として多くの根菜類を使用する献立の場合、その下処理(泥落としや皮むき)に時間を要することから、これらの作業を給食の提供前日に処理することの可否について文部科学省に確認したところ、学校給食衛生管理基準で原則禁止されている「前日調理」に当たるとの見解であった。本市の民設民営の学校給食センターは、HACCP支援法の認定を受けた高度な衛生管理体制を有する施設であり、前日調理による衛生上のリスクを排除するための取組(冷凍保存等)を行うことができるにもかかわらず、このリスクが具体的に示されていないため、前日の下処理を認められない状況にあり、多彩な野菜を使用した給食の実現の妨げとなっている。 | 文部科学省 | 文京区、八王子市、川崎市、鎌倉市、新潟市、浜松市、田原市、京都市、徳島市、熊本市 | ○根菜類を大量使用する場合は、他に使用する野菜や献立の組み合わせを考慮する必要がある。この場合は、同じような組み合わせになり、変化が乏しい。また、前日に下処理作業ができ、衛生的に保管ができる状態であれば、多彩な献立を取り入れることができ、より一層地産地消の推進につながる。 ○献立によっては、下処理に時間が係る場合があるので、前日の下処理を認めていただければ、下処理に手のかかる地場の野菜をより多く使用でき、地産地消が推進できる。 ○当市では、給食に地場野菜をできる限り取り入れ、使用率の拡大を図るとともに、地元で育った野菜を生産者の想いとともに子どもたちに届けることで、郷土への愛着を育んでいる。しかしながら、地場野菜は、泥つきや形が不揃いなものもあり、下処理に時間を要することが多く、当日調理の限られた時間の中で仕上げなくてはならない学校給食の場合、使用率が高くなるに比例して、手をかけた多様性のある献立を実現できない現状がある。地産地消を推進するとともに、様々な食事内容に親しみ、食に興味をもち豊かな人間性を育む学校給食の役割を果たすためにも、衛生管理上、安全が確認できる調理作業については、前日調理を可能とするよう規制を緩和していただきたい。 ○当市の中学校給食調理場(HACCP認定施設)については、当初の見込みを上回る食数の調理を行っているが、同様に前日の下処理ができないため、献立作成に制約がある。 ○前日調理ができないため、乾燥豆を充分浸水できず、本来のおいしい煮豆ができない。前日調理を規制している根拠を示し、豆の前日浸水・冷蔵を認めていただきたい。 |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|--|---|
| <p>地域環境保全基金事業については、その交付要綱において「地域住民等に対する地域の環境保全に関する知識の普及、地域の環境保全のための実践活動の支援等地域に根ざした環境保全活動を展開するための事業に要する経費」を支弁する、としている。</p> <p>また、平成3年事務連絡において「地域の環境保全に関する知識の普及、啓発又は住民等の環境保全実践活動の支援等のソフト事業を継続的かつ着実に進めることができるよう、安定的な事業費財源を確保する」ことを目的とするとし、「職員の給与等事業費たりえないもの」については対象外とする旨通知している。</p> <p>以上から、対象費目の考え方については、その当初から、地方公共団体職員の人件費、事務費、旅費等の管理費を原則対象とせず、事業費に充てることとして運用を行ってきたものであるが、要望を踏まえ、また、制度開始当初からみて連関・複雑化している地域の課題や社会の変容による新たな地域の環境保全に関する取り組み等について積極的に支援を行う必要があることから、事業施行のために直接必要な地方公共団体職員における事務費、旅費に要する費用も対象とするものとし、その旨事務連絡で周知したい。</p> | <p>令和元年度事業から充当できるよう、なるべく早期の対応をお願いしたい。</p> | <p>—</p> | <p>—</p> |
| <p>毎年度3月に交付する交通安全対策特別交付金の交付額は、道路交通法(昭和35年法律第105号)附則第18条第1項及び交通安全対策特別交付金等に関する政令(昭和58年政令第104号)第5条第2項の規定により、当該年度の8月から1月までの期間の収納に係る反則金収入相当額等から当該期間に係る通告書送付費支出金及び返還金を控除した額とされている。</p> <p>警察庁は交付金の交付総額を算出して総務省に通知する事務を担っているところ、算定の基礎となる数値については、反則金収入相当額等にあつては予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第36条の徴収済額報告書の収入額を、各都道府県警察が行った通告書の送付件数にあつては各都道府県警察に対する調査結果を根拠としている。</p> <p>このうち反則金収入相当額等にあつては予算決算及び会計令第36条により2月15日には額が確定するが、通告書の送付件数にあつては、現状として2月下旬までの回答期限で調査を行っていることから、警察庁としては、この回答期限を2月下旬から2月中旬に前倒すことで、総務省に対する交付総額の通知時期を現状の3月上旬から2月下旬に1週間程度前倒ししたいと考えている。</p> <p>また、総務省は道路交通法附則第20条第1項に基づき交通安全対策特別交付金に関する事務を担っているところ、当該警察庁からの通知時期の前倒しを踏まえ、現状の3月下旬の交付金の交付を1週間程度前倒しする。</p> | <p>市町村口座への振込日が現行通りの3月下旬(平成30年度は3月28日)ということであれば、交付決定を1週間程度前倒しすることにより事務処理に余裕ができるため、概ね本県の提案に沿った内容となっていると考えている。</p> | <p>【岐阜県】 交付決定から各市町村への支払いに係る事務に要する期間が短いことが支障であり、この改善を提案するものである。そのため、市町村への支払日については、従前どおり年度末としていただきたい。(交付決定から支払いまでの事務処理期間を十分に確保していただきたい。) 「交付金の交付を1週間程度前倒しする。」という回答は、その趣旨が反映されているか、確認したい。</p> | <p>—</p> |
| <p>都道府県は、都道府県公害審査会(以下「審査会」という。)を置くことができるとされ、審査会を置かない都道府県は、毎年、公害審査委員候補者(以下「候補者」という。)を委嘱し、候補者名簿を作成しておかなければならないとされている。</p> <p>提案団体等からの提案については、審査会委員の任命形態(任期3年・議会同意人事)を踏まえつつ、公害紛争処理制度を効率的・効果的に運用できるよう、一定期間の範囲内で都道府県が条例で定める場合にあつては、当該条例で定める期間ごとに候補者を委嘱することを可能となるよう必要な検討を進めることとしたい。</p> <p>(なお、制度改正の効果として、候補者への委嘱の依頼のしやすさ、係属事件処理の継続性の確保、事件処理のノウハウの蓄積・伝承なども考えられるところ、検討に際しては、関係自治体に対し、公害紛争処理の実情や制度改正した場合の効果を把握するため、アンケートを実施することも検討したい。)</p> | <p>回答のとおり進めていただきたい。</p> | <p>【長野県】 各都道府県の実情に応じて効果的に運用できる余地を残していただけると有り難い。関係自治体へのアンケート調査等も含めてぜひご検討願いたい。</p> | <p>【全国知事会】 地方分権推進計画の趣旨を踏まえ、必置規制については必要最小限のものにとどめるとともに、公害審査委員候補者の委嘱期間については条例に委任すべきである。</p> |
| <p>学校給食衛生管理基準において、学校給食について原則として前日調理を行わないこととしているのは、保管時に他からの二次汚染を受けたり、時間の経過により細菌が増殖したりすることで、食中毒の発生につながるおそれがあるためである。</p> <p>同様に、厚生労働省が集団給食施設等における食中毒を予防するための一般的な管理事項を通知で示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」(同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設が対象。多くの学校給食調理場が該当。)においても、常温保存可能なものを除き、生鮮食品は1回で使い切る量を調理当日に仕入れるようにすることとされているが、事業者が個別に、適切な方法で衛生管理を実施し、安全性を確保した上で、前日調理を行う場合を一律に排除するものではない。</p> <p>学校給食衛生管理基準についても、個々の調理に係る状況が様々で個別のリスクについて明らかにすることが困難な中で、「維持されることが望ましい基準」として、食中毒予防の観点から原則として前日調理を行わないこととしているものであり、教育委員会等の責任において安全性を確保したうえで実施することを一律に排除するものではない。</p> <p>なお、共同提案団体から「豆の前日浸水・冷蔵を認めていただきたい」旨示されているが、「学校給食衛生管理基準の解説」(平成23年、日本スポーツ振興センター)において、前日調理が考えられる例として「豆類の浸漬等」が挙げられており、文部科学省としても同解説を各教育委員会等に対して周知しているところ。なお、この場合にも、加熱しても死滅しない病原微生物が存在することから、温度管理をはじめとする衛生管理を適切に行うことが必要である。</p> | <p>この度の1次回答により、教育委員会等が安全性を確保した上で行う場合においては、一律に前日調理が排除されるものではないことが確認できた。</p> <p>こうした取扱いについては、文部科学省としてこれまでも周知しているとのことだが、御指摘の「学校給食衛生管理基準の解説」における「豆類の浸漬等」の例は、前日調理の規制例として挙げられているものと各教育委員会等が受け止める可能性もある。については、学校給食法第9条第1項の規定に基づき定められた「学校給食衛生管理基準」を補足するものとして、例えば、「HACCPに基づく衛生管理の下、具体的に下処理工程のリスクとその管理手段を分析し、これに沿った対応を確実に実施する場合」など、各教育委員会等の責任において安全性が確保された場合は前日調理を行うことができる旨を、改めて文部科学省から通知していただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|-----|-------------------------------|---|--|-----------------|---|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 61 | 広島市 | 幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の一元化 | 幼保連携型認定こども園に係る制度及び施設整備の所管の内閣府への一元化を求める。 | 制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。(申請窓口の一元化等事務手続きの簡素化を求めるもの) | 内閣府、文部科学省、厚生労働省 | 旭川市、秋田県、福島県、いわき市、須賀川市、新潟県、愛知県、豊橋市、豊田市、京都市、大阪府、大阪市、高槻市、茨木市、和泉市、兵庫県、西宮市、南あわじ市、鳥取県、徳島市、愛媛県、高知県、佐世保市、大村市、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島市、九州地方知事会 | <p>○施設整備にかかる事務手続きや補助金の算定方法が、保育所相当部分と幼稚園相当部分でそれぞれ分かれていることにより、補助金計算や申請などの事務が煩雑になっている。</p> <p>○協議書の提出は厚労省と文科省に分けて提出するが、様式は同じものである。そのため、一方の省から修正依頼があると、修正後の様式をもう片方の省にも送付する必要があり事務が複雑になる。窓口を一本化することにより事務の効率化が期待される。</p> <p>○左記団体と同様に窓口の一本化による事務の簡素化をお願いしたい。所管省庁が異なるためにそれぞれにほぼ同じ書類を提出することになるが、2か所に書類を出さなければいけないことと、添付する書類についても量が嵩むため、一本化での事務軽減化をお願いしたい。</p> <p>○施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、また、協議のスケジュールが違いため事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。また、平成30年度において幼稚園部分の申請時期が2回しかなかったため、1事業所は保育所部分の補助金だけで工事を行った。</p> <p>○認定こども園の増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、複雑な按分式で教育部分と保育部分を算出し、かつ申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事業者、市町村、県にとって事務負担が大きい。</p> <p>○当市で現在予定している同補助金を活用した施設整備においても、それぞれの省で補助金の要綱要領の内容が若干異なること等、制度が複雑化することによる事務負担の増加が課題となっている。</p> <p>○制度の所管は内閣府だが、施設の整備については、保育所相当部分と幼稚園相当部分に分けて、それぞれ厚労省と文科省に申請する必要があり、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じている。特に保育室やトイレなどの共用部分については、便宜上、定員等による按分計算を行っており、煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○近年、一定の改善がなされているものの、提案団体の主張のとおり、依然として事務が複雑であるとともに、平成29年度の当市における認定こども園創設事業において、認定こども園施設整備交付金のみが一方的に予定額の90%に圧縮されるなど、厚生労働省と文部科学省で統一的な対応がなれておらず、財政的にも不安感・不信感が生じている。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備について、厚労省と文科省に所管が分かれていることにより、協議、申請等の手続きはもとより、問合せ、確認等も両省に行わなければならない。書類作成も両省分で膨大なものとなり、事業費・補助金額の計算における両省分の按分等も必要で、過大な事務負担となっている。また、厚労省分は直接補助(概算払い)、文科省分は間接補助(精算払い)と補助金交付の手順も異なっており、予算・決算においても無用な混乱を生んでいる。さらに、両省の内示日に差異があり、片方が遅れたため事業着手が出来ず、急ぎよ2か年事業に変更せざるを得なかったという事例も発生している。事業者への損害回避及び自治体の過度な事務負担解消のため、一刻も早い所管の一元化を強く求める。</p> <p>○幼稚園部分(文部科学省)と保育所部分(厚生労働省)で、加算、補助率、かさ上げの有無、対象メニュー等、異なる部分があるため、対象事業費や交付申請額を算出する際の計算や事業者・市町村の作業などが煩雑となっている。内閣府への窓口の一本化にあわせ、幼稚園・保育所・認定こども園の全てで項目を揃えて、面積や利用者按分で簡易に算出できるように改善が必要である。</p> <p>○制度の所管省庁が複数に跨っていることにより、類型により認可・認定基準や、法的立て付けが異なっていることにより、事業者及び行政ともに事務作業が複雑化している。また、特に幼稚園型認定こども園について、認可形態としては幼稚園となり、施設監査の法的な位置付けが非常に不明確となっており、他の類型の認定こども園と比較して監査権限に基づく自治体の関与が不十分と思える状況が発生している。施設整備補助金についても、一の施設整備においても、複数の省庁からの交付を受ける必要があり、幼稚園部分と保育所部分で事業費の按分等を行わなければならないと、事務負担が増大しているとともに、交付額の算定誤り等が生じる原因となっている。</p> <p>○同様の支障及び市民サービスに直結しない非生産的な事務が発生していることから、早急な改善を求める。</p> <p>○幼稚園から認定こども園への移行の場合、複数の建物がある場合において一部を大規模修繕、残りの建物を建替えをする場合、認定こども園整備交付金(文部科学省)においては、改築及び大規模修繕となり、両方の補助金を加算して基準額とすることができるが、保育所等整備交付金(厚生労働省)においては、創設の補助金のみとなり、補助金の積算が複雑になっている。また、事前協議においても、認定こども園施設整備交付金は協議書を2通、保育所等整備交付金は1通書ということになり、事務が煩雑になっている。そのため、補助金の所管を一本化することにより、協議書を何通も書くことが無いようになる。一部改築等における認定こども園施設整備交付金と保育所等整備交付金の按分方法について、両交付金の交付要綱では①定員の全てが工事にかからない場合には、「基準額×工事に係る定員/整備後の総定員」で算出するが、②定員数が算定できない(調理室、遊戯室などの共通して利用する場所)においては、「基準額×総定員×整備する面積/整備後の総面積」と記載されており、計算が複雑になっていることにより、事務が煩雑になっていること、また①と②のどちらに該当するのかが不明瞭で事業者への補助額が確定できないことが問題となっている。要綱の基本的事項(補助内容についての記載事項)の不足が多く、協議書を提出しないと補助内容さえも分からないなど記載事項の不足感が否めない。</p> <p>○同一施設の整備であるにも関わらず、厚生労働省と文部科学省の担当者で見解が相違することがあり、その調整に手間がかかる。平成30年度実施事業で、協議申請した工事がどの整備区分に該当するかについて、当初、両省の担当者で見解が異なったことから、両省との調整に時間を要し、協議を1回遅らせた事例がある。その事業については、協議が遅れたことから工事の着工が遅れ倒しとなり、結果として認定こども園への移行を1年間遅らせることとなった。</p> <p>○厚生労働省と文科省に分けて申請するために認定こども園整備費の事業費を面積按分しているが、竣工時の建築確認検査等において当初の建築面積が変更になる場合があり、面積按分にも影響が出るケースがある。事業費及び補助額にも影響があるため、変更申請の処理等が必要になり、補助を受ける認定こども園の設置者及び市において事務処理が煩雑になっている。また、厚労省と文科省それぞれで、内示時期や補助対象外の考え方も異なるため、市及び事業者にとっても煩雑な事務処理が発生している。</p> <p>○当市においても幼保連携型認定こども園の整備を行う際、一つの建物に対し、厚生労働省と文部科学省の双方に補助協議等を行う必要があり、それぞれの補助額を算出するにあたり、対象経費を保育所相当分と教育相当分に按分する必要がある等、事務が煩雑化している。補助財源が一本化されれば窓口も一本化され、対象経費を按分する必要もなく、事務の効率化が図られる。</p> <p>○当市においても、H29・30年度に幼稚園を認定こども園に整備する事業を実施したが、提案市と同様、交付金申請時等において、2か所への協議の手間や煩雑な按分作業等を経験し、事業者と自治体の双方に相当の事務負担が生じた。</p> <p>○当県でも申請事務が複雑であること、照会する内容によって窓口が異なっていることで統一的な見解を求められないことなど支障をきたしている。</p> <p>○平成30年度において、両交付金を活用して整備した施設のうち約半数が認定こども園であるところ、同一の内容を厚生労働省と文部科学省に協議・申請している施設は当県でも多数ある。さらに、内示(内定)後の交付申請や支払請求の時期が同一でないことも、自治体等の事務を複雑にしている。</p> <p>○認定こども園の増改築に対する補助金の申請手続きについて、一つの施設整備であるにも関わらず、教育部分と保育部分で申請先が異なり、書類も1つの整備に2種類の申請書や実績報告書を作成する必要があるため、事務負担が大きい。また、内示後の工事着手となっているが、内示時期が異なることがあり、工期に影響が出ることがある。(平成29年度10月協議分の内示 文科省平成30年2月2日、厚労省平成29年12月8日)また、実際に平成29年度10月協議分では、内示時期に2ヶ月ほどのズレがあったことから、当初予定していた年度内に工事完了が難しく、工事を次年度に遅らせたという事例があった。</p> <p>○当市においても煩雑な事務に苦慮しており、事務負担軽減のために手続きの簡素化の必要性を感じている。</p> <p>○保育所等整備交付金を活用しているが、共用部分の按分計算が必要となっているため、事務が煩雑となっている。</p> <p>○一施設の整備内容であるにもかかわらず、厚生労働省部分と文部科学省部分に分かれていることで、別々に申請を行う必要が生じており、また、按分計算については交付金の重複請求を招く懸念もあるなど、事業者、都道府県、市町村において事務処理が煩瑣となっている。</p> <p>○厚生労働省と文部科学省それぞれの補助制度があるため事務執行が負担となっている。</p> <p>○申請後の交付決定にあたり、各省の予算確保の状況等により大幅な時期のずれが生じ、一方の交付金が交付決定なされているのに他方が未決定という状況で、なかなか事業に着手できず、工事の完了が遅れ、結果的に開園が年度始まりに間に合わなかった事例があった。(待機児童解消の施策に影響が生じた)</p> <p>○当県においても、1施設の整備に2箇所の協議・申請が必要となり、事業者及び自治体とも煩雑は事務処理が発生している。</p> <p>○幼保連携型認定こども園の施設整備において、共有部分である倉庫の按分について、煩雑な事務処理が発生している。また、時期や時間帯によって使う認定区分が違うため、妥当な判断が難しい。</p> |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|--|--|
| <p>認定子ども園に係る施設整備の事務手続においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業募集や内示時期の統一化・事前周知の徹底 ・協議様式の統一化 ・補助対象経費における、幼保の按分方法の明示化 <p>等により、事務負担の軽減を図ってきたところである。今後も更なる事務負担の軽減に向けて関係府省と連携を図っていく。</p> | <p>これまで行われてきた協議様式や募集・内示時期の統一化によって、幼保連携型認定子ども園への移行が進み、広く認知が図られてきたところであるが、幼保連携型認定子ども園への移行を一層促進していくためには、煩雑な按分計算や同一の内容の二省での協議・申請を必要とする現状を解消し、完全な一元化を早急に図ることが必要であり、国、自治体、事業者のいずれにとってもメリットが実感できるように、早急に対応していただきたい。</p> | <p>【大阪府】 回答いただいている対応では、支障事例(両省へ提出することによる事務の煩雑さや過大な事務負担、申請内容に対する両省の見解の相違、補助対象範囲の別、など)に対する解決や、当該支障事例を踏まえた申請窓口の一元化という提案に対する回答としては、不十分と考える。 申請窓口一元化による事務負担の軽減に向け、早急なご対応をお願いしたい。</p> <p>【西宮市】 左記により事務負担の軽減が図られているところであるが、窓口の一本化により更なる事務負担の軽減を望む。</p> <p>【鹿児島市】 補助協議様式については統一されたが、それ以外の補助金申請書や実績報告書については同一の内容で2か所に提出する必要がある、また、煩雑な補助対象経費の按分計算が必要であるなど、事務負担の軽減が図られていない。</p> | <p>【全国知事会】 認定子ども園の施設整備に係る交付金については、待機児童対策や子育て支援の量的拡充の実現のため必要不可欠である。その交付金の制度において、同一施設の申請等の手続きが複数の所管となっていることで複雑化及び煩雑化している現状があることから、事務負担の軽減に向け、施設整備交付金の一本化などを進めること。</p> <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|-----------------|--|---|--|------------|-----------------------------------|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 62 | 伊佐市、鹿児島市長会 | 福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の見直し 【重点7】 | 福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていないセンターにおいても、看護師を定数参入することができるようにされたい。 | 福祉型発達支援センターに通所する乳幼児は、身体の虚弱や病気を抱えている子どもも多く、医療機関や保護者等との日頃の連携・相談や、体調急変時などに適切な対応を行うためには、医療・保健に精通した看護師等有資格者の存在が不可欠で、必要性が極めて高い。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けなければ、求められる従業員数に看護師を含めることができないため、小規模自治体で重症心身障害児の数が少ない当市のセンターは、独自に看護師2人を配置している。また、看護師を配置している当市のセンターの需要は高く、他市町在住の保護者から受け入れ相談が寄せられるが、定員を満了状態にあるためお断りしている。このことは、全国的にセンター設置を進め障害児支援が推進される中、医療的ケアの対応が出来ないことを理由に居住する地域でのセンター受け入れを断られ、児童発達支援を希望するにも関わらずサービスを受けられない乳幼児が存在することを示唆しており、看過できない問題である。障害を持つ子ども及びその保護者であっても、地域全体で子育てを支援し、安心して子育てができる環境を構築する上で児童発達支援は重要なサービスであり、その中核的施設である児童発達支援センターにおける看護師配置は必須条件である。 | 厚生労働省 | 熊本市 | <p>○福祉型の児童発達支援センターであっても、利用児童の急な体調変化など看護師の助言が必要な場面がある。しかし、看護師を配置しても必要な職員数には含まれないため、当市の社会福祉法人が運営するセンターには看護師を配置しておらず、同施設内の同法人が運営する障害福祉サービス(生活介護)事業所に常駐する看護師が対応している。福祉型児童発達支援センターにおいても、適切な療育を提供するためには、看護師の役割は大きいと考える。</p> <p>○当市に設置されている福祉型児童発達支援センターには、看護師を1名配置していることもあり、市外からの通所児もいるため、広域的な拠点施設としての役割を担っている現状にある。一方で、当市においては、医療型児童発達支援センターの設置がなく、通所児の中には医療的ケアが必要な場合もあり、福祉型児童発達支援センターにおいて、これらの支援の充実のためには、医療的ケアに対応可能な看護師の配置が必要と考えている。福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、より適切な看護師配置が可能となると、医療的ケア児の受け入れの拡充につながると同時に、医療的ケア対象外の児童にも、施設内のケガ等による対応について、日常の安全管理の向上にもつながることから、保護者や児童にとってもより安心して施設利用ができるようになると考えられるため、現在の福祉型児童発達支援センターに対する看護師配置基準の緩和を求めることに同意するものである。</p> <p>○当市では、民間事業者が児童発達支援センターを1事業所運営している。今年度から事業者独自で看護職員を1名配置しているとの事である。理由として、経管栄養等の必要な医療的ケア児の受入れを行う際に、以前までは、近隣の訪問看護事業所の協力のもと医療行為を実施していたが、臨機応変な対応を行うために独自で看護職員を確保したほうが効率的であるとの事であった。また、医療機関との情報共有を行う際にも看護職員の必要性を感じているようである。今後も、市としては、健全な運営を支えていくうえでも、看護職を人員として算定できることが必要であると感じている。</p> <p>○児童発達支援センターの設置については、令和2年度末までに市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上の設置が求められている。当市においても圏域設置を含めて検討しており、市や圏域での保健、医療、福祉等連携機関で圏域も含めたニーズの把握や課題の整理を行っていく必要がある。特に医療的ケアが必要な障害児の多くは在宅にて家族等の支援によって生活しているため、医療型児童発達支援センターがない当市においては基準が緩和されることにより、地域において必要な支援を円滑に受けることができる。また、医療的ケア児のみならず、障害の重度化、重複化や多様化を踏まえ、児童指導員、保育士、看護師等人員の基準の見直しにより専門的機能を図ることができ、小規模な自治体でも地域や障害児の多様なニーズに対応する療育機関として体制整備を図ることが出来る。</p> <p>○医療的ケアが必要な児童が福祉型児童発達支援センターを利用できない現状となっている。</p> <p>○当市においても、医療的ケアを必要とする障がい児を受け入れられる事業所は限られているため、センターにおいて看護師を常勤として配置することになれば、利用者の安心安全な利用につながると考える。</p> <p>○当市において、医療的ケア児の受け入れ先の不足が問題となっている。児童発達支援センターにおける看護師の定数参入により医療的ケア児の受け入れが進むことが見込まれる。</p> |
| 63 | 高知県、徳島県、香川県、愛媛県 | 狩猟免許及び狩猟者登録証の統一化 | 狩猟免許の種類ごとに申請を受け交付している狩猟免許と狩猟者登録証を、属人的に1つの様式でまとめることができるよう制度改正を求める。 | 現行制度においては、狩猟免許と狩猟者登録証は狩猟免許の種類ごとに交付を行う必要がある。また上記制度と整合性を取るため、本県では申請書を各種類別に提出をお願いしている状況にある。そのため複数の免許や登録を受けている者にとっては、それぞれ複数の狩猟免許や狩猟者登録証ごとにかかる申請はもちろん、交付された狩猟免許や狩猟者登録証も複数枚所持することになる。こうしたことから狩猟者の負担は大きく、1つの狩猟免許、1つの狩猟登録証にまとめることができないか要望を受けることがある。また本県の事務においても、上記の状況から各種類ごとに申請書を受け付けし、それぞれ免許等を作成・交付していることから、事務負担を軽減の観点で、狩猟者と同様の問題意識を持っている。求める内容のとおり、属人でそれぞれ1つにまとめることができれば、本県では狩猟免許の発行枚数を約40%削減、また狩猟者登録証の発行枚数を約20%削減が期待でき、それに付随する行政事務を軽減・簡素化できると考えている。また狩猟者にとっても、免許や登録証の管理がしやすくなるだけでなく、申請の煩雑さや、仮に紛失した際の再発行手数料の負担の軽減になるなど、そのメリットはあるものと考えられる。 | 環境省 | 宮城県、新潟県、軽井沢町 | <p>○当県でも、登録申請は各種類別に提出、免許と登録証は種類別に作成するなど、提案県と同様の状況。提案の内容により、申請者の負担軽減になるとともに、行政事務の軽減・簡素化になると考えられる。</p> |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|-----------------------------|---|
| <p>福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。)の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士等の総数に基づくものとしている(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号))。基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるということは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員又は保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから適切ではないと考える。なお、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図ったところである。</p> | <p>「児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員及び保育士(以下、保育士等という)の総数に基づくものとしており、看護師を含めると保育士等が減少するから発達支援の質の担保ができない」とありますが、看護師が総数に含まれないことで、看護職員を配置していないことを理由に受け入れを断られ発達支援を受けることができない児童、遠方の施設まで通わなければならない児童がいるということは昨年度から再三申し上げているところです。児童に対する支援を適切に行うという観点に立てば、まずは発達支援の必要がある児童が必要な支援を受けられることこそが適切な支援を行うことではないでしょうか。さらに、保育士等の減少による発達支援の質という点について、機能訓練担当職員ならば発達支援の質が担保できて看護職員では担保できないとされる理由がわかりません。貴省で所管されている保育所等においては看護職員を1人に限り保育士とみならずことができるとされていますが、保育の質は看護職員で担保されているのであれば、児童発達支援センターにおいても、看護職員一人に限り保育士等とみならずと規定することはできないでしょうか。最後に看護職員加配加算について、確かに医療的ケアが必要な障害児にとっては支援が充実されたと認識していますし、昨年度末に運用改善がなされたことも承知しています。しかし、本市が要望しているのは「医療的ケアが必要な障害児」のことでなく、「医療的ケア児に該当する程度にはないが障害や病気を有する障害児」への支援のための看護職員配置です。地方においては、基準に該当する医療的ケア児が必ず毎年度存在するわけではなく、また、主に未就学児を対象とする児童発達支援センターでは、転居等がなくとも、就学年齢到達により利用しなくなります。そんな中、基準該当児の在籍状況に応じて、看護職員を雇ったり、解雇したりと、都合よく雇用することはできず、かといって、加算が算定できない場合に、施設の持ち出しにより雇うことは困難です。ゆえに、看護職員を常駐で配置しておくことができず、看護職員による支援が必要な児童が発達支援を受けられない事態が生じています。残念ながら看護職員加配加算では本市が要望している常駐の看護職員の配置を実現することはできないのです。どうか地方の声を真摯に受け止めていただき、本市の見解に対する合理的な説明をお願いします。</p> | <p>—</p> | <p>【全国知事会】福祉型児童発達支援センターの利用者は増大している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から福祉型児童発達支援センターの安定的な運営及びサービス量の確保についての基準に起因する支障が生じているとの意見が出されていることから、提案の実現に向けた積極的な検討を求めます。なお、「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、「参酌すべき基準」化等をすべきである。「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> |
| <p>鳥獣保護管理法施行規則において定められている、狩猟免許及び狩猟者登録証の様式は、複数の種別の免許を1枚の免許もしくは登録証で取り扱うような想定がなされていない。また、現在狩猟免許及び狩猟者登録証の発行に用いている「捕獲情報収集システム」は本提案のような運用を想定していないため、提案の実現に際しては本システムの改修が必要となるなど、複数種別の狩猟免許を1つの免許にまとめること、複数種別の狩猟者登録証を1つの登録証にまとめることで生じる運用上の課題などについて整理を行う必要がある。これらのことから、本提案を踏まえた、様式改正や運用面での課題整理などを行い、現行のシステム改修がなされるR3年度末を目途に対応できるよう検討を進めているところ。</p> | <p>本提案を踏まえ、早期の改正に向けて検討を進めていただきたい。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | ＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞ | |
|------|--|---------------------------------------|--|--|------------|---|--|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 64 | 高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梶原町 【重点25】 | 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和 | 固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにする。 | 【現行制度】 固定資産課税台帳記載情報の内部利用については、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができることとされている。 【支障事例】 森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。 また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 | 総務省、農林水産省 | 苫小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市 | <p>○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることは、本市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考え。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようにしていきたい。同じく令和元年度から市町村への譲与が始まった森林環境譲与税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。</p> <p>○平成31年度から施行された森林経営管理法では、適切な経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することとなっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。</p> <p>○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林経営管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。</p> <p>○平成24年度以降、新たに森林の所有者となった者の届出面積は、民有林全体の0.7パーセント(平成28年度末)に過ぎず、また平成28年度に地籍調査を実施した結果では、登記簿で所有者が分からない森林は、筆数で全体の約4割に及ぶ。現在、新たな森林管理システムにおいて、所有者不明森林に対する特例等が設けられているが、本制度の核となる市町村の推進体制が課題とされる中、より円滑に林地の集約化を進めるため、固定資産課税台帳に関するすべての情報を市町村税務部局へ提供可能とする制度が必要である。</p> <p>○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が必要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林経営管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。</p> <p>○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用を促進し、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できないため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。</p> <p>○提案市が挙げている支障事例に加え、本市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を徴取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。</p> <p>○森林経営管理制度を推進するためにも必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林経営管理法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。</p> <p>○「森林簿」の森林所有者情報の精度が低いことに加え、自助努力のみでは森林所有者の把握に限界があることから、森林経営計画の森林所有者と森林簿の森林所有者が異なる場合がある。森林法第17条の2(死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等)の中で、同項の包括承継人は、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならないとなっている。しかし、平成24年4月1日以前に包括承継された場合は、施行日前に所有権を取得していることから、土地の所有者の届出の義務が生じないため、森林法第191条の2に該当しない。そのため、包括承継人の届出の添付資料として登記事項証明その他の原因を証明する書面の提出が必須でないことから包括承継人の確認が申請書のみ確認となる。その結果、森林経営計画と森林簿が異なった状況で包括承継人の届出のみで森林施業の集約化や路網の整備を進めることとなり、包括承継が確実に行われていない場合、森林施業により施業同意や収益の分配などで支障が生じている。当市としても、森林経営管理法第5条の経営管理意向調査を行う上で、相続がなされない森林が多い中で、現状の法律では調査に支障をきたす可能性がある。そこで、経営管理意向調査を円滑に進めるため、平成24年3月31日以前の税務部局から当該登記簿と異なる台帳記載情報の提供を受けることができるように規制緩和を求める。</p> <p>○平成24年4月1日以降、新たに森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地所有者になった者の情報が、(土地の所有者となった旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所が判別できないとのことから、税務部局からの提供を受けることができていない。そのため、経営管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。</p> <p>○以下の支障が生じている。 ①森林経営管理法の円滑な実施に支障を来す恐れがある。 ②伐採届出制度における、森林所有者の確認に多大な時間を要するため、事務処理の適切な実施に支障が生じている。 ③地域林政の実施のための基礎データとして、使える「林地台帳」「森林簿」にしていくためには、必要不可欠なものと認識。 ④町有林の管理・整備にあたって、隣接所有者探索に多大な時間と労力を要している。</p> <p>○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、本市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となった者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかった。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行った。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となった者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。</p> <p>○大規模集約型林業のモデル実施を進めるにあたり、事業同意の取得に向けた森林所有者調査を行っているが、登記簿に記載されている所有者(平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者)が死亡等しており、記載住所が本籍地でない場合、固定資産課税台帳が利用できなければ追跡が困難となっている。</p> <p>○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林経営管理法において、市町村が行う経営管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。</p> <p>○当市でも、今後実施予定の森林経営管理法に基づく経営管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林経営管理法の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。</p> |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|---|---|---|--|
| <p>【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。 平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る情報については、同日以後に新たに森林の所有者となった者は市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、情報の内部利用が可能と整理されてきたところ。 平成24年3月31日以前に所有者となった者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林経営管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> <p>【農林水産省】 現行制度では、固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができること。 固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であると考え、利用を可能とするためには、その利用が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。</p> | <p>これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行い森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住居移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できていないところがある。 そのような中、これまでの森林法に基づく伐採・造林届など各種手続に加え、本年4月からは森林経営管理法が施行され、市町村は、森林所有者への経営に関する意向調査等の事務が始まっており、森林所有者情報の的確な把握がますます重要となっている。 また、空家においては所有者の範囲を限定せずに所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能としているところ、平成28年度地籍調査における土地所有者等に関する調査によれば、登記簿のみでは所在が分からない所有者等の割合は宅地よりも林地においてより高くなっており、森林についても空家と同等の仕組みを整備することが必要であると考え、共同提案している市町村をはじめ、多くの市町村から、森林法及び森林経営管理法の事務等の遂行のため固定資産課税台帳に記載されている情報の内部利用について要望を受けているところであり、前向きにご検討いただくようお願いしたい。</p> | <p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【福井市】 税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なった対応をとることとなる。 その結果、行政機関に対する不信任や土地所有者からの苦情等につながる懸念される。 以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> <p>【五島市】 本年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していきますが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になるので、今後とも継続してご検討下さいますようお願いいたします。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p> |

| 管理番号 | 団体名 | 提案事項(事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 | 制度の所管・関係府省 | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | |
|------|---|--|---|--|------------|---|---|
| | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 67 | 青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、鰯ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鰐町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町 | 農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する就農状況確認及び訪問に係る運用の弾力化 | 農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、経営開始直後の新規就農者に対して、「経営・技術」、「営農資金」、「農地」に関する課題を相談対応するサポートチームを交付対象者ごとに選任し、就農状況確認や訪問指導については、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らす、電話等で対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。 | 本事業は交付対象者が多く(平成30実績576人)、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。また、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者(平成30年実績161人)に対して、チームが中心となって就農状況確認を行うほかに訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村・県・JA等で構成するため、膨大な業務量が生じている。さらに、メンバーは担当者制で代理業務ができないため、市町村では日程調整等にも時間を要している。例えば、県内で最も交付対象者の多い市では、平成30年度の就農状況確認対象者が116人、訪問指導交付対象者が37人のため、1回の直接訪問に1～2か月を要し、年4回で最大8か月分の業務量となる。平成31年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価会を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、更に業務量の増加が見込まれる。一方、交付対象者にとっても、農作業が忙しい時期に農作業を一時中断して対応する負担や、複数人対応によって萎縮して気軽に質問がしにくくなる等の支障が生じているケースもある。この点、年4回の直接訪問の一部をまとめて実施してよいか国に確認したところ、別々に行うよう指導があった。また、積雪により現地確認ができない冬期間は文書でのやり取りで対応してよいか国に確認したところ、面談で実施するよう指導があったところ。 | 農林水産省 | 札幌市、盛岡市、山形市、白河市、鹿沼市、川崎市、新潟市、福井市、長野県、豊田市、京都府、大阪府、出雲市、高松市、熊本市、宮崎県、宮崎市 | <p>○本市では、昨年度36名の状況確認を行ったが、対象者との日程調整にかなり時間を要した。県、JA、農業委員会が構成されている、サポートメンバーのスケジュール調整等にも時間を要している。また、交付対象者にとっても、すべての圃場の状況確認のため、圃場が各地に点在し、遠い場合でも、作業を中断し対応するなど、農作業の妨げになっている。サポートチームも、もちろん他の業務をもっているわけで、何度も訪問となると、主の業務がおろそかになっていると思われる。何度も直接対象者にあわすとも、圃場の確認はできるわけで、状況に応じての対処が望ましい。もちろん、対象者はいつでも、サポートメンバーに相談を求めるとし、新規就農者の不安を少しでも緩和できるようにしてほしい。ほとんどの新規就農者には、サポートメンバー以外の、地区の先輩農業者からのアドバイスにより知識を得ているのが、実情である。</p> <p>○当団体においても、本事業は交付対象者が平成30実績で239と多く、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。また、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者(平成30年実績70人)に対して、チームが中心となって就農状況確認を行っており、令和元年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価会を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、経営改善に向けて、濃密指導実施による業務量の増加が見込まれている。そのような中、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制の構築は重要と思われる。</p> <p>○本市では、平成30年度までに採択となった者で、就農状況の確認対象となっているものが19件あり、訪問及び提出書類の確認、チェックリストの作成まで含めると1回の状況確認につき丸々1ヶ月程度を要している。これが年に2回、加えてサポートチームでの訪問が2回となると相当の業務量となり、新規就農者はもちろん、農林事務所、JAの各担当者と日程調整や依頼状、報告書の作成まで含めると年間では3ヶ月程度は当該業務に要していると考えられる。このことは、担当者の業務の複雑化だけでなく、交付対象者の営農にも少なからず影響を及ぼしており、特に7月は大半の交付対象者にとって農繁期にあたるため面談のための時間を作ることなどで農作業を中断することになる。サポートチーム訪問においては、本市でも5名以上の複数対応で交付対象者を訪問することになるが、緊張してなかなかその場で質問ができることは少ない。また、農閑期の訪問の際には、圃場に何も農作物がない場合には、対象者の自宅まで聞き取りを行うケースが多く、これもまた書類の提出時の聞き取り等で省略することが出来れば対象者の負担軽減になると考えられる。</p> <p>○市町村から負担が大きい旨の相談がある。提案のとおり、就農状況報告の確認(470名)及びサポートチームによる就農状況確認(129名)、さらには中間評価を踏まえた重点対応(73名)などが必要となっており、交付対象者が多くなればなるほど市町村、農業改良普及センターなど関係機関の業務負担は大きくなっている。このため、事務の簡素化・効率化が望まれる。※()内数値は令和元年度予定数</p> <p>○本事業における就農状況確認は、毎年1月末、7月末までに交付対象者から提出される就農状況報告の内容を受けて行うこととなり、本市においては、2月上旬、8月上旬に確認を実施している。これに対し、サポートチームによる訪問指導は、4月と10月に実施することが原則とされているが、就農状況確認を実施した時期と近接していることから、日程調整から課題の整理、関係者へ提供する資料の準備など業務が連続してしまうため、負担感が強く、原則通りに実施することが困難である。また、就農状況確認も訪問指導も、多数の関係者の日程を調整していく中で時間的な制約が生じることが多く、限られた時間の中で交付対象者の圃場を巡回することが目的化しがちである。そのため、交付対象者への聞き取りや、本來期待されている指導内容が深まらない傾向にあり、確認後の振り返りや意見の共有などもままならず、実効性を確保することが課題となっている。本市における交付対象者の作目は、露地野菜と施設野菜が大半を占めているが、その内、露地野菜は5月から10月が繁忙期であり、施設野菜は11月から5月が繁忙期である。それと併せ、就農状況確認を繁忙期の最中に行っており、更に訪問指導までその繁忙期の期間中に行うことは、対象者にとっては好ましい状況ではない。</p> <p>○1人につきサポートチームを構築するため、人数、作目が増える度に負担が増える。具体的には、現地訪問や中間評価のための日程調整が非常に大きな負担となっている。例えばいちご農家、なら農家、米農家といった場合、同じサポートチームのメンバーでそれぞれの農家を現地訪問できればいいが、それぞれの部門において専門が違うので、チームのメンバーがそれぞれの農家ごとにバラバラになってしまう。また、訪問先の農家の予定の都合もあるので、農家の都合が良くてサポートチームの誰かの日程が合わないことが多く、複数日にわたって現地訪問が必要になることが多く、さらにはその日程を調整するのに相当な努力を必要とする。これらにより、市の担当者の負担が増えている。なので、サポートチーム各々が対象農家を訪問し、後日報告会などで農家の状況を聞くなどした方が効率は各段に上がると思われる。報告会を欠席した場合は文書等で状況報告をしてもらうなど、代替案はいくらでもあると思う。</p> <p>○今後、更に業務量の増加した場合に対応できない市町村が出てくるのが懸念されるため、運用の弾力化が必要である。</p> <p>○直近の1年間ではほ場確認と就農状況確認合わせて延べ69件28日間である。</p> <p>○本市は市町村合併により市域が広く、ほ場確認に向かうのに多くの時間を要する。また、農業者は、普段から必要があれば、サポートチームの一員である農業改良普及課職員や農協職員と連絡を取り合っている。ほ場確認と就農状況確認を兼ねることにより、行政職員の負担を減らすことはもとより、新規就農者にとっても営農に使う時間を確保できるため効果がある。</p> <p>○本市における交付対象者は、平成30年度実績で16人となり、他市町と同様に審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。また、29年度から新たにサポートチームを整備し、29年度以降に採択した交付対象者(平成30年度実績5人)に対して、チームが中心となって就農状況確認を行うほかに訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村・県・JA等で構成するため、膨大な業務量が生じている。また、訪問指導は交付対象者の確保に努めれば努めるほど業務量が増すこととなる。さらに、メンバーは担当者制で代理業務ができないため、市町村では日程調整等にも時間を要している。31年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価会を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にチームで重点指導を行うこととなり、更に業務量の増加が見込まれる。一方、交付対象者にとっても、農繁期に農作業を一時中断して対応しなければならず、青年等就農計画の安定的な履行に支障が出る恐れがあり、負担が増す状況にある。</p> <p>○平成29年度から開始された、サポートチームによる交付対象者への就農確認及び訪問指導については、本県においても、市町村、県(農業改良普及センター)、JA等の大きな負担となっている。例えば、8月の就農確認と10月の訪問指導について、施設園芸の場合、栽培開始前の8月の就農確認は実効性が低く、10月の訪問指導と一括実施するほうが、効率的・効果的である。</p> <p>○本市においても、同様にサポートチーム全員での訪問は日程調整に時間がかかるため、個別による訪問等を可能にした弾力的な運用ができるようにしてほしい。また、年4回の回数を平成28年度以前のように年2回にし、状況によって増やすなどの対応が可能にしてほしい。</p> <p>○交付対象者一人に対して、「経営・技術」は、品目毎に担当が異なっており、「営農資金」は交付対象者の融資先が違うため担当が分かれており、「農地」に関して各地区毎に担当者が分かれているため、それぞれの担当者と農家との日程調整を行うことは非常に困難である。また資金や農地の担当者は、それぞれ個別に日常的に訪問を行っており、サポート体制での就農状況調査時に、相談はほぼ無かった。そのため、個別訪問でサポートする等の柔軟な対応をお願いしたい。</p> <p>○本事業では、以前から就農状況確認やフォローアップ面談などの多くの面談が義務付けられていながら、平成29年度から更に付け加えてサポートチーム面談を行うよう指導があった。交付対象者が多いことから、複数回の面談の日程調整や訪問等に多くの時間を割いていたところ、更に複数回のサポートチーム面談を行うということで業務量の増加に繋がっている。ほとんど目的が同じものである面談を何度も重ねて実施することは非効率的であり、交付対象者からも疑問の声が出始めている。新規就農者および交付対象者が増えていくほどそれらのフォローに必要の手間が増えるのは致し方ないが、担当者が割ける労力は限られており、新規就農希望者の掘り起こしや交付金の交付事務など重要度の高い他業務もあることから、各種面談については効率的に行えるよう弾力的な運用ができるようにしてほしい。</p> <p>○本事業については、従来、年2回、巡回調査を実施していたが、平成29年度以降に採択した交付対象者については、新たに構築されたサポートチームによる訪問相談等を2回行う必要があり、計4回、就農状況確認を行っている。さらに、今年度からは、中間評価制度が本格的に実施されるため、農作業繁忙期の面談等は交付対象者に負担をかけるとともに、行政側にとっても、評価会の開催や報告書とりまとめ等の業務量の増加が見込まれる。</p> <p>【当市交付対象者への巡回訪問スケジュール】</p> <p>5月 サポート体制による巡回訪問</p> <p>7月 交付対象者の考え方による就農状況確認(面談)</p> <p>8月 中間評価(面談)</p> <p>11月 サポート体制による巡回訪問</p> <p>1月 交付対象者の考え方による就農状況確認(面談)</p> <p>○支障事例に記載の通り、本事業は交付対象者が多く、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者に対して就農状況確認を行うほかに訪問指導を年2回行う必要がある。メンバーは市町村・県・JA等で構成するため、膨大な業務量が生じており、また、交付3年目の対象者へ新たに行う中間評価も加わり、面談や評価会など業務が更に膨大となっている。交付対象者の状況に応じて、抱き合わせで実施することで訪問回数を減らしたり、電話や書面でのやり取りでも対応するなど、弾力的な運用ができるようにしてほしい。</p> <p>○サポートチームが整備された平成29年度以降の採択者について、本市では5経営体と少ないものの、年4回の訪問に際して区担当者や交付対象者及び関係機関との日程調整に苦慮している状況がみられる。年2回(概ね7月、1月)の就農状況報告・確認は本人からの提出書類に対する確認が必要となるため面談又は訪問が必須は分かるが、その他年2回(原則4月、10月)のサポートチーム活動については調整が難しい場合、前回の状況確認と抱き合わせで実施することも可とされている。例：7月末の状況報告後、調整に時間を要して確認(訪問)が9月になった場合、タイミングに近い10月のサポートチーム活動(訪問)と抱き合わせで実施する。</p> <p>○本市では、就農状況報告を受けた後の8月、2月にサポートチームを中心とする就農状況確認を実施しているが、2月においては農閑期であることから農場に赴かず、主に経営等の課題解決の対応のための面談を行っている。また、サポートチームによる経営状況等の諸課題の把握及び相談対応については、6月、7月に現地訪問を行うが、サポートチームで参加できない担当者は、個別に訪問いただくことで対応している。本市は、積雪寒冷地で作付け期間が5月から10月の半年間であることから、全国一律の基準は、適切と思わない。また、新規就農者のサポートは、病害虫や栽培管理など即時に対応が必要となるものが多く、現状は、新規就農者から、電話やメール等により質問が寄せられ、サポートチームの担当者が指導している状況である。このためサポートチームが一堂に会して訪問する必要性は、ほとんど感じられない。今後は、中間評価の実施や重点対象者に対する指導強化、平成28年度以降の採択者の就農状況確認、人・農地プランの実質化など業務量の増大が確実となっていること、スマートフォン等の通信機器の普及により訪問せずに指導を行っている実態を踏まえ訪問指導の見直しが必要。</p> <p>○年4回の状況確認が業務として負担となっているのは事実である。「年2回以上の現地確認をした上で、交付主体の判断により、残り2回を書類や電話等で確認することを可能とする」のであれば、賛同できる。</p> <p>○当市管内では、今年度中間評価の対象となる新規就農者は29人で、就農状況確認対象者は80人となっている。当市では各区役所に設置してある農業関係部署ごとに農業次世代人材投資事業に取組んでいるが、提案団体と同様に担当者制であるため、他の職員が代理で業務を遂行できない面は同じであり、担当者の負担はかなり大きくなっている。よって当市においても、負担を減らしながら効率的かつ効果的な確認方法を検討いただくよう求めるもの。</p> <p>○本市でも同様に、年2回のヒアリングを実施しているが、対象者1件に係る時間が多く、業務の繁忙期には重い事務負担となる。また、今年度より中間評価も必要になってくるために、指摘にある通り弾力化した運用をお願いしたい。</p> |

| 各府省からの第1次回答 | 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解 | 各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解 | 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見 |
|--|--|-----------------------------|--|
| <p>農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、交付対象者の農業経営の開始及び定着をより確実なものとする観点から、交付主体である市町村は、その経営状況を把握するとともに、交付対象者が抱える「経営・技術」等の課題に適切に対応するため、都道府県、農業協同組合等の関係者で構成するサポートチームによるサポートを実施し、交付対象者のフォローアップを行うこととしている。</p> <p>また、適正かつ効果的な事業の執行を求められている中、交付対象者の営農現場において、就農状況を現地確認することや交付対象者への面談等は必要不可欠と考える。</p> <p>一方、地方公共団体職員の減少や、市町村によっては交付対象者が多数存在することから、交付主体による交付対象者の状況の把握及びサポートチームによる交付対象者の状況に応じたアドバイスが適切に行われるのであれば、交付主体の判断により、必ずしもサポートチームメンバー一同による対応に限らず、また、交付対象者の状況等に応じて訪問せずに電話等によるアドバイスを行うことも有効であると考えられることから、事業の効率化に向けた見直しを検討してまいりたい。</p> <p>なお、事業の適切かつ効果的な実施に向けて、交付主体等は、交付情報等を速やかにデータベースに登録することとなっているが、データベース入力不備等により交付対象者の状況が十分把握できない事例も散見されるため、交付主体による交付対象者の状況把握及びデータベース入力作業は引き続き適切に実施する必要があると考えている。</p> | <p>本提案では、サポートチームによる就農状況確認及び訪問指導に関し、交付対象者への指導を電話等による方法でも可能とすることだけでなく、これらの指導を抱き合わせで実施する点についても求めております。</p> <p>指導方法については、貴省から「訪問せずに電話等によるアドバイスを行うことも有効」との見解が示されましたが、就農状況の確認と訪問指導を抱き合わせで実施することで、毎年計4回実施している指導を年2回とする提案についても、ご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>抱き合わせによる実施を求める理由として、現状、年4回の訪問の中で、農繁期で交付対象者が対応できない時期や積雪等で圃場確認ができない時期、栽培開始前の時期等であったとしても訪問による確認又は指導を行わなければならない、本来期待されている指導内容が深まらない傾向にあり、その実効性に疑問を抱いております。また、指導に当たっては、事前に直近の状況や課題を把握した上で行う方が効果的ですが、その情報は就農状況報告が基となっており、訪問指導は就農状況確認と抱き合わせで実施する方が効率がよいと考えます。</p> <p>交付対象者は、普段から、サポートチームと連絡を取り合い、就農に関しアドバイスを受けております。従って、指導回数を一律に年4回として定めるのではなく、効率的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況等に応じて、就農状況確認及び訪問指導を抱き合わせで実施することで指導回数を年2回とした上で、従前通り、交付対象者からの相談は随時受け付けることにより、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することが可能になるものと考えます。</p> <p>なお、貴省からの回答に記された、交付情報等のデータベース入力作業等の業務を適切に執行することは必要と考えますが、平成29年度以降、年2回の訪問指導や中間評価等が加わったことにより業務量が大幅に増加し、データベース入力業務にも支障を来していることも一因と推察します。</p> | <p>—</p> | <p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> |